

総務企画常任委員会、予算常任委員会（第一分科会）  
及び決算審査特別委員会（第一分科会）

平成30年9月18日（火曜日）午前10時00分開会

出席委員（9名）

|     |      |      |      |
|-----|------|------|------|
| 委員長 | 齊藤誠之 | 副委員長 | 吉成伸一 |
| 委員  | 田村正宏 | 委員   | 小島耕一 |
| 委員  | 森本彰伸 | 委員   | 鈴木伸彦 |
| 委員  | 高久好一 | 委員   | 君島一郎 |
| 委員  | 玉野宏  |      |      |

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

|                |       |               |       |
|----------------|-------|---------------|-------|
| 選挙管理委員会事務局長    | 増田健造  | 選挙管理委員会事務局補佐  | 岩波ひろみ |
| 選挙係長           | 青木洋人  | 監査委員事務局長      | 増田健造  |
| 監査委員事務局補佐兼監査係長 | 岩波ひろみ | 固定資産評価審査委員会書記 | 増田健造  |
| 固定資産評価審査委員会書記  | 岩波ひろみ | 固定資産評価審査委員会書記 | 青木洋人  |
| 公平委員会会長        | 増田健造  | 公平委員会書記       | 岩波ひろみ |
| 公平委員会書記        | 青木洋人  | 総務部長          | 山田隆   |
| 総務課長           | 田代宰士  | 総務課長補佐        | 鈴木正宏  |
| 行政係長           | 佐藤吉将  | 人事研修係長        | 福田真二  |
| 給与厚生係長         | 田中薫   | 危機対策・放射能対策室長  | 高根沢寿夫 |
| 危機対策担当副主幹      | 小池雅之  | 放射能対策担当副主幹    | 大島貴博  |
| 財政課長           | 田野実   | 財政課長補佐兼管財係長   | 藤川正勝  |

|                       |      |                 |      |
|-----------------------|------|-----------------|------|
| 財政係長                  | 印南和也 | 契約検査課長          | 押久保昭 |
| 契約検査課長<br>補佐兼<br>検査係長 | 武藤泰治 | 契約係長            | 小野志保 |
| 課税課長                  | 相馬勇  | 課税課長補佐<br>兼税制係長 | 池澤直実 |
| 市民税係長                 | 伊藤隆  | 国民健康保険<br>税係長   | 田中綾  |
| 資産税土地<br>係長           | 平田篤史 | 資産税家屋<br>係長     | 須藤俊一 |
| 収税課長                  | 三輪敦  | 収税課長補佐<br>兼収納係長 | 深澤孝志 |
| 徴収担当<br>副主幹           | 杉本功  | 徴収担当<br>副主幹     | 高山衛  |
| 徴収担当<br>副主幹           | 横山純一 |                 |      |

出席議会事務局職員

書記 鎌田栄治

議事日程

1. 開会
2. 審査事項

[選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、固定資産評価委員会、公平委員会]

- ・選管・監査事務局長挨拶

決算審査特別委員会第一分科会

- ・認定第 1 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[総務部]

- ・総務部長挨拶

[総務課]

- ・議案第 79 号 那須塩原市公告式条例の一部改正について
- ・議案第 88 号 財産の取得について

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・認定第 1 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[財政課]

- ・議案第 78 号 那須塩原市補助金等審査会条例の制定について

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第 68 号 平成 30 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 3 号）

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・認定第 1 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[契約検査課]

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・ 認定第 1 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[課税課・収税課]

- ・ 議案第 80 号 那須塩原市税条例等の一部改正について
- ・ 議案第 81 号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正について

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・ 認定第 1 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・ 認定第 2 号 平成 29 年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ・ 認定第 3 号 平成 29 年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ・ 認定第 4 号 平成 29 年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○齊藤委員長 ただいまから9月定例会の総務企画  
常任委員会予算常任委員会（第一分科会）、決算  
審査特別委員会（第一分科会）を開会いたします。

審査の日程及び審査順はお手元に配付の次第の  
とおりとします。

今定例会におきまして当常任委員会に付託され  
た案件は、条例の制定案件1件、条例の一部改正  
案件3件、財産の取得案件1件でございます。

予算常任委員会付託案件のうち当分科会で審査  
すべき案件は、補正予算案件2件であります。ま  
た、決算審査特別委員会付託案件のうち、当分科  
会で審査すべき案件は決算認定案件5件でありま  
す。これら予算と決算に関する案件につきましては  
、関係所管課のところで随時分科会に切りかえ  
て審査を行います。議案審査において討議すべき  
点がございましたら、申し出てください。執行部  
退席のもと、暫時休憩中に委員間討議を行います。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とと  
もに円滑な進行へのご協力をお願い申し上げます。

◎選管・監査・固定資産評価・公

平委員会事務局の審査

○齊藤委員長 それでは、審査事項に入らせていた  
だきます。

まずは選挙管理委員会事務局、監査委員会事務  
局、固定資産評価委員会、公平委員会から順次審  
査を進めてまいります。

初めに、局長からご挨拶をお願いいたします。

局長。

○増田選管事務局長 （挨拶。）

○齊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、先ほど局長のほうから申し出があっ  
たとおり、総務企画常任委員会を決算審査特別委  
員会第一分科会に切りかえて行います。

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○齊藤委員長 認定第1号 平成29年度那須塩原市  
一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といた  
します。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたしま  
す。

局長。

○増田選管事務局長 （認定第1号について説明）

○齊藤委員長 それでは、説明が終わりましたので  
質疑を許します。

君島委員。

○君島委員 執行計画書の31ページの県委託金の選  
挙費委託金というのは、選挙管理委員会に入っ  
てきてよろしいのですよね。

○齊藤委員長 局長。

○増田選管事務局長 歳入について説明省略させて  
いただきましたが、今、君島委員のおっしゃった  
とおりです。

○君島委員 はい、いいです。

○増田選管事務局長 説明はよろしいですか。用意  
はしてきてあります。いいですか。

これは300万8,000円ほどふえています。

〔「もっとふえているでしょう、衆議院選  
挙の委託金入ってきているんですから、  
4,000万」と言う人あり〕

○齊藤委員長 続けてどうぞ。

○増田選管事務局長 28年度が559万6,000円で、29

年度が860万4,000円ですので、やはり300万8,000円ふえております。こちらにつきましては、在外選挙人の名簿登録に関する費用でございまして、件数が28年度が5件だったものが7件にふえています。あとは、それぞれ登録に要した費用が、単価がこれは2件ですけれども、こちらが29年度は1件当たり151万4,000円。記載事項の変更がこちらも2件ございましたが、214万6,000円。抹消が3件ございましたが、こちらが42万8,000円ということです。ちなみに28年度は登録が2件、また在外公館経由の再交付、こちらが1件ございましたが、こちらの単価は42万8,000円、それと抹消が5件ということで、28年度は559万6,000円ですので、300万8,000円ほどふえております。

以上です。

○齊藤委員長 君島委員。

○君島委員 私、聞きたかったのはそっちじゃなくて、衆議院の選挙が出たので、衆議院の選挙の費用について、県から委託金が入ってきますよね。局長のほうから変わった部分、大幅に違う部分を説明をすと言ったのに、歳入の衆議院選挙のやつが説明がなかったの、間違いないですねという確認をとりたかった。

○齊藤委員長 局長。

○増田選管事務局長 すみません、全然お門違いなことを申しました。

今、君島委員がおっしゃったように衆議院選挙の委託金が4,192万5,226円。こちら説明のほう省いてしまいました。大変申しわけございません。これは物すごく大きい費用です。おっしゃるとおりです。

○君島委員 29年度しかないやつなので。

○増田選管事務局長 そうですね。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 105ページです。10事業についてなんですけれども、これ申し立て者がいて、その申し立て者が要するに税金、市のほうに納めなさいという金額があったと思うんですけれども、その金額がもし今わかれば。それに対してこの裁判でかかった経費のトータル、2つわかりますでしょうか。

○齊藤委員長 局長。

○増田選管事務局長 税額は大変申しわけありません、固定資産の審査の申し出はあくまでも評価額についての申し出ですので、すみませんが評価額はわかりますけれども、税額はわかりませんので、ちなみに評価額の1.4%か。評価額は家屋が2棟ありまして、トータルで1億8,001万7,229円となります。

〔発言する人あり〕

○増田選管事務局長 約250万です。

○鈴木委員 ありがとうございます。

経費のトータルはわかりますか。

○齊藤委員長 局長。

○増田選管事務局長 経費のトータルと申しますと、例えば27年度から訴訟が行われておりますので、27年がこれ、28年が93万3,000円ですが、先ほど旅費なんか20万ほどふえたと申しましたが、そういう旅費なんかも含めたり、あと固定資産の評価審査員会、これを開催すると日当ですのでその分の日当とか、あと極端な話、職員の人件費等々を含めれば金額は100万円を超えるようなものになるんだというふうに考えております。

○鈴木委員 概略なのでわかりました。これは将来的には過去のやつだと思うんだよね。これを認めない、将来の今度払ってもらえなくなる可能性もあるので、そういうことも含めて了解しました。続けていいですか。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今の件、了解しました。あと、ちょっとこれは聞きづらいというか、別に大した話じゃないんですけども、117ページの一番下の監査委員10事業で、旅費で費用弁償と普通旅費のほうが減額になったという、すごく少なかったんですけども、これは単純に交通費がいつもより少なかったのか、行く予定のところが1つ削れたか、その程度で結構ですけれども。

○齊藤委員長 局長。

○増田選管事務局長 旅費の費用弁償と普通旅費、こちらの減少分につきましては毎年行われております関東都市監査委員会の定期総会というものがございまして、これは毎年5月に開催されますが、29年度は議員さんの改選がございましたので、議選の監査委員が不在だったということが1点です。それと8月に全国都市監査委員会総会というものがございまして、こちらは泊まりで行われますけれども、やはり議選の監査委員さんが公務がありまして出席できなかった。ちなみに8月24日が那須地区議員交流会で、8月25日は議運が行われたような感じですので、中村監査委員が出席できなかったというのが1つ。それと、行き先がその全国都市監査委員会、前年度28年度は函館市だったものが、29年度は東京都の港区になった。

以上の3点が旅費と費用弁償が減少した主な理由でございます。

○鈴木委員 ありがとうございます。

以上です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

小島委員。

○小島委員 105ページで固定資産評価審査委員会で委託料ということで、弁護士に頼んでいますけれども、この弁護士の委託料というのは訴訟があったときだけなのか、それとも毎年頼んでいるのかというのは、どうなのかお伺いしたいと思います。

ます。

○齊藤委員長 局長。

○増田選管事務局長 訴訟があったときのみ契約を結んでおります。先ほども申し上げましたが、27年度が54万円の契約です。着手金が32万4,000円、事後報酬が21万6,000円。28年度が39万3,000円、着手金が16万2,000円、事後報酬が21万6,000円と裁判所の出廷旅費が1回につき1万5,000円。こういった契約を結んでおります。

以上です。

○齊藤委員長 小島委員。

○小島委員 関連ですけれども、裁判費用は弁護士費用だけですか。それともそれ以外の裁判所に払うような費用というのはあったのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

○齊藤委員長 局長。

○増田選管事務局長 裁判費用につきましては、先ほど申し上げました29年度の37万4,000円ですけれども、その内訳としまして、細かいところですが申し立て印紙代が6,000円、予納切手代が2,277円、これ実費ですね、裁判に要した。謄本代が600円、情報公請求手数料が2,860円、送金手数料が648円、送料が8,246円、不動産鑑定士手数料が32万4,000円というような形で、委託契約を結ぶ以外に裁判に要した実費などは弁護士が一時的に立てかえて、後でそのかかった費用を市のほうで支払っているということです。

○齊藤委員長 よろしいですか。

○小島委員 結構です。

○齊藤委員長 そのほかいらっしゃいますか。

吉成副委員長。

○吉成副委員長 110ページの選挙啓発費10事業で、我々市議会議員選挙がその後段に5月に開催されて費用があるわけですけれども、実際にこの選挙啓発、毎年、小学校、中学校にポスターを依頼し

ているということなわけですけれども、我々の選挙は5月ですよ。ポスターの依頼に関しては、前年とちょっと比較してみたら、学校、それから応募数もふえているということでは、それぞれ参加する児童生徒がふえたので、それなりの選管としての働きかけがあったのかなと思うんですが、実際に啓発運動を進めるのであれば、本来であれば一番身近な選挙が市議会議員選挙ですから、4月ですので、ただこういうものは新年度であれば当然8月の夏休みとか、そういったときの依頼になると思うんですが、これはどうなのでしょう。

○齊藤委員長 局長。

○増田選管事務局長 こちらは、明るい選挙啓発ポスターということで、夏休みの宿題で、夏休み明けの8月末ぐらいに学校に提出、9月の、先週あたりまでに選挙管理委員会に提出していただきまして、ちなみに、変更できるんだったらきょうの午後、そのポスターの選定を西那須野庁舎で行いますので、それで選ばれたものを今度県を通して全国のほうに持っていきまして、最終的に決まるのは11月ぐらいに全国レベルの表彰が行われる予定となっております。

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成副委員長 全国だからしょうがないんですけど、それを今度は、例えば我々の選挙は昨年あったわけですから、ということは、平成28年度のコンクールで選ばれたものが平成29年度、この選挙前にどんな活用をされるのでしょうか。

○齊藤委員長 局長。

○増田選管事務局長 こんな形で作品、選挙に関する周知とか、あとは市のほうで選ばれたものにつきましては、何年度はこういうものが選ばれましたということで、クリアファイルを市内の全小中学校、あと教員も含めて予算をとって配って周知をしております。

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成副委員長 了解しました。

あと、我々の市議会議員選挙費、それから衆議院議員選挙費、ここで報酬の件で、例えば非常勤の職員報酬ということで250万何がしが市議会議員選挙では支出されているわけです。衆議院議員選挙もやはり同じ非常勤職員の報酬として、300万何がしが支出されているわけです。同じように職員の報酬、市議会議員選挙の場合が一般職員ということで1,180万何がし、そして衆議院選挙の場合には1,610万だ、実際。市議会議員選挙も衆議院議員選挙も投票所とか、そういったものは当然同じなわけです。でも、これだけの報酬差がある一番の原因はどこにあるのでしょうか。説明の中に入っているんで、期日前の人数であったり、そういったものの違いというのは多少わかるんですけども、少し具体的にお話しいただきたい。

○齊藤委員長 局長。

○増田選管事務局長 市議会議員選挙は告示から選挙まで7日間です。それに対しまして衆議院選挙は告示から選挙まで12日間、日数が5日間違います。その5日間について、期日前を市内の4カ所で行っているのが最も大きな理由だというふうに考えております。

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成副委員長 そうすると、それは一般職員の1,100万と1,600万のこの500万からの違いというのは、全てそこに集約されているという理解でいいんですか。

○齊藤委員長 係長。

座ったままでいいです。

○青木選挙係長 今、局長のほうから申し上げましたとおり、期間もあるんですけども、吉成委員のおっしゃるとおり、まず職員の手当のほうにつきましては、違いとしましては市議会議員選挙は

1票だけの票に対して、衆議院選挙は小選挙区と比例代表、あと国民審査ということで3票も票を処理しなくてはいけないというところで、その分、事務従事者を市議選よりもやっぱり多く配置していますので、その違いでこれだけの増額が出ているというところでございます。

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成副委員長 以前に参議院選挙、国政選挙の場合に大体職員の延べが900人ぐらい携わっているということだったんですけども、そうすると我々の市議会議員選挙であれば大体何人ぐらいの一般職の方がかかわっているということですか。

じゃ、それは後でいいです。

もう一点だけ確認させていただきます。職員手当は法定で決まっていると思うんですけども、幾らぐらいでしたか、時給で。

○齊藤委員長 係長。

○青木選挙係長 選挙の場合は従事者、その従事する方の平均で雇うんですけども、衆議院議員選のときですと単価で2,154円。ちなみに市議会議員選挙につきましては2,125円になります。

○吉成副委員長 わかりました、了解です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 なさそうですね。

それでは、討議すべき点はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、固定資産評価委員会、公平委員会所管の審査事項は以上となります。

—————◇—————

#### ◎その他

○齊藤委員長 その他として、委員の皆様から何かございますか。

小島委員。

○小島委員 (選挙の投票率について)

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 それでは、執行部から何かございますか。

局長。

○増田選管事務局長 (市の職員数について)

〔「了解です」と言う人あり〕

○齊藤委員長 それでは、以上で審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時37分



再開 午前10時39分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎総務部の審査

○齊藤委員長 これより総務部の審査に入ります。  
初めに、総務部長からご挨拶をお願いいたします。  
部長。

○山田総務部長 (挨拶。)

○齊藤委員長 ありがとうございます。  
それでは、ただいまから総務課の審査に入ります。担当課の皆さん、お疲れさまでございます。

◇

◎議案第79号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 それでは、議案第79号 那須塩原市公告式条例の一部改正についてを議題といたします。  
執行部から議案の説明を簡潔をお願いいたします。  
課長。

○田代総務課長 (議案第79号について説明)

○齊藤委員長 説明が終わりましたので質疑を許します。  
吉成副委員長。

○吉成副委員長 これまでは条例と同じ扱いだったものが、この改正に関しては規則も公示とか訓令と同じような扱いにしていくという説明なんですけれども、実際に対象となるような文書類という

のはどのぐらいになるのでしょうか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。  
課長。

○田代総務課長 実際、過去5年間の規則の数が多い年で79、少ない年で31、条例と合わせますとおおよそ例年80本といえいいですか、80の条例規則が出ております。多い年は130という合計であります。これを例えば市長が全て署名をするというようなのが、これまでの改正前の状況でございます。

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成副委員長 そうすると、条例はこれまでどおりの扱いですから、現実によりによって簡素化、効率化を図るということになるわけですが、市長であったり、当然議長も関係するでしょうし、そのほかの代表者もあるわけですが、現実的にはどのぐらいのものが簡素化されるのでしょうか、量的に。

○齊藤委員長 課長。

○田代総務課長 規則の数がそのまま簡素化という形になりますので、年間平均で40本程度はこの署名から記名押印に変更になると見込んでおります。

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成副委員長 あり得ないとは思いますが、署名しないわけですから、例えば名前はパソコン等でというふうになりますけれども、その辺でのチェックというのかな、そういうものはしっかりされるということですね。これまでもされてきたと思いますけれども。

○齊藤委員長 課長。

○田代総務課長 それでは、具体的なチェックをどんなふうに行っているか、こちらは行政係長のほうから現実の作業のほうを説明させていただきます。

○齊藤委員長 係長。

○佐藤行政係長 お答えさせていただきます。

実際、行政係のほう、総務課のほうに実際に合議というような形になりますので、まずは市の例示審査などに係るもので、規則の本数は全て把握ができるような状態になってございます。それとあわせて、公印の管理も総務課内で行っておりますので、そちらのほうに公印を使用する際には台帳がありまして、必ずそこに署名をいただく、あわせてその告示簿というのがありますので、どういったものが公布されている、告示されているというのは随時行政係のほうで確認のできるような状態になっておりますので、漏れることはほぼほぼないものと考えてございます。

○吉成副委員長 ほぼほぼじゃなくて、ないように。了解です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようにですので、討議すべき点はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようにですので質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようにですので討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第79号 那須塩原市公告式条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第79号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

### ◎議案第88号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 続きまして、議案第88号 財産の取得についてを議題といたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。課長。

○田代総務課長 (議案第88号について説明)

○齊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 落札額の同じような設備の能力の車両の、わかればですけども、過去の車両の落札金額って今ご説明いただけますでしょうか。ちょっと過去と比較をできたらなど。

○齊藤委員長 課長。

○田代総務課長 今すぐに過去のデータ出ませんが、この落札金額というのが、実は同時購入、今回2台を同時に発注しておりまして、同じところが2台受けるとなると、やはりそこで落札額の上限があります。1台で単体で入札をする場合と、そこから辺で予定価格との差というのは出てくるものと理解をしております。基本的にこれまで1台当たり1,000万円というのが小型ポンプのものでございます。こちら昨年も小型ポンプ積載車を2台購入しておりまして、昨年の実績でいきますと、1,961万2,800円という金額で購入をしております。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 あと、この入札、落札、予定金額とい

うのがここには載っていなかったんですけども、予定金額というのはまずあるんでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○田代総務課長 今回の2台の自動車の予定価格は、税抜きでいきますと2,098万1,220円、こちらが予定価格でございます。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと2つほど興味があるんですけども、予定価格に対して落札者の、例えば100とした場合に96%とか97という数字が出てくると思うんですよね。その、できれば知りたいんですけども、毎年、過去10年間にわたってそのパーセントはどのような動きがあるか、それが1つと、もう一つ、一番、これは余りあれかな。

○齊藤委員長 もしあれなら一問一答にしますか。

○鈴木委員 はい。

○齊藤委員長 まず、答弁を求めます。

10年ですか。

○鈴木委員 聞きたいことはわかるでしょう。別に今でなくてもいいんですけども、ちょっと知っておきたいなど。

○齊藤委員長 すぐ出ますか。すぐ出るものでもない。

課長。

○田代総務課長 申しわけございません、すぐには出ません。過去10年さかのぼってちょっと数値を拾わないと出ません。

○齊藤委員長 出すことが可能であれば、そうしたらまた後に。何年まで大丈夫。5年ですかね。書類が。

課長。

○田代総務課長 それでは、5年ということで、入札の執行そのものは、金額が金額でございますので、契約検査課のほうで実施をしているものでございますので、そちらからちょっとデータを入力

して一覧という形で作る。ちなみに、今回の入札率は94.8というところですかね。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 多分皆さんも聞いている人もわからないと思うんですけども、これが固定化されていると余り競争入札の効果が出ていないんじゃないかなということとちょっとお聞きしたのと、もう一つ、これが入札者が大体決まっているんじゃないかと思うんですよ。そうすると、チャンピオンというところがまずは5%引きで、その後適当に割引を引いて入れて、順番に回しているということが想像できないわけではないんですけども、そういうことがあってはいけないんで、いけないとは思いますが、実際具体的にどれぐらい程度の割合で、上と下の上限の幅で、じゃ、おまえのところ幾らなというふうにやっている可能性がなきにしもあらずなので、なるべくそういうことがないようにと思ってのちょっと質疑でしたので、資料が出たらよろしくお願いします。

以上です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

副委員長。

○吉成副委員長 それでは、昨年も同様に購入しているということで、先ほど鈴木委員の質疑に対して1,960何がしという数字が出されたわけですけども、今回はそれよりも高い金額になっております。そうすると、例えば車両自体の足回りが前回よりしっかりしているとか、何かの差がないとこれだけの金額の相違って出てこないと思うんですが、そこはあるんでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○田代総務課長 まず、車両本体でいきますと、シャーシ部分の、本体部分の価格が上がってきているというのがまず1点あると。また、装備品に昨年と変更があると。具体的に言いますと、今回の

発注からドライブレコーダー、それとバックモニターを装備したというのが大きな違いだということでございます。

○吉成副委員長 わかりました。

○齊藤委員長 高久委員。

○高久委員 今出たバックモニターとドライブレコーダーはセットで恐らく入れているのかと思うんですが、単価はどのぐらいするんですか。セットなのか。

○齊藤委員長 課長。

○田代総務課長 設計単価でございます。バックモニターシステム一式で6万円、ドライブレコーダー一式で4万円設計をしております。

○齊藤委員長 そのほか質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第88号 財産の取得については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第88号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

じゃ、すみません、ここで会議の途中ですが休憩にします。10分間の休憩にいたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時06分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、総務企画常任委員会を決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえ行います。

◇  
◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○田代総務課長 （認定第1号について説明）

○齊藤委員長 それでは、説明が終わりましたので、質疑を許します。

田村委員。

○田村委員 最初に、人件費ということで、時間外手当が2,560万円減少という話がありましたが、これはこの主な原因というのは、いわゆる退職者が減ったことによるものなのか、もしくは働き方改革みたいなあれで減ったのか、その辺がわかれば教えてください。

○齊藤委員長 課長。

○田代総務課長 私ども特定事業主の計画というも

のをつくっておきまして、その中で時間外勤務の多い職場のヒアリングを行っております。月60時間以上の時間外を3カ月以上続けている部署の課長を対象に私どものほうでヒアリングをして、その時間外の原因、またその対処方法、そういったもののヒアリングを行って、職場での意識改革なり時間外削減のための取り組みを行っていただくということをやっておりますので、そういった成果がこの数字にあらわれたのではないかと考えております。

○齊藤委員長 田村委員。

○田村委員 ちなみに、1人当たりの時間外勤務時間というのはわかるんですか。

○齊藤委員長 平均なら出ますか。  
課長。

○田代総務課長 昨年度の資料はあるのですが、ここにないということで、おおむね20時間まではいないと思います、1人当たり。17とか18とか、月ですね、というところだったかと思えます。

○齊藤委員長 田村委員。

○田村委員 ちょっと関連して、62ページの勤怠管理システム、これを導入したということで、初期費用で相当かかりますけれども、これが多分今後、例えば手数料みたいなのが委託先に払うやつとかあって、ランニングコストがそれなりにかかると思うんですけれども、それはどのぐらいを見ているというか、そういうのはわかるんですか。

○齊藤委員長 課長。

○田代総務課長 お待たせをいたしました。

こちら、まず月々かかる費用といたしましては、委託料でございます。システム保守料としまして月額7万4,000円ほど、そしてこちらのシステム機器の賃借料のほう、こちらは月額55万5,444円でございます。

○齊藤委員長 そのほか質疑ございませんか。  
森本委員。

○森本委員 42ページの歳入で、住宅除染事業に係る過払い金の返還金と、あと186ページの補助金の返金、これが大きく金額が違うんですけども、これは国からこれだけしかもらっていないくて、それで事業全体にかかった金額がこれだからという理由なのか、この違いの理由、それを教えていただけたらと思います。

○齊藤委員長 課長。

○田代総務課長 こちらは、まず業者から返還されました1億3,800何がしという金額の内訳なんです、こちら実は環境省の補助金を多くいただいていた分と総務省の震災復興特別交付税交付金を多くもらっていた分の合計金額でございます。ちなみに、繰り返しますと、環境省の放射線量低減対策特別緊急事業費補助金は先ほど歳入にありました5,944万600円、そして総務省に返還する分としまして7,905万8,000円で、合わせて1億3,849万8,600円という金額になっております。総務省の震災復興特別交付税の交付金につきましては、29年度の中での調整の中で返還と新たにいただくものがあるということで、その中で調整をされたというふうに聞いておりますので、一応財源としては歳入はいただきましたけれども、うちの課として歳出する部分というところではないものですから、うちのほうの事業としては出ておりません。

○齊藤委員長 そのほかございますか。  
小島委員。

○小島委員 169ページの災害救助費の27年9月の関東・東北豪雨災害対応経費ということで、住宅購入費ということで、管内で住宅が流されたとかという事例があったのか、そういう関係で住宅費が出ているか、これ具体的にはどんな状況だった

のかお伺いしたいと思います。

○齊藤委員長 課長。

○田代総務課長 それでは、この具体的な対応について、担当係長のほうから説明をさせていただきます。

○齊藤委員長 係長。

○小池危機対策担当副主幹 平成27年9月関東・東北豪雨の災害対応、この被災者生活再建支援金ですけれども、このときの災害で中塩原のご自宅が半壊されたという方が1件ございました。那須塩原市自体は被害件数が多くなかったのですが、国のいわゆる生活再建支援法の適用はならなかったんですが、その救済の制度でこういった県の被災者生活再建支援制度というのがありまして、そちらのほうから国と同様の支援をというようなことでつくられている制度です。その適用になりまして、その半壊世帯の方に、28年度に基礎支援金100万円、全壊も半壊も100万円ということで基礎支援金が既に出ておりまして、その後、新築とかあるいは購入とかというような形をとられた場合に、加算支援金というような形で購入、新築の場合は200万円というようなことで決められているものでございまして、29年度中に新たな住まいを購入されたというようなことで200万円の加算支援金が支給されたという流れでございます。

以上です。

○小島委員 了解しました。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

副委員長。

○吉成副委員長 それでは、60ページの防災対策費の中で、以前予算化されたもので災害用井戸のプレートというのがあったように記憶をしているんですね。これ、一般質問でも災害用の井戸というのが以前あったんで、今回のこの災害用井戸というふうな、光熱水費ですからちょっとプレートは

ないなと思って、それは平成29年度予算化されているものの執行はされなかったんでしょうか。それともどうなっているんでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○田代総務課長 本当に申しわけございません。こちら、ちょっと準備に手間取りまして、29年度予算の中でプレートの作成まで間に合わなかったというのが本当のところでございます。誠に申しわけございませんでした。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 ということは、災害用井戸としてはあるので、プレートの作成はするという理解でいいんですか。

○齊藤委員長 課長。

○田代総務課長 おっしゃるとおり、指定をした井戸については、プレートのほう、作成をした上で掲示をお願いするというところは変わってございません。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 そうすると、執行される予算額、決算額は幾らぐらいなんですか。

○齊藤委員長 課長。

○田代総務課長 1枚5,000円程度のプレートを今年度の予算の範囲内でつくりたいというふうに考えております。消耗品費の中で作成を考えております。全体で約10万円ほどを予定したいと考えております。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 予算額どおりの執行になるということよろしいですね。

○齊藤委員長 課長。

○田代総務課長 そのように執行したいと考えております。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 じゃ、その点は了解しました。

続きまして、やっぱりきちんとおくれた理由を聞かせてください。

○齊藤委員長 課長。

○田代総務課長 ちょっと言いわけじみた話になってしまうのはご容赦いただければと思うんですが、全て昨年度、新規事業等々が多くございまして、特に消防団事業所協力制度であるとか、この井戸もしかり、また、地域防災計画の改定作業等々もあわせて同一の担当が進めていた関係で、そのデザインが、当初ほかの事業所、ほかの市町でやっているものを単純にそれを当市に当てはめてしまえば簡単は簡単なんですけれども、やはり協力をいただいた方の悪目立ちをしたくないといえますか、そういったところをどういような形で対処したらいいのかなというところもありまして、ちょっとデザイン的に悩んでしまったというところも1つございます。

中身の部分とその物理的な部分と、両面でちょっと執行がおくれてしまったということでございます。申しわけございません。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 それでは、次ページの61ページの自主防災組織育成支援事業90事業なんですけど、今回はこれ、事業を防災対策費と、それから自主防との事業費を分けて予算化されているのもそうでしょうけれども、それによってこういう記載になっているという説明、ほかにもそういうのはたくさん今回あるわけですけども、ちょっと不思議に思うのは、これはここと限らないんですよ。ほかでもそうなんですけれども、平成28年度決算額がゼロになっているわけですよ。本来であれば、ここは300万何がしが入っていいんだと思うんです。ここと限りません。ほかにもそういう項目があります。ただ、我々はぱっと見たとき、これで判断するわけですよ。そうすると、9事業費と

かそういう本来は記載の仕方が我々にとっては非常にわかりやすいんだと思うんです。これ、ここだけじゃない。大変申しわけないんですが、例としてここにあるので、そこを、部長、どうしてこういう記載になっているのか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

部長。

○山田総務部長 おっしゃるとおりです。これ、あくまでも款項目事業で比較で自動的に打ち出したということで、まさにそのとおりなんで、これを例えば同じ90事業の中でも、前回の分を抜き出してここに入れば、おっしゃるように見出しによって比較が可能なので、それ、ちょっと検討させていただきたいと思います。すみません。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 ほかにも本当に幾つもこういう箇所があって、昨年の市政報告書を見ればわかるという話なんだけれども、それから平成29年度の予算だってこうなってるでしょう、事業名こうなっているんだからそのとおりでしょうと言われると、そのとおりなんですけれども、もうちょっと丁寧に載せてもらったほうがいいのかなという気がしたので、今確かめました。

実際に今回のこの育成事業費の中で、それぞれ自主防の結成であったり運営費であったり、当然含めての予算が120万円から今回は減額決算になっているわけですね。だから見込みとこの120万円の違いの一番の要因、原因はどこにあるんでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○田代総務課長 先ほどの説明の中でも言いましたが、額が一番多い資機材等の整備事業、1団体当たり30万円という金額でございまして、こちらが多い年と少ない年で、やはり一番変動要因があるかと。実際、その自主防災組織をつくっていた

だいて、即この資機材等整備事業の補助金を使っ  
ていただくところもあるんですが、やはり時間を  
置いて検討していただいて、しばらくたってから  
ここに載せるというところもあるものですから、  
なかなか年、年で差が出てしまう。一方でその結  
成事業の補助金のほうは、いつきの、一遍にで  
きるというピークがちょっと過ぎてしまったのが  
あるものですから、そこはそれほどびっくりする  
ほど多くなったりというのはないと。

また、自主防災組織運営事業につきましてもあ  
る程度の数というところで、ここは減る要因はな  
くて、徐々にふえていくというようなところでご  
ざいますので、繰り返しになりますが、やはりそ  
の大きく変動するというのは資機材と整備事業で  
あるというふうに認識しております。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 了解しました。

63ページ、ここの19管理費の中の給与職員厚生  
費の部分の20事業ですけれども、本当に金額はわ  
ずか1万3,641円というこの災害補償費で労働災  
害、休業補償費（2人）となっているんですが、  
これは内容をお聞かせください。

○齊藤委員長 課長。

○田代総務課長 それでは、詳細、田中係長から説  
明をさせていただきます。

○齊藤委員長 係長。

○田中給与厚生係長 ご説明を申し上げます。

労働災害休業補償についてなんですけれども、  
こちらの補償は、臨時常勤の職員さんのうち、労  
災保険の対象になっている職員についてなんです  
が、労災の関係で労働災害による療養のために労  
働することができず、そのために賃金を受けてい  
ないときは、その4日目から労災保険のほうで休  
業補償が支給されることになっております。ただ  
し、3日目までの間は事業所、市役所のほうで補

償しなくちゃいけないということになっておりま  
すので、そちらの補償となっております。

今回計上されている1万3,641円、それについ  
ては2名ほど該当しておりまして、大原間小学校  
の生活支援員さんと青木小学校の用務員さん、こ  
の2名の休業補償となっております。

以上でございます。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 中身、わかりました。

そうすると、そのお2人の大原間小学校、青木  
小学校の方々は1日幾らの補償になったんでしょ  
うか、この3日間。

○齊藤委員長 係長。

○田中給与厚生係長 大原間小学校の生活支援員さ  
んは3日間なんです、3日間で7,168円、青木  
小学校の用務員さんは2日間になっておりまして  
6,473円の内訳となっております。

○齊藤委員長 課長。

○田代総務課長 補足いたします。

この金額は賃金の60%の金額が日額となるとい  
うことでございます。

○吉成副委員長 60%の補償ですね。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

高久委員。

○高久委員 今、吉成さんが聞いた2段上の社会保  
険料、臨時職員社会保険料の根拠、臨時職員の数  
を教えていただけると。

○齊藤委員長 係長。

○田中給与厚生係長 平成29年度は、やめたり入っ  
たりがあるので細かい数字は言えないんですけれ  
ども、約500名。28年度が約300名になっておりま  
す。

○高久委員 社会保険の対象。

○田中給与厚生係長 そうです。社会保険の対象の  
職員が500名と300名となっております。



○齊藤委員長 高久委員。

○高久委員 わかりました。

その下の労働保険料というのも、これも同じ数という理解でいいんですか。

○齊藤委員長 係長。

○田中給与厚生係長 こちらは雇用保険に入っている職員になりますので、適用条件が違くなりますので、こちらは若干多くて625名。こちらは年度は、ごめんなさい、平成29年625名です。こちら、条件は変わりませんので、平成28年度も約600名ぐらいということになります。

以上です。

○高久委員 オーケーです。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

小島委員。

○小島委員 61ページ、自主防災組織の育成運営事業費、この事業比率の積算基礎というのをちょっと教えてほしいんですけれども。1団体どういう積算基礎で出しているのかというところですね。あと、自治会と同じで会員数が大分大きい会員数と小さい会員数あるかと思うんですけれども、それによってどの程度の違いがあるのか、ちょっと教えていただけますか。

○齊藤委員長 係長。

○小池危機対策担当副主幹 では、各補助金について説明いたします。

それぞれ定額の上限設定7万円、補助金ということになっています。結成につきましては、結成までに必要な自治会内での打ち合わせ、会議とかあるいは組織の結成に向けて地域内の防災マップをつくろうとか、そういったものを対象に結成までに必要な経費というところで、定額で3万円以内ということで一律の金額になっております。

自主防災組織の運営事業補助金につきましては、27年度までは一律2万円という定額だったんです

が、やはり今おっしゃったように組織の規模が違いうようなところを反映させまして、1万5,000円プラス各組織の戸数掛ける50円掛けたものを1万5,000円にプラスする。この計算でいきますと、100戸までの世帯は2万円を切ってしまうので、100戸より少ない組織については2万円は保証すると。100より多いところは2万円を超えた金額になってきますので、それが上限の金額。多いところで6万何千円、たぶんそのあたりで一番多い金額になると思います。

資機材の整備につきましては、やはり一律の金額で30万円以内ということで、今のところ1回限りということでの補助金になっております。

○小島委員 わかりました。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

副委員長。

○吉成副委員長 それでは、消防費ですね、279ページ。消防支団の報酬の件で以前説明受けていたと思うんですけれども、ちょっと忘れてしまったので、報酬の改正があったということで、質問の際にも答弁があったと思うんですけれども、すみません、もう一度確認させてもらっていいですか。

○齊藤委員長 課長。

○田代総務課長 ちょっと細かい話になりますが、団長が1万2,000円プラスで20万円になっております。副団長が7,000円プラスの13万5,000円、新しく統合で支団長というポストができましたので、支団長は12万8,000円と、これ、全部言ったほうがよろしいか、資料をお渡ししたほうがよろしいか。

○吉成副委員長 では、資料をください。

○田代総務課長 では、口頭で主立ったところを。あとは各部の部長さんが6,000円プラスの6万3,000円、団員の皆さんが6,000円増の3万9,000円というところが主なところでございます。詳細

は資料のほうを配付させていただきます。

○吉成副委員長 ありがとうございます。オーケーです。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 じゃ、ないようですので、討議すべき点はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

総務課所管の審査事項は以上となります。

#### ◎その他

○齊藤委員長 その他として委員の皆様から何かございますか。

君島委員。

○君島委員 (常備消防費の記載方法について)

○齊藤委員長 そのほかございますか。

小島委員。

○小島委員 (火災の発生件数について)

○齊藤委員長 そのほかございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 (野焼きの件数について)

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、執行部のほうからは何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、以上で総務課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩いたします。あわせて昼食のため午後1時から会議を再開いたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 零時59分

○齊藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

#### ◎財政課の審査

○齊藤委員長 ただいまから財政課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

#### ◎議案第78号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 それでは、議案第78号 那須塩原市補助金等審査会条例の制定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。  
課長。

○田野財政課長 (議案第78号について説明)

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございますか。  
君島委員。

○君島委員 今、課長のほうから説明で単独部分で24年度から一応単年度の見直しをやったということなんですけれども、ですから、この審査会についても新規なものだけじゃなくて、合併前、今まで合併前から継続して受けている補助金等についても審査をするというふうに理解してよろしいんですか。

○齊藤委員長 課長。

○田野財政課長 ご質問いただきました審査の案件につきましては、新規のみではなく継続分も含めて合併前のものを含めてということで、都合210件を超える補助金を審査していきたいというふうに考えてございます。

○齊藤委員長 君島委員。

○君島委員 ただ、合併前からのやつをやってくると、合併前の旧市町のいきさつがあって補助金が出ているという部分もかなりあると思うんですね。この辺にも、そうすると審査会のほうで手を入れた中で見直しを図っていくというふうなことでよろしいんですか。

○齊藤委員長 課長。

○田野財政課長 合併来の部分というところのみならずということが考えてございます。その中で、現在、ご質問頂戴しました過去の経緯という部分につきましては、担当課のほうでそれを引き継い

だ中で団体等の補助を行ってきているというところでございますので、そういった部分も踏まえて説明をしていただき、またその説明をもとに審査というものによっては実施をお願いするという考えではございます。

○齊藤委員長 君島委員。

○君島委員 ただ、これ聞いたのは、一番気になっているものが、那須野ヶ原疏水土地改良区に出ている補助金、これについては鳥野目と千本松との水の絡みがあって、本来であれば使用料という形で支出すべきものを、那須ヶ原総合開発が始まった時点で旧西那須野町が補助金に切りかえたというようにいきさつがあるので、単純に補助金では見られない部分もあるし、かといってもらわないことには市のほうでの水道事業が成り立たないという部分もあるので、そういうものも多少なり出てくるので、そういったものの扱いはどういうふうにしていくのかなというのがちょっと気になったんですね。

○齊藤委員長 部長。

○山田総務部長 今おっしゃった、確かに合併前から続いている補助金、今回見直す中で、いろんな問題が出てくると思います。ただ、そういうものも含めて審査会の中でその補助金の目的と市が期待する効果というものも十分に審査していただいて、廃止とかそういうことではなく、その補助金を持っている本来の目的と効果というのを明らかにしようというのがまず目的でございますので、君島委員おっしゃるようにならざるにずっと続いているやつも、どういう目的でということをはっきりと明らかにする中で審査してもらおうという、そういう狙いが1つあります。

○齊藤委員長 君島委員。

○君島委員 部長が言っているものわかるんですけども、ただ、今までの流れからそういうふうに

なってしまったものもあるという部分があるので、現在は6款のほうから土地改良運営費補助金という形で2,000万円からのお金が出ている形になっていますけれども、こういったものが運営費ということで見ちゃうと、じゃ、適正かという、果たしてそこまでをするのかという、土地改良そのもので考えれば賦課金で賄うべきものであろうということに来ちゃうという。片方、実際のところ、運営だけじゃなくて全体から見るとそういう絡みが出てくるというものもあるので、その辺をこの審査会でどの辺まで期待できるのかなという部分があると思うんです。

○齊藤委員長 部長。

○山田総務部長 社会福祉協議会とかも含めて運営費補助金というものを今回全部対象に、額が皆受けるのが大きいところなんですけれども、その辺も含めてちょっと審査会の中で市の思いというもの、その第三者の意見というのをちょっとやってみたいなというところがありますので、先ほど課長が言った200幾つの中の対象としてはちょっと挙げさせていただいたという、そういうところで。

○君島委員 わかりました。結構です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 設置目的の説明をしていただいて、もっともだなと思います。一応、そこは委員からもあったように厳格なる審査をしていただきたいと思います。

その上で、これ、年どれぐらい開催予定を考慮おられますか。

○齊藤委員長 課長。

○田野財政課長 3カ年にわたるといようなスケジュールを組ませていただいているところでございます。

新年度、今回9月議会というところで審査会の設置の条例ということになりますので、この後の段階でできる限り委員さんとの調整が必要になってまいります、考え方としては予算化の中では7回分を考えてございます。ただ、この7回が定期的に可能かという、ちょっと厳しいところがあるのかなと思います。

○鈴木委員 ことしだけですよね。間に合わないと思って……

○田野財政課長 平成30年度につきましては、この9月補正の補正予算の中でご説明を差し上げたいと考えてございましたが、予算的には当初の組み替えというところで7回分が入ってくる。ただ、実質的にこの後、委員さんの選出があり、委員さんとの調整というところで回数が減ってくるのかと。その後、31年、32年というところにつきましては、それぞれ10回、それから七、八回というような形になってくるのかなというようには考えてございます。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 質疑ではないんですけれども、10回かけてもしっかりと審査していただければと思います。

以上です。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 これまでこの市単独補助金の見直しについては、先ほど課長からも説明があったように、前回24件。その以前にあったんですね。その見直しの基準等さまざまあるんでしょうけれども、これまでの見直しの中では全てだったかどうか。そういったやり方も現実にあったわけですよね。であれば、審査会は要らないでしょうという話になるわけですね。ですから、今回最も大事なところというのは、見直しのポイントを明確にしてこの会議が開催されないと、本当に見直しした

んですかということになりかねないわけですね。  
この条例に関しては委員会を設置しますよ、市議会が設置しますよということですから、そこまでちょっと踏み込んで聞いてどういう答弁を求めるかわかりませんが、そこはどういうふうに捉えていますか。

○齊藤委員長 部長。

○山田総務部長 前回、前々回、一割カットという見直しが目的になってはまずいので、それは論外だと思います。純粋に今回の見直しのときに、やはり前回と一番違うところは、補助金の各担当課ごとに実施要綱をつくってもら。つまり先ほどから申し上げているように、担当課の思い、目的と効果を明確に明文化することによって、それにもう側が応えられるか。つまり、同じ土俵の中で議論しているというのが一番大切なことだと思いますので、その意味では市の思い、市の狙いというもの、受け取る側の団体が実績を報告書も出しますので、それに応えているかどうかというものを第三者の目から審査していただくと、そういう思いがありますので、前回と一番違うのはこの部分、ガイドラインもしっかりつくりましたし、各補助金ごとの要綱もつくったというところが一番の狙いかなというふうに思っています。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 大いに期待はしているんですよ。単純な本当に話で、先ほど対象となる補助金の数としては約210という話だったんですけども、これは補助金と言いながらも、そこに等とついているわけですね。補助金等になっているので、この等というのはどういうふうな捉え方をすればいいんでしょうか。

○齊藤委員長 係長。

○印南財政係長 この補助金の中には、何々補助金というのがほとんどなんですけれども、その中に

は負担金ですとか交付金が入っているということで、補助金等という表記の仕方をしています。

○吉成副委員長 了解です。交付金と両方入るということ。

○齊藤委員長 そのほかございますか。  
小島委員。

○小島委員 国の裏負担みたいな形で、一応何かびたっと決まっていなくていいんですけども、国から入っているやつで、そして今回実際には下になるんだけれども、裏負担みたいなものが入っているというのは、今回の見直しのところの対象になるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思うんですけども。

○齊藤委員長 係長。

○印南財政係長 基本的にはそういったものについても、今回見直しの対象にはさせていただいております。

○齊藤委員長 そのほかございますか。ないですか。  
〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 では、討議すべき点はございますか。  
〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 討論はございますか。  
〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第78号 那須塩原市補助金等審査会条例の制定については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第78号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切りかえます。



◎議案第68号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 議案第68号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○田野財政課長 （議案第68号について説明）

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

高久委員。

○高久委員 確認です。

財政調整基金積立金の話が出ました。余ったお金の半分以上を積み立てる。2分の1以上なんですね。2分の1きっかりじゃなくて、以上を積み立てる。

○齊藤委員長 課長。

○田野財政課長 ただいまご質問頂戴しました2分の1以上、こちらにつきましては、地方財政法第7条、譲与金というところに記載してございまして、以上と言いましたが、2分の1を下らない額ということで規定がされてございます。2分の1以上ではございません。説明がちょっと間違ってしまった。申しわけありません。訂正させていただければと思います。2分の1を下らない金

額ということになって、それで、今回は9億8,900万ということで計上させていただいております。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、討議すべき点はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第68号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第68号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 続きまして、予算常任委員会（第一分科会）を決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえます。

認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳

入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○**田野財政課長** （認定第1号について説明）

○**齊藤委員長** 説明が終わりました。

ここで10分間の休憩をとりたいと思います。10分後、また委員会を再開し、そこから質疑を受けたいと思いますので、休憩いたしたいと思います。2時16分から始めます。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時15分

○**齊藤委員長** それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

君島委員。

○**君島委員** これ、56ページあたりのところにもあるんですけども、65、66あたりにあるんですけども、この積立金の利息というものの扱いは説明もらったんですけども、財政課でよろしいでしょうか。イメージ的には、何となく会計課だったというようなイメージもあるので、ちょっとその辺を確認をさせていただきたい。

○**齊藤委員長** 課長。

○**田野財政課長** 今、ご質問のございましたそれぞれの基金というところでの銀行への預け入れなんか、今運用の部分については会計課さんをお願いをしているというところでございますので、例えば管理している基金のどのぐらいのロットという言葉はおかしいかもしれませんが、何億ぐらいにしてどこの金融機関に預ける、金融機関にも預けますけれども、どのような運用をするか

という定義という部分、3カ月なのか、1年、3年なのかという部分については会計課さんのほうにもお願いをしているところでございます。

○**齊藤委員長** 君島委員。

○**君島委員** それはわかるんですけども、じゃなくて、取り扱いするのに利息の元金といいますか、積立金の元金については財政課だと思うんですけども、そういう形で、今、課長のほうから説明あったように、会計課のほうで扱ってきて入ってくる利息の部分についての担当課というか、主管課というのが財政課でいいのか、会計課なのか、イメージ的には今、そういうことで運用は会計課でやるというイメージがあるので、担当するところは会計課のようなイメージもあるものですから、その辺をちょっと確認をとりたいと。

○**齊藤委員長** 課長。

○**田野財政課長** 実際の基金というところで発生した、その利息の部分については、基金を所管している課が受けて対応するという形になっていると。ですので、財政調整基金については、そうした利息の部分については財政課が管理をしてというか、運用等会計的な処理を行っている。

○**君島委員** わかりました。

○**齊藤委員長** 君島委員。

○**君島委員** じゃ、もう1点聞きたかったんですけども、決算そのものは会計課でよろしいですね。

○**齊藤委員長** 課長。

○**田野財政課長** 決算そのものについては、一般会計内というところの決算調整をするというところについては会計課が担当となっています。

○**齊藤委員長** そのほかございますか。

小島委員。

○**小島委員** その他のほうでいいかどうかはちょっとわからないですけども、法人税ありますよね、

一番、1 ページに市民法人税。説明ないんですけど、これ別な。

〔「これはこの後」と言う人あり〕

○小島委員 そうか、次だな。すみません。

じゃ、別なほうだよな。

○齊藤委員長 大丈夫ですか。

小島委員。

○小島委員 65ページ、リアルタイムの仕訳システムというのを導入しているということですがけれども、一般会計と特別会計もありますけれども、全部を複式簿記でやっているのか、それともあと、その活用みたいなものはどんなふうに考えているのか、ちょっとどんなふうになっているのか、教えてもらえればいいんですけども。

○齊藤委員長 課長。

○田野財政課長 今回、平成29年度にこのシステムを導入したところでございます。導入については、全会計というところでお願いをするものでございます。

基本的に市の財政については単式簿記ということで入ってくるもの、出ていくものというところでございますので、これは変わる。ただ、この単式簿記というところに複式簿記というところを加えなければいけないので、そのシステムというものを今回構築したものを入れたと。市の単式簿記の出る入るというのをやっていく中で、出ていくものについて、しっかりその複式簿記化したところで差し引きのような形で集計をしていくというシステムになっているという。

○小島委員 貸借対照表も……

○田野財政課長 でき上がっている。

○齊藤委員長 小島委員。

○小島委員 貸借対照表は、そうするといつのときに公表して、そしてその分析についてはどういうふうにしていくのか、そこら辺をちょっと教えて。

○齊藤委員長 課長。

○田野財政課長 今回、29年度に初めて導入したというところで、29年度の決算、今回は一般会計を初め特別会計につきまして、認定を9月議会でお願いをしているというところがございますので、これを受けてということになります。市の全ての会計を網羅した形での貸借対照表をつくり上げるというところで、年が明けて大体2月とかというところで形にできればというふうに考えている。当然、この部分につきましては、でき上がった段階で市議会議員の皆様にもご説明を申し上げるという予定ではおります。

○小島委員 わかりました。

以上です。

○齊藤委員長 そのほかいらっしゃいますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 同じところ、もう一度私も聞きたいと思うんですけども、新しいその複式簿記について市の職員で、自動ということは自動でいくのはいいんですけども、間違いとか、私、構造物を計算をするときに素人が入れると、間違ってもわからないんですよ。だから、昔、姉齒さんという設計士さんが事件を起こしたんだけど、やっぱりわかっている人じゃないと、間違いについても気がつかないんですけども、このシステム自体にそういったことをちゃんとわかっている人というのはいるかとか、その辺はどういう体制でやられますか。

○齊藤委員長 課長。

○田野財政課長 今回、29年度の決算というところでのご説明を申し上げたところですが、平成30年度につきましては、ただいまご質問頂戴しました部分については、業務委託をお願いしているというところでの運用を現在予定をしているというか、入札が終わった段階であるというところで、今申



し上げていただいたところのその積み上げの部分については業務委託をお願いをしているということが1つ。

ただ一つ、その業務委託の中でマニュアル化という部分をお願いする部分もございますし、市の職員につきましても、公会計制度というところで研修に財政課担当職員は出ていきますので、今、資質を蓄積しているような状況にあるというところでございます。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

副委員長。

○吉成副委員長 67ページ、財産管理費ということで、これは財政課になってしまうということだと思うんですが、先ほど課長の説明にあった今回の8月26日の防災訓練の際に使用した旧寺子小学校、これは財産として今財政課が扱っているわけですよ。ということになるわけですよ。本来、当然教育委員会が所管だったわけですね。こういうものに対して、所管が変わるといのは、これ財政課に聞いていいかどうかかわからないですが、その基準があるんですか。

○齊藤委員長 課長。

○田野財政課長 ただいまのご質問であります、基本的に小学校の体育館として、行政の場合は行政財産というところでの管理ということで教育委員会が業務を行うというところで、今回その統廃合によりまして鍋掛小学校に寺子小が一緒になったというところの中で、旧体育館については普通財産に所管がえをするといったようになっておりまして、その所管がえにつきましては、普通財産を通ずる中で財政課の所管が移ってくるというような内容的な決算になりますけれども、やりとりをしたところで、財政課で管理をしてということになっているものでございます。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 それは当然学校の役割として今果たしているということではあるんでしょうけれども、捉え方だと思うんです。生涯学習の拠点としての使い方というような観点も実は中には入っているんじゃないかなという気もするんですね。体育館なんかは、例えばスポーツ施設のフットサルをやっていたり、そういった用途からいくと、教育委員会であったり、そういうところが所管していても、今でもですよ、不思議ないような気はするんですが、そこは内部で調整会議があって、こういう財産がここの旧寺子小学校に対しては、もう財政をとというふうになったわけですか。

○君島委員 だって、これはあれでしょう。行政財産から普通財産に入れかえなんてしたのは、普通財産の管理については財政課になっていることだけの話じゃないんですか。

○吉成副委員長 そうですね。

[「そういう説明をしたんだ、今。ただ、吉成さんは違うように聞かれた」と言う人あり]

○齊藤委員長 いけますか。

課長。

○田野財政課長 正確な回答になるかどうかですが、当然、行政財産から普通財産へというところでの移行については、やはり教育委員会サイドでもこういった検討をした中で、初めて普通財産を管理する財政課のほうに話が来たものというふうを考えてございますので、今ご質問頂戴した部分については、教育委員会内での整理がついてのお話というふうに考えます。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 なぜこういう今質疑をしたかという、私もそうですし、齊藤委員長も、それから過去に何人かの方々が全天候型の遊び場であったり、屋内の遊び場であったり、そういったものに

に対する質問をこれまでできてきているわけですね。それが教育委員会であったり、答弁をするのは子ども未来部でしたけれども、どっちかといえば、別に子ども未来部と限らず、教育委員会も関係するような年代の児童が使ったりするわけですから、財産として管理していれば非常に次の用途として、別な用途として使いやすいというか、発想もしやすいんじゃないかなという思いで今聞いてはみたんですが、そういった議論は、じゃ、されたわけでは、単純に言えないということですよ。ここじゃ無理か。

○齊藤委員長 部長。

○山田総務部長 行政財産って目的がきちっとあって、条例があってという中でいうと、今の寺子小の状態は、まさに今おっしゃった次の目的のためのちょっと仮じゃないですけども、その中で実際に、じゃ、それではそうなんですが、体育館は鍋掛公民館で貸し出しているという、宙ぶらりんの状態であることは間違いない話なんです。今は普通財産として次の行政財産、きちっとした目的決まるまでの仮設の時期というふうに捉えていただければ、仮の時期というんですけども、そう捉えていただければと思うんですが、いずれにしても目的が決まれば、きちっとやっぱり条例をつくって行政財産として管理していくと、そういう流れになります。

○齊藤委員長 じゃ、ここで進行を副委員長と交代いたします。

○吉成副委員長 じゃ、委員長。

○齊藤委員長 すみません、一番最初のこの指標のページの3ページのほうなんです。実質収支比率が本年度は、平成29年度は7.0%ということでした。これ、基礎的な話なんです。本来であれば3%から5%が望ましいということで、2%のパーセンテージが上に乗っかっているんですが、

それに関しての財政サイドでの見解をお伺いしたいんですけども、市政報告書の……

○吉成副委員長 65ページに全ての指標が出ていますね。これに大体、全ての推移とありますよね。

○齊藤委員長 そうですね、65ページの真ん中です。

○吉成副委員長 全協資料でも出された指標の中でということでひとつ。

○齊藤委員長 例えば、5%を軸とした場合は2%多いんですけども、その年度の財政の使われ方に関しての見解をお伺いしたいんですけども、大丈夫でしょうか。

もうちょっとあれしたらいいですか。要は、使われなかったものが多かったのか、事業として成り立たないものが多かったのか、そういったものを含めて見解が聞ければと思ったんですけども。

○吉成副委員長 課長。

○田野財政課長 実質収支比率、とのことでございまして、3%から5%が望ましいというところでございます。

実質収支比率については、実質収支というものは標準財政規模に対するどのぐらいなのかというのを出すもので、それぞれ見ていくと、例えば19億とか本年度、昨年が21億とかという数字になってきてございますけれども、実質的には、事業が行われなかったというよりは、そういう部分も入っていると思いますけれども、やはり執行残として残っているというか、最終的に余ったという分があるんじゃないかというふうには思っているというところが1つ。

ただ、適正な部分に來られているところからすれば、より精査をした中での予算の要求があり、予算への措置という部分も見ていく必要があるのかなというふうには感じております。

○吉成副委員長 委員長。

○齊藤委員長 先ほど言ったとおり、標準財政規模

の割合に関して算出されるので、そういった見解も含まれていると思うんですけども、実際の実質収支が余った額に対しての割合が出てくるので、翌年に繰り越しすべきものを数値を差し引いた数が実質収支として出てくる中で、その半分は翌年財調に積んじゃうわけですね。ということは執行残、あるいは不用額だったりということで、執行がなされない部分も含めて、結果として標準財政規模の5%を軸とした場合で、2%増として終わった話なのか、それともそういった含みを持たせてこの結果が狙って出たのか、その辺はわかりますか。

○吉成副委員長 課長。

○田野財政課長 非常に難しいところもあると思いますが、狙って出しているわけではないというところではございまして、財調に半分積んでいるというところではございますが、実際にその実質収支というところから出てくる中で、非常に見えない部分があります。

つまり、その年の決算を見たところで、歳入、特に扶助費的なものになりますけれども、補助金として実際に交付されている額が執行額よりも多いという場合がございます、その分については、実質収支の中で出てきてしまうので、この1点は、決算という部分については歳出事業を超えている。つまりは、歳入が歳出の決算額を超えてしまった分、オーバーフローについては実質収支という形で出てきてしまう。その分の半分について、翌年度決算にて基金に積み立てるというところはありませんけれども、結果的に補助金でもらった分も積んでしまっているというような分が見える場合があります。ですので、その分については、やはり最終的に財政調整基金を取り崩して返すというような、ちょっと歳入歳出の予算化しながら決算というところで、非常に説明しにくい部分がございます

ますけれども、そういったこともあるので、一概にその実質収支比率というところで、比率に適正なその5%を超えているからという部分というところでの説明は非常につけづらいというのは思っているところがございます。

○吉成副委員長 よろしいですか。

○齊藤委員長 はい。

○吉成副委員長 じゃ、委員長に議事進行をお返しします。

○齊藤委員長 すみません。

そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、討議すべき点はないかとございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

財政課所管の審査事項は以上となります。

—————◇—————

◎その他

○齊藤委員長 その他として、委員の皆様から何かございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 執行部のほうからは何かございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○齊藤委員長 ないようですので、以上で財政課の審査を終了といたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時38分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。



◎契約検査課の審査

○齊藤委員長 ただいまから契約検査課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。お待たせいたしました。

それでは、ここで総務企画常任委員会を決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえます。



◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○齊藤委員長 認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○押久保契約検査課長 （認定第1号について説明）

○齊藤委員長 それでは、説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ございませんか。

小島委員。

○小島委員 LGWAN、ASPセキュリティー対策強化ということで、新しいシステムを入れたんだと思うんですけども、このシステム、どんな特徴があって、皆さん、こういうところがうまく稼働しましたよというような結果みたいなのをお聞きしたいと思います。

○齊藤委員長 課長。

○押久保契約検査課長 新しいものは入れていないんです。今まで、LGWANと通常のインターネットのネットワークというのがもう一緒のネットワークになっていまして、ご存じだと思うんですが、一時、日本年金機構が、そちらで個人情報が出た事故といいますが、事件がございまして、今、行政機関でやりとりしているネットワークと通常のインターネット、こちらの回線というのは分けなければいけないということで、こちらの部分にかかったものは、電子入札システムでございまして、電子入札システムは、当然のことながら、入札参加資格のある業者さんも使われるということで、行政庁でのやりとりのLGWANに入ってもらえない。そうすると、通常のインターネットの回線を使うことになってしまうので、要は、LGWANに乗っけてはいけなくなってしまったものですから、分離をせざるを得なくなってしまったということで、もともと、電子入札システム

というのはございました。ありましたけれども、そのLGWANからは分離しなければいけないというふうなことで、分けさせていただく作業に177万というふうに分けさせていただいたところになってございます。

○小島委員 結局、そうすると、回線も別なんですか。それとも、システムだけで入れる、入れないというのを決めたという形なんですか。

○齊藤委員長 課長。

○押久保契約検査課長 LGWANというのは、行政機関専用のネットワークでして、そこに我々が使っている電子入札のシステムが、当然、同じそのネットワークの中にあつたんです。

要するに、LGWAN、セキュリティーを持つもので、どんな人でも入ってこられるようなネットワークに乗っけてはいけないよというふうなことになりまして、とりあえずLGWANだけはLGWANとして、そのほか、LGWANに行くために、うちのシステム以外にも、多分住基ネット関係なんかもそうだったと思うんですけれども、さまざまな通常のインターネット回線を使っているんな人が利用できるような、行政サービスを受けられるようなシステムも、このLGWANの中にあつたんです。

でも、LGWANは、セキュリティー対策のために、行政上間だけのネットワークにしなきゃいけないというところで、通常のインターネット回線とは分けなきゃいけないというふうな作業をせざるを得なくなったものですから、そこを分けたということです。単純に分けたと。

機能向上なり、新しいものが追加で加わったりとか、そういうふうなことではございませんで、うまく説明できたかどうかあれなんですけれども、余り自分もそっち関係のことは詳しくはないんですが、もともと一つのネットワークに幾つもLG

WAN、通常のインターネット、いろいろなものがあつたものを、もうセキュリティーの関係で、どんな人でものぞき込めるようなインターネット回線とは別にしなきゃ、LGWANはいけない。そのLGWANに我々が使っていた電子入札システムが乗っかっていたんで、LGWANのほうに乗っけたままにしていると、電子入札が行えなくなってしまうんです。入札参加資格のある業者さんが、インターネット回線を使って、今までは電子入札システムを使っていましたので。

○小島委員 何となく……はい、わかりました、大体。

[発言する人あり]

○齊藤委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 2時56分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

そのほかございますか。

高久委員。

○高久委員 69ページにある入札の指名停止、そっち、状況というので、合計で4件あって、3件が不正または不誠実な行為と、具体的にはどんな内容なんですか。

○齊藤委員長 係長。

○小野契約検査課契約係長 指名停止の中の3件、不正または不誠実な行為についてはどのようなものがあつたのか説明させていただきます。

指名停止につきましては、本市の中で起きたことが原因になるものと、本市以外の場所、特に県のほうから指名停止をしましたよということで連絡を受けて、それを鑑みて、本市のほうでも指名

停止をするというものの2通りあるんですが、この3件のうち1件については、本市の中で入札をして落札をしたにもかかわらず、後日辞退届を提出していた、契約を拒んだという業者さんがおりましたので、それについては、不正または不誠実な行為ということで、1件指名停止をさせていただきました。

残りの2件については、全国的な事案について県が指名停止したものについては、本市でも追隨した形で指名停止をしたものなんですが、1件につきましては、不法投棄を行ったということで指名停止を受けたものが1件ございます。もう一件につきましては、福島県の除染の関係で、詐欺の容疑で東京地方検察庁から起訴されたという業者がおりましたので、そちらにつきましても、本市の入札参加資格者の名簿に登録ございましたので、指名停止とさせていただきます。

以上の3件になります。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

君島委員。

○君島委員 すみません、これ、70ページなんですけれども、これ、末端となっているので、県の土木設計積算システムを使っていますけれども、あと、農林水産省とか、水道で関係するのだと厚労省なんかの部分も絡んでくるのがあると思うんですけれども、これは、積算をどのようにやっているんですか。

○齊藤委員長 補佐。

○武藤契約検査課長補佐兼検査係長 こちらは、基本的には、国交省で用いている土木設計歩掛りに基づいたシステムだけを扱っています。ですから、厚労省であるとか、農水関係の分は、こちらのシステムには入っておりません。

○齊藤委員長 君島委員。

○君島委員 それはわかるんですが、実際の事業と

しては、土地改良関係事業の部分とか、林道とかという形で、量的には少ないんですけども、農林水産省の部分もあるし、だから、水道だと厚生労働省の管轄になると思いますけれども、厚生労働省のほうも、水道管のほうで今、何らかの工事をやっておりますけれども、これ、積算に当たっての歩掛りになるものですよね。システムは入っていないみたいなんで、積算するときの歩掛りはどういうふうにしているんですかということなんです。何を使っているんですかということなんです。

○齊藤委員長 補佐。

○武藤契約検査課長補佐兼検査係長 所管の水道の場合は、厚労省で使っている積算歩掛りというものがありまして、水道の場合は、そちらを基本にして設計しています。もし、それで足りないものについては、土木の積算を使ったり、準用したりするものを使っています。

やはり、同じように、農水省のほうも歩掛りを持ってまして、その歩掛りを基本に設計して、足りないものはほかの面も準用して設計したりしています。

○齊藤委員長 君島委員。

○君島委員 農林水産省は、以前、今もそうだと思うんですけども、県のほうで、農林水産省に基づいて、農務部のほうで多分歩掛りをつくっていると思いますし、水道については、国のほうで、厚労省で出している歩掛りをそのまま使って、プログラミングされたやつじゃなくて、手で計算という形みたいになってきちゃうんですね。

○齊藤委員長 補佐。

○武藤契約検査課長補佐兼検査係長 農水省のほうは、システム自体はあるかどうかはちょっと存じ上げないんですけども、水道については、水道課のほうで直接業者のほうにプログラミングした

ソフトがありまして、それを導入して設計はしております。

○齊藤委員長 君島委員。

○君島委員 当然、こちらへ回ってきている、県単なりなんなりするときには、やっぱり水道課は、このシステムを使うという形でよろしいんですか。

○齊藤委員長 補佐。

○武藤契約検査課長補佐兼検査係長 契約検査課で審査する場合には、システムは使ってはおりません。歩掛かりを見たフォームでチェックは、単価割、歩掛かりが間違っていないかのチェックはしておりますので、システム自体は使っております。

ただ、1台だけ、土木のほうのシステムは、参考で見るために、件数も多いので、土木システムだけは入れて、使うようにしております。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 69ページの、先ほどの高久委員の質問についてちょっと聞かせていただきたいんですけども、不正または不誠実な行為ということで、契約内容、理由、会社名などお聞かせ願いたいと思います。

○齊藤委員長 係長。

○小野契約検査課契約係長 不正または不誠実な行為の相手方ということでよろしいでしょうか。

○鈴木委員 そうです。まず、契約内容、こういった契約に関してなのかわかりますか。

○小野契約検査課契約係長 はい。まず、本市のほうの、先ほど申し上げた落札を辞退したということで指名停止となった業者は、株式会社栃木読売ISというものになります。こちらの契約内容としましては、新聞の折り込み業務の業務委託だったんですけども、こちらのほうを、落札はしたんですけども、積算を誤ってしまったというところで、契約を辞退という形になっております。

〔「幾つ」と言う人あり〕

○小野契約検査課契約係長 3件のうち1件になります。

○齊藤委員長 全部聞きますか。

○鈴木委員 いやいや、この契約でもう結構です。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 続けて、今度、その下の、過失、粗雑工事が本件の内容であれば同じようなことということで、言える部分について。

○齊藤委員長 係長。

○小野契約検査課契約係長 過失による粗雑工事の内容なんですけれども、こちらでも本市発注のものになっておりまして、こちら、除染にかかわる業務委託になっております。

契約の相手方としましては、東洋建設株式会社となっております。除染の際に、除染事業に係る除染業務委託を履行したんですが、本市が27年6月に施工数量報告、竣工図等の一部において実測地との差異を確認しましたので、その後、本市と事業者の双方において、除染実施全件数を確認した結果、過大報告等による書類等の不備及び過大請求が明らかになったというものの指名停止となっております。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 指名停止の期間は、どれくらいですか。

○齊藤委員長 係長。

○小野契約検査課契約係長 指名停止につきましては、3カ月ということで、指名停止をさせていただきました。

○鈴木委員 以上です。

○齊藤委員長 そのほか。

副委員長。

○吉成副委員長 それでは、68、69ページ。先ほど、課長の説明をいただいた契約管理システム及び工事成績評価システム保守管理業務、それから、その下は撤去とあって、もう一つ、今度は69ページ

になりますけれども、やはり同じようにこの保守管理業務、それが1カ月分と、それから、指導を受けて、委託料じゃなくて、何でしたっけ。

〔「使用料」と言う人あり〕

○吉成副委員長 賃借料。賃借料が正しいんじゃないかということで、それ以降の契約については賃借料ということでここに載っているんですけども、1カ月分と言いながら、ここには、金額はわかりますよ、金額は1カ月分しか載っていないから。でも、実際の契約としては、こういうふうに契約分自体は35年2月までと書いてあるわけですね。今の説明を受けなかったら、全くわかりません。

これは、契約検査課がつくったものではないんですか。

○齊藤委員長 課長。

○押久保契約検査課長 これは、うちのほうがつくったシステムではないです。

〔「報告書」と言う人あり〕

○押久保契約検査課長 これは、うちのほうでつくった市政報告書です。これは、うちのほうで、財政課を通じて示させていただいておるものになります。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 であれば、1カ月分とか何か、わかりやすい表記であれば、我々も非常に助かるんですけども、同じ内容のものがこうやって違う項目になってしまうと、本当に今の説明がなかったら、ちょっと混乱しますよ。その辺をぜひ、今後検討していただければなと。質疑じゃなくなっちゃいましたけれども。

○齊藤委員長 課長。

○押久保契約検査課長 申しわけございませんでした。

本来、昨年度の予算要求時に、本来であれば、

適正な予算執行の仕方として、使用料ではなく賃借料であるというふうなことであったのであれば、本来であれば、今まで、28年度までは使用料で執行していたとしても、29年度から全て賃借料というふうなことにまずすべきものだったというのが1つと、あとは、先ほど吉成委員のほうからも話がありましたように、これについては11カ月分、4月から2月分ですよ、これは、30年3月1カ月分ですよというふうな報告書のほうにわかりやすく追記すべきだったと。

あと、2つ重なってしまったんですけども、本当にわかりづらくなってしまったのかなというふうに思っていますんで、以後、気をつけたいというふうに思っております。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 我々議会は、当然、この2点においては、直接そういうのは関係ないわけですから、この説明に関して、これが認定に直接は関係ありませんけれども、認定をする際の一応資料としてこういうものを見ているわけですので、ぜひ、今後、そういった改正があればなと思います。

それと、先ほど来あるように、この指名停止の直近の状況ということで、数字がこのようにあるんですけども、昨年の場合には、独禁法関係で二十数件、それに抵触するような事例があったんですが、ことし、29年度に関して言うと、全く独禁法関係はないんです。それがないにこしたことはないんですけども、一挙に減ったという、なくなったという理由はどこにあるんですか。

○齊藤委員長 課長。

○押久保契約検査課長 28年度、確かに指名停止として、本市には29件ございました。そのほとんどが東日本大震災に係るというふうなところで、ことごとく、これ、独禁法というふうなことで、細かい内容までの資料、ちょっと持ち合わせていな



いですが、談合めいたことがほとんどだったのではないのかなど。

1つのものが見つければ、連鎖的に見つかったものなのではないのかなというふうには、ちょっと感じているところではございます。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 結局、こういった談合等になったということによろしいんですね。

○押久保契約検査課長 そうです。

○吉成副委員長 了解です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、討議すべき点はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

契約検査課所管の審査事項は以上となります。

その他として、委員の皆様から何かございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 (市の契約事務について)

○齊藤委員長 そのほかございますか。副委員長。

○吉成副委員長 (指名停止について)

○齊藤委員長 進行、副委員長とかわります。

○吉成副委員長 委員長。

○齊藤委員長 (入札業者の選考について)

○吉成副委員長 進行を戻します。

○齊藤委員長 そのほかないようですので、執行部のほうの皆さんから何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、以上で契約検査課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえを含め10分間の休憩いたします。3時40分から会議を再開いたします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時35分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

これまでも1つの所管課ごとに審査をしてまいりましたが、課税課と収税課につきましては決算認定案件を審査する上で関連がありますので、2課同時に審査することにいたします。

それでは、ただいまから課税課及び収税課の審査に入ります。担当課の皆さん、お疲れさまでございます。

—————◇—————

◎議案第80号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 それでは、議案第80号 那須塩原市  
税条例等の一部改正についてを議題といたします。  
執行部から議案の説明をお願いいたします。  
課長。

○相馬課税課長 (議案第80号について説明)

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許  
します。  
田村委員。

○田村委員 29ページの市税条例の所得控除のと  
ころですけれども、高額所得者に対して控除がなくな  
るといことだと思っておりますが、この前年の合  
計所得金額が2,500万円以上ある人、だから平成  
29年には本市にはどれぐらいいるのかということ  
と、今回この改正によってどれぐらいの増収効果  
があるのかわかれば教えてもらいたいと思います。

○齊藤委員長 課長。

○相馬課税課長 すみません、2,500万を超える人、  
ちょっと数字として把握していないですけれども、  
1,000万を超える者で、いろいろ、給与、営業、  
農業等含めて504人が納税義務者になっています。  
2,500万というのはかなり金額大きいので、本当  
にごくまれじゃないかと思っています。その数字  
についてはちょっと……。

○田村委員 じゃ、増収効果というのはわからない  
んですね。仮にそうなった。

○相馬課税課長 そうですね、今回のところでの  
想定はしてございません。

○齊藤委員長 そのほかございますか。  
副委員長。

○吉成副委員長 確認させていただきたいんですが、  
先ほど課長の説明の中に、法人所得の課税の見直  
しで、給与所得の控除で基礎控除が38万が10万、  
対象額が上がるんじゃないですか、38万ですか。

○齊藤委員長 課長。

○相馬課税課長 所得税のほうの基礎控除は38万で

す。市民税の場合は33万ですのでプラス10万とい  
うことで、所得でいきますと48万、市県民税でい  
いきますと43万になります。

○吉成副委員長 両方ということ。

○相馬課税課長 そうですね。そういうことで、10  
万円上乘せという形での整合をしたほうがわかり  
やすいかなと思ひまして、そうしています。

○吉成副委員長 はい、わかりました。

○齊藤委員長 そのほかいらっしゃいますか。  
〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 なければ、討議すべき点はございま  
すか。  
〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了した  
いと思いますが、異議ございませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 討論はございますか。  
〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結した  
いと思いますが、異議ございませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結  
し、これより採決をいたします。

議案第80号 那須塩原市税条例等の一部改正に  
ついては、原案のとおり可決すべきものとするこ  
とに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。  
よって、議案第80号については原案のとおり可  
決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第81号の説明、質疑、討  
論、採決

○齊藤委員長 続きまして、議案第81号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明をお願いします。

課長。

○相馬課税課長 (議案第81号について説明)

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討議すべき点はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第81号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第81号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、総務企画常任委員会を決算審査特別委員会(第一分科会)に切りかえます。

## 採決

○齊藤委員長 認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

す。

課長。

○相馬課税課長 (認定第1号について説明)

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を……すみません、収税課、ごめんなさい。

課長。

○三輪収税課長 (認定第1号について説明)

○齊藤委員長 それでは、説明が終わりましたので、質疑を許します。

小島委員。

○小島委員 教えてください。法人税で本社が那須塩原市にある会社と、本社じゃなくて工場とかあといろいろあると思うんですけども、そういう場合の法人税の課税の計算式というのは、どんな違いがあるのかちょっと教えてください。

○齊藤委員長 課長。

○相馬課税課長 法人市民税の課税につきましては、法人税の税額、これをまずもとにします。従業員数が全体の数が分母になります。あとは市内企業が全部であれば100%那須塩原市になりますけれども、工場が幾つも全国にあるという場合は、工場ごとにこの工場が法人市民税上何人かという確定をしてその案分になります。

例えば、3つのところで100人ずついれば、300分の100ということになります。

そんなことでして、よく行き来する従業員とかそういうような方もいますけれども、そういうのも法人税とか法人市民税の場合の人数のカウントはどのぐらいの日数従事したとかいろいろ決めがありまして、それで確定をします。この工

◇  
◎認定第1号の説明、質疑、討論、

場に関係するのは何人ですということが決められますので、それでの案分でございます。

本社の関係でございます。事務系とか本社の営業系のもも工場のもかける全体での社員数を分母にします。那須塩原市に関係する従業員が何人かということで従業員数になります。申告書の中には、全体の従業員数と那須塩原市の従業員数というのが明記されます。

あと、詳しい会社というのが、各工場ごとの従業員数の明細枠もついてくると思います。

○齊藤委員長 小島委員。

○小島委員 本社ですと、例えば輸入とか輸出の関係でかなり本社のところへ直接金が入ってくるとかというのはあると思うんですけども、そういうものはその計算式の中に関係してくるんですか、それとも全く関係しないんですか。

○齊藤委員長 課長。

○相馬課税課長 その工場とか本社での売り上げとかそういうのが幾らかというのは、直接に影響しません。会社全体での売り上げ、経費を引いたものが法人税法上の所得、いろいろありますけれども、いろいろな控除額もありますけれども、大きくは法人税の税額が出ます。法人市民税は、その法人税の税額から率を掛けていく形になりますので、会社全体の課税上となる所得と、あと従業員数で決まると、あとは途中からの場合は月数となりますけれども、その基本は会社全体の所得と従業員の案分ということになります。

以上です。

○小島委員 ありがとうございます。

○齊藤委員長 そのほか。

田村委員。

○田村委員 市税の不納欠損の状況ということで、審査意見書にこの表が13ページに出ているんですけども、これは先般の決算質疑のときに星野議

員が質問したときに、29年度は2,210件の不納欠損がありますと。そのうち時効になったのは何件ですかということで、たしか部長がお答えになったのは1,700だか1,800だかっておっしゃって。

〔「1,855です」と言う人あり〕

○田村委員 9割方が時効ということだと思いうんですけども、これは当然延べ件数になると思うので、実際、何人とか何件というか、実際はその件数は何件ぐらいなのかと思ひまして。

○齊藤委員長 課長。

○三輪収税課長 1,855件の内訳ということで、こちらの1,855件の内訳としては、納税義務者の数になります。ですから、何人とは当然出せない、出せませんので、納税義務者として1,855件という数になります。

○田村委員 じゃなくて、例えば。

○齊藤委員長 田村委員。

○田村委員 その市民税も時効になりました。固定資産税も時効になりました。軽自動車もかって1人で何件がかぶっていたりするケースがあるんじゃないかと思ったんです。

○齊藤委員長 収税課長。

○三輪収税課長 その数につきましては、特段出していないのが現状でございます。

○齊藤委員長 田村委員。

○田村委員 それと、例えば29年度に時効で納税義務が消滅しましたと、その人は例えば前年度も、要するに毎年毎年時効で消滅しているようなケースというのはあるんですか。そういう人はいるんですか。

○齊藤委員長 収税課長。

○三輪収税課長 滞納者の金額、大小あるわけですけども、例えば5万以上、10万以上につきましては、我々も何もしないで時効を迎えているというわけではございません。何らかの催告をしたり

差し押さえをしたり、ただ、なかなか欠損を迎えるに当たって、執行停止をした上で欠損という形を迎えたいところですが、なかなかその事務が進まないという状況で時効欠損のほうに計上しているというところでございます。

○齊藤委員長 田村委員。

○田村委員 先ほどおっしゃっていた滞納処分執行状況も、ここも2,300ぐらいの件数あったかと思うんですけども、この29年度の不納欠損の2,210件のうちの1,855が時効だということであれば、残りの三百何十かはそれ以外何だけれども、例えばこういった差し押さえによって完済というか、完済みたいな形になった人は、その2,210の中に入っているんですか。

○齊藤委員長 収税課長。

○三輪収税課長 差し押さえて完納はしたものは、当然完納者としての計上になりますので、こちらでもこの滞納者のほうには、その年度で言えば入ってこないという形になります。

ただ、どうしても差し押さえをした時点で、差し押さえした月で既にその年度時効を迎えているような税目があれば、それは差し押さえには含まずに落ちているケースはございます。

○田村委員 わかりました。

○齊藤委員長 いいですか。

そのほか質疑ございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 102から103、104ページにわたるかと思うんですけども、収税に関して、直接窓口で納めている割合と、それ以外だとペイジー、クレジット、コンビニ収納とあると思うんですけども、それ分けて、金額よりもパーセントってわかりますか。そういうのは出していますか。

もうちょっとしゃべると、質問の趣旨というのは、最近ペイジーをやってみたり、コンビニ収納

とかいろいろやって、そこに経費がここ載っているんですよね。だから、要は費用対効果ではないんですけども、そういうことを検証するようなデータをつくってちゃんとやっているかということの確認をしたいんです。なので、そのわかるような説明を受けたいです、結果的には。

○齊藤委員長 収税課長。

○三輪収税課長 実際に市政報告書のほうには載ってはいませんが、当然我々ペイジーの1件当たりの単価が幾らか、またクレジット納付が幾らかというのは、当然こちらは確認をした上で実施していますので、実際の経費そのものとしては当然我々も認識した上で業務をしているところですから、いわゆる実際、今回出している、例えばコンビニ納付が幾らかかっているのかという話をすると、いわゆるコンビニ納付で納付した分につきましては、この市政報告書で書いてありますコンビニ収納サービスとしての555万円という計算ですけども、そのほかに必要経費も当然かかっている話なわけで、それを足した上で幾らかというのはちょっとこちらとしては出していない状況でございます。

○鈴木委員 出していないか、ここでは言わないか。じゃ、後で言います、わかりました。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

副委員長。

○吉成副委員長 103ページの下から2番目のほうになりますけれども、休日納税相談所ということで、平成29年度は実施が8日間やりました。ということで、相談に伴う納付額というのが1,400万からになっているんですね。

前年から比較すると倍に近いぐらい増額になっています。日にち的に2日間ぐらいふやしていますかね。2日間ふやしただけでこれだけふえるというのはすごいなと思うんですが、どういう分析

をされているか。

○齊藤委員長 収税課長。

○三輪収税課長 休日納税相談、104ページの表になりますけれども、相談に伴う納付という……

〔「103ページ」と言う人あり〕

○三輪収税課長 申しわけございません。103ページ。こちらの納付額というのが、まず実際に休日納税相談を対象とする対象者は担当者が選ぶと。担当者が選んだ上で、その中で交渉した上で納めてもらうという形になったときに、当然高額滞納者もいれば、少額滞納者もいる中で、高額の納税者が高額の納付をしたというのが現状でございます。

いわゆる休日納税相談を1日ふやしたために金額がふえたとかそういうことではなくて、一滞納者の滞納税の量が多く、その中から納付した金額が多かったということでございます。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 平成27年は1,200ぐらいになっているんで、結局800万何がして、今回の決算でいくと、1,400万になっているというのは、毎回高額納税者を狙うか狙わないか、またそういう人が納税していただけるかどうかというのがポイントだということですか、それは。

○齊藤委員長 収税課長。

○三輪収税課長 まず、高額者の場合、なかなか交渉のテーブルにつかない滞納者などにつきましては、文書での催告なりこのような形の休日納税相談で一度交渉をした上で、当然滞納税があれば差し押さえをしなければならぬと、国税徴収法でも規定をしていますので、その後の行政処分というのがこの後に来るわけですが、その前段としての交渉という考え方もひとつここにはございまして、その場で納付をしてもらうという部分もあれば、その後の滞納処分の一つの接触という

ところも一つございます。

その辺の考え方につきましては、担当者の考え方という部分もございます。

以上です。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 中身としてはわかりました。ただ、やはりせっかくの休日での納税相談ということで、一人でも多くの方に相談を受けていただきたいということで、前年から見ると、今回の決算ではかなりこういった2日間やったことによる、ひよっとするとその相談件数の増加ということもあったのかなと思うんですが、そこはどうでしょうか、件数として。

○齊藤委員長 収税課長。

○三輪収税課長 休日納税相談につきましては、前年度と比較しまして、9月に1度追加を1件しているところでございます。

その中で、休日納税相談で納付したであろう金額が約275万、その分が前年度よりもふえているという状況も一つ要因としてはあるということでございます。

〔発言する人あり〕

○齊藤委員長 収税課長。

○三輪収税課長 相談件数につきましては、まず27年度につきましては、呼び出した件数が約700件、29年度、呼び出し通知をした件数が741件というところで、実際に来庁した人数につきましては、27年度が279名、事前に来た人数も含めてですね。

失礼しました。28年度ですね、申しわけございません。28年度が279名、29年度が395名ということで、実際回数をふやしてみて、当然相談する件数というのは比例してふえてくる話ですので、そういう部分で交渉をしているというところでございます。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 要は聞きたかったのは、最初に課長の答弁をいただいたときに、この相談に伴う納付額というのが前年から見ると非常にアップしたと。その要因としては高額滞納者が納税してくれたという説明だったわけですが、それに合わせて、要は相談件数もふえているわけですね。その要因はないのかというのが質問の意図であって、それも合わせて両方なのかなというふうに思って、質疑をしたつもりなんですけれども、その観点からは両方関係はしていないんですかね。

○齊藤委員長 収税課長。

○三輪収税課長 大変失礼しました。

当然、実施回数をふやせば相談件数もふえて、それに伴う納税額もふえているという状況でございます。

また、29年度につきましては高額滞納者がいたことによるところも含まれるということでございます。

○吉成副委員長 その要因が90%だというふうな感じですか。了解しました。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 続いて、104ページのほうのペイジー収納であり、またクレジット収納であるんですが、それらの当然その納付額、納税額によって手数料が違いますよね。

この手数料というのは、相手方があって、そこに払うということですが、全国統一されているんですか、銀行によって全て一緒とかクレジット会社によって全て一緒、これは那須塩原市は相対でその契約を結ぶということになって、金額が変わってしまうんですか、そこを確認させてください。

○齊藤委員長 収税課長。

○三輪収税課長 まず、新たな納付方法を設定しまして、29年度からペイジー、クレジットというの

を始めたわけですが、まずペイジーにつきましては全国統一、クレジットにつきましてもこれ統一。

○吉成副委員長 統一ですか。

○三輪収税課長 はい、実際行っているのがヤフーの関係になってきますので、契約会社は1本という形になります。コンビニ、ペイジーも統一ということで金額ですけれども……。

○吉成副委員長 全部統一させたいということですね。

○三輪収税課長 はい、そうです。全て統一された金額。全国一律かどうかまでちょっとその扱う規模によって額も値引きもあるところもあるかもしれませんが、県内で言えば一緒という形になります。

今、納付額で異なる部分で言いますと、窓口の納付につきましては、指定金融機関の足利銀行は無料、他の金融機関が5.4円とか幾つか差別化しているところはございますけれども、コンビニ、ペイジー、クレジット、あと今年度4月から始めましては、ヤフーアプリにつきましては同一というふうに認識しております。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 全国統一なわけですか、あれですか、ちょっと微々たる差ではあるんですが、例えば1円から1万とか当然、結構あるわけですね。1万から2万までが手数料が162円とかあるわけですが、ちょっと見たら何か全国で多少本当に1円、2円の違いがあるようなのも見つかったもんですから、それで聞いてみたんですが、同じなんですかね。

○齊藤委員長 収税課長。

○三輪収税課長 全国の金額というものを全て調査しているわけではございませんので、何とも言えませんし、相当扱い件数が多ければ、場合によ

ては値引き交渉もできる部分もあるのかというふうに想定されるところでございます。

ただ、実際、今回、コンビニ、ペイジー、クレジット、ヤフーアプリと導入しているわけですが、その始めた時点での金額につきましては、定額ということでは確認はしているところでございます。

○吉成副委員長 わかりました、結構です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

田村委員。

○田村委員 104ページの一番上のこの差し押さえの件数、2,345件ですけれども、これは金額にすると幾らぐらいになるものなんでしょうか。

○齊藤委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 4時46分

再開 午後 4時46分

○齊藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

収税課長。

○三輪収税課長 差し押さえ、取り立て、一般的に取り立て、我々の言葉で言えば換価配当という言葉を使っているわけですが、概算で大変申しわけございませんけれども、平成29年度の換価配当金額につきましては、1億4,107万5,000円という状況でございます。

○齊藤委員長 いいですか。

○田村委員 わかりました。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、討議すべき点はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

—————◇—————

#### ◎認定第2号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 続きまして、認定第2号 平成29年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○相馬課税課長 (認定第2号について説明)

○齊藤委員長 収税課長。

○三輪収税課長 (認定第2号について説明)

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕



○齊藤委員長 それでは、討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 続きまして、討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第2号 平成29年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第2号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

—————◇—————

### ◎認定第3号の説明、質疑、討論、

#### 採決

○齊藤委員長 続きまして、認定第3号 平成29年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課税課長。

○相馬課税課長 （認定第3号について説明）

○齊藤委員長 続きまして、収税課長。

○三輪収税課長 （認定第3号について説明）

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を認めます。

君島委員。

○君島委員 411ページなのですが、上段のところにあります収納方法別収納状況というのがあるのですが、現年度分が8億1,039万3,200円と、現年度分全額がペイジーとコンビニの調定額で上がっているんですけども、これでよろしいんですか。

○齊藤委員長 収税課長。

○三輪収税課長 こちらの411ページの収納法別収納状況の調定額8億1,039万3,200円という数字につきましては、市政報告書の405ページ上段のほう、現年課税分の調定額と同様の数字という形で入れさせていただいているわけですけども、こちらの書き方につきましては、他の保険含めて同様の書き方をさせていただいているところであり、その調定額に対してコンビニ、ペイジーの納付の割合を出しているという考え方で記載させていただいているところでございます。

○齊藤委員長 君島委員。

○君島委員 405ページのほうを開いていただきたいんですが、徴収の方法には特別徴収と普通徴収があるわけですよね。これを合わせたものが8億1,393万200円になるんだと思うんです。そうすると、特別徴収も普通徴収も全部コンビニとペイジーでやっているということなんですか。

○齊藤委員長 収税課長。

○三輪収税課長 特別徴収につきましては、年金徴収という形になりますので、当然ペイジーではなく年金からのいわゆる天引きという形になっております。

○齊藤委員長 君島委員。

○君島委員 だから、411ページの収納方法のコンビニとペイジーに全額が入っているのはおかしいんじゃないですかと聞いているんですが。

○齊藤委員長 収税課長。

○三輪収税課長 分類としては、ご指摘のとおりだと考えているところがございます。当然、この調定額、全額を入れるとなると、その考え方については国保も介護保険も同様の考え方になっております。こちらにつきましては、今、訂正のほうを、通帳収納額で訂正させていただければと考えておるところでございます。通帳収納額ではなくて……

○齊藤委員長 部長。

○山田総務部長 おっしゃるとおり、普通徴収、特別徴収、普通徴収額を入れてというのが正しいと思いますので、来年度以降そのような形で進めさせていただきます。

○君島委員 はい、わかりました。

いいですか。

○君島委員 それしないと今度、収納率の部分がよくよく悪い形になってきてしまいますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。終わりです。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 なければ、討議すべき点はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第3号 平成29年度那須塩原市後期高齢者

医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第3号については原案のとおり認定すべきものと決しました。



#### ◎認定第4号の説明、質疑、討論、

##### 採決

○齊藤委員長 続きまして、認定第4号 平成29年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課税課長。

○相馬課税課長 (認定第4号について説明)

○齊藤委員長 収税課長。

○三輪収税課長 (認定第4号について説明)

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第4号 平成29年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第4号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

○齊藤委員長 課税課及び収税課所管の審査事項は以上となります。



#### ◎その他

○齊藤委員長 その他として、委員の皆様から何かございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 (市の収納率について)

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 (議案の説明方法について)

〔発言する人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、ないようなので、執行部のほうからございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、以上で課税課及び収税課の審査を終了いたします。

これで総務部、今定例会における審査は終了となりますが、総務部全体として何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ありませんので、じゃ、ここで執行部退席のため、暫時休憩といたします。お疲れさ

までした。

休憩 午後 5時16分

再開 午後 5時17分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

委員の皆様から何かございますか。

ないですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 事務局から何かありますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないですね。



#### ◎散会の宣告

○齊藤委員長 それでは、以上で本日の委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 5時18分

総務企画常任委員会、予算常任委員会（第一分科会）  
及び決算審査特別委員会（第一分科会）

平成30年9月19日（水曜日）午前10時00分開会

出席委員（9名）

|     |      |      |      |
|-----|------|------|------|
| 委員長 | 齊藤誠之 | 副委員長 | 吉成伸一 |
| 委員  | 田村正宏 | 委員   | 小島耕一 |
| 委員  | 森本彰伸 | 委員   | 鈴木伸彦 |
| 委員  | 高久好一 | 委員   | 君島一郎 |
| 委員  | 玉野宏  |      |      |

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

|                              |      |                     |        |
|------------------------------|------|---------------------|--------|
| 企画部長                         | 藤田一彦 | 企画政策課長              | 松本仁一   |
| 企画政策課長<br>補佐                 | 村松一紀 | 庁舎準備室長              | 波多腰治   |
| 企画政策係長                       | 江面史彦 | 行政経営係長              | 佐々木玲男奈 |
| 企画政策課<br>主査<br>（係長級）         | 福島寛  | シティプロモーション課長        | 栗野誠一   |
| シティプロモーション課長<br>補佐兼プロモーション係長 | 亀田祐子 | 移住促進センター所長          | 八木沢一志  |
| 情報管理係長                       | 飯村裕之 | 広報広聴係長              | 興野和人   |
| 秘書課長                         | 高久修  | 秘書課長補佐兼都市交流係長       | 佐藤知子   |
| 市民協働推進課長                     | 阿見浩二 | 市民協働推進課長補佐兼男女共同参画係長 | 平川雅子   |
| 統計係長                         | 渡邊純子 | 協働のまちづくり室長          | 相馬文彦   |
| 市民協働担当主査<br>（係長級）            | 田中幸子 | 自治振興担当主査<br>（係長級）   | 小田由起子  |

|                |      |                         |       |
|----------------|------|-------------------------|-------|
| 市民活動<br>センター所長 | 藤田恵子 | 塩原支所長                   | 宇都野 淳 |
| 総務福祉課長         | 高塩浩幸 | 総務福祉課長<br>補佐兼<br>総務税務係長 | 井上 早人 |
| 福祉係長           | 伊藤一裕 | 市民係長                    | 平山 隆美 |
| 箒根出張所長         | 臼井孝行 | 産業観光建設<br>課長            | 君島 隆  |
| 農林係長           | 岩瀬眞生 | 観光商工係長                  | 増山 博久 |

出席議会議務局職員

書記 鎌田 栄治

議事日程

1. 開会

2. 審査事項

[塩原支所]

- ・塩原支所長挨拶

[総務福祉課]

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第68号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[産業観光建設課]

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第68号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）
- ・議案第74号 平成30年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第7号 平成29年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について

[企画部]

- ・企画部長挨拶

[企画政策課]

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第68号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[シティプロモーション課]

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・認定第 1 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[秘書課]

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・認定第 1 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[市民協働推進課]

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・認定第 1 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

開会 午前 9時59分

◎開議の宣告

○齊藤委員長 皆さん、おはようございます。

散会前に引き続き、総務企画常任委員会を再開いたします。

それでは、次第により本日の審査に入ります。

—————◇—————

◎塩原支所の審査

○齊藤委員長 まずは、塩原支所から順次審査を進めてまいります。

初めに、支所長からご挨拶をお願いいたします。

○宇都野塩原支所長 (挨拶。)

○齊藤委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎総務福祉課の審査

○齊藤委員長 ただいまから総務福祉課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまでございます。

それでは、ここで総務企画常任委員会を予算常任委員会(第一分科会)に切りかえます。

—————◇—————

◎議案第68号の説明、質疑、討

論、採決

○齊藤委員長 議案第68号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

課長。

○高塩総務福祉課長 (議案第68号について説明)

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

副委員長。

○吉成副委員長 今、後段で説明がありました防火施設整備費の防火水槽の件なのですが、今、課長のほうからの説明でいきますと、県のほうからの補助金が来年度の新年度予算で入ってくるということなのですが、これはどのぐらい額として入ってくるのでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○高塩総務福祉課長 今回補正で要求しました設計費、それと来年度予定している取り壊しの工事、こちらについては100%補償という話は伺ってございます。

新設の部分につきましては、県のほうで算出した補償金の額ということで受け入れる予定でございます。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 大体従来、設計というと、今回これ45万になっていますけれども、先ほど農振関係の話もあったわけですが、大体35万ぐらいでこれまで予算としては算出されてきていると思うのです。

そのなまじっかと言ったら、変えていただきたいと思うのですが、今回10万ぐらい多いような気がしますが、それはやはりその農振関係のところになるのでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○高塩総務福祉課長 今回、測量の部分も一部経費として含まれております。また、既設の撤去と新設のほうがこちら一本で設計を組んでございますので、そちらの費用相当分ということでございます。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 そうすると、設計分がこれまで以上に予算としてはかかっているという捉え方でいいわけですか。

○齊藤委員長 課長。

○高塩総務福祉課長 そのとおりです。

○齊藤委員長 そのほかございませんか。  
鈴木委員。

○鈴木委員 地図が何かあるといいんですけども、場所が全然わからないんですが。

○齊藤委員長 課長。

○高塩総務福祉課長 そうしましたら、地図のほうは、後ほどコピーをしてお配りさせていただきたいと思います。

大体の位置ですけども、箒根中学校の東側、大貫方面に下がっていただきまして、下田野の公民館がございます。おおむねそこを中心とした前後300mが工事区間になってございます。

〔「公民館というよりも、南公園と言ったほうがわかるんじゃないですか」と言う人あり〕

○高塩総務福祉課長 関谷南公園のあたりに。

○齊藤委員長 そのほかございませんか。  
〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 なければ、討議すべき点はございませぬか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませぬか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第68号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第68号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、予算常任委員会（第一分科会）を決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえます。

—————◇—————

#### ◎認定第1号の説明、質疑、討論、

##### 採決

○齊藤委員長 認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○高塩総務福祉課長 （認定第1号について説明）

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

森本委員。

○森本委員 96ページの庁舎の増改築基金積立金なんですけれども、これ28年度はゼロになっていて、下の残高の推移を見てみると、27年度から28年も増額、残高の推移は、これは金利ということなんですか。ちょっと6,000円弱ふえているというのは、これは金利か何かですか。金利も入りますもんね、これ、ここは決算額には。



○齊藤委員長 課長。

○高塩総務福祉課長 こちらについては、基金のほうで積み立てしている利子分、こちらのほうが加わっている金額です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

森本委員。

○森本委員 見ると6万円ぐらい余っているんです。それ金利としてはちょっとあれなのかなと思って、金利だとしても決算額としては、28年度決算額に入っている……

〔「3万6,000円」と言う人あり〕

○森本委員 3万6,000円か。それが28年度決算額に入るべきものなんじゃないのかなというふうに感じましたんですけども、そんなに金利、金利だとしても決算額のほうには入るのかなというふうに思ったんですけども、いかがなんでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○高塩総務福祉課長 こちらについては、実は平成27年度に一部取り崩しをしてございます。庁舎の設備の修繕ということで取り崩した部分、今まで5万ちょっとだったか、6万円ぐらいの利子がついていたんですが、今回3万5,739円と、取り崩したことによって利子の額は減ったということになります。

○齊藤委員長 森本委員。

○森本委員 それはわかるんですけども、ただ、28年度決算額がゼロ円になるという理由にならないのかな、28年度決算額ゼロ円になっていますよね。今回、その金利の分で3万5,739円が積み立てに入るのであれば、28年度のその減った決算額というのも28年度に入るんじゃないのかなという意味なんですけれども。

○齊藤委員長 課長。

○高塩総務福祉課長 すみません、ちょっとお時間

をいただきたいと思います。

○齊藤委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時43分

○齊藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

課長。

○高塩総務福祉課長 こちらについては、塩原庁舎の管理費、3001事業から、こちら4001事業を新たに組み替えられたものでございます。

以上です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

高久委員。

○高久委員 ちょっとまたかと言われそうな気がするんですが、塩原の本庁舎のほうでは余り目立たなかったんですが、塩原庁舎になったらマイナンバー関係の臨時職員とか、関連の経費がずらずらと107ページから108ページに出てきたんですが、臨時職員費というのは、賃金ともなります3人って、こちらもそのくらい的人数ですが、塩原もそのくらいと。これはなれてないということで人数が多いの。真ん中辺です。住民票基本台帳費、真ん中の。

○齊藤委員長 107の基本台帳の30事業は塩原支所ではないです。これは本庁です。

○高久委員 ちょっと見間違いです。失礼しました。

○齊藤委員長 では、そのほかございますか。

副委員長。

○吉成副委員長 歳入で先ほど説明いただいた33ページの財産貸付収入、不動産等貸付収入の塩原地区市有地貸付で生きいきの里に貸し付けている分のほかに、説明ではホテルの大江戸、それからニ

ュー塩原という説明があったんですが、これはどのぐらいの面積を貸していらっしゃるんですか。その貸し付けの理由。

○齊藤委員長 補佐。

○井上総務福祉課長補佐 こちらは2カ所ではなくて、大江戸温泉ニュー塩原というふうな1カ所のホテルです。もとのホテルニュー塩原、こちらに市有地の空き地、約2,000㎡ぐらいを駐車場として来客用の駐車場として貸しております。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 それはいつから貸しているのでしょうか。

○齊藤委員長 補佐。

○井上総務福祉課長補佐 こちらは、やはりゴールデンウィークとか夏休みとか、ホテルのほうから来客が多いと思われるときに、やはり二、三日前には申請をいただいて、その都度、随時貸し出しをしている状況になります。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 そうすると、年間を通じて貸しているわけじゃないんで、どういう計算ですか。日割り計算とか、月割り計算とか、そこはどういう計算でしょうか。

○齊藤委員長 補佐。

○井上総務福祉課長補佐 副委員長の言うように、日割りで計算して貸しております。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 ちなみに、場所はどこになりますか。

○齊藤委員長 補佐。

○井上総務福祉課長補佐 こちらは、ホテルニュー塩原の正面を旧文化会館のほうに坂を上がりますと、2個目の角のところ、右角に今、シルバー人材の塩原事業所があるんですけども、その右側になります。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 討議はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

総務福祉課所管の審査事項は以上となります。

—————◇—————

#### ◎その他

○齊藤委員長 その他として、委員の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 (消防詰所の建て替え計画について) そのほかありますか。

副委員長。

○吉成副委員長 (市政報告書の記載方法について)

○齊藤委員長 そのほかないですか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 じゃ、ないようですので、以上、ごめんなさい、執行部のほうから何かございますか。大丈夫ですか。

じゃ、ないようですので、以上で総務福祉課の審査を終了といたします。

お疲れさまでした。

ここで、執行部入れかえのため10分間の休憩といたします。11時10分より委員会を再開します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○齊藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

#### ◎産業観光建設課の審査

○齊藤委員長 ただいまから産業観光建設課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

それでは、ここで総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切りかえます。

—————◇—————

#### ◎議案第68号の説明、質疑、討

##### 論、採決

○齊藤委員長 議案第68号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。執行部から議案の説明をお願いいたします。

課長。

○君島産業観光建設課長 （議案第68号について説

明）

○齊藤委員長 ただいま説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございますか。

小島委員。

○小島委員 華の湯、たまに温泉入ったことあるんですけども、何か所かやっぱりこれ以外の面も機材が壊れていたりしてというのがあるんですけども、そういうのはどこで直すのか、小さいものであれば、今、指定管理者のほうで直しているのか、それとも補正まで上げるのか、そんなところをどこら辺まで制御しているのか、ちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

○齊藤委員長 課長。

○君島産業観光建設課長 一応、華の湯につきましては、指定管理者のほうでは10万円未満といったらいですか、までは指定管理のほうで直してください。それ以上につきましては、うちのほうで直しますという取り決めが一応あります。

○小島委員 じゃ、もう少し早く直してもいいなと思った。いつまでたっても直さないな。はい、わかりました。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 なければ、討議すべき点はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結した

と思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第68号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第68号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。



#### ◎議案第74号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 続きまして、議案第74号 平成30年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部から議案の説明をお願いします。  
課長。

○君島産業観光建設課長 （議案第74号について説明）

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

すみません、鈴木委員。

○鈴木委員 温泉事業基金はどこを見たらいいのですか。減額のその分だけが、ここちょっと聞いているところ違ってた。

○齊藤委員長 予算書の70ページ、71ページ、予算というか、この補正予算書のほう、執行計画書の上のページのところを見てもらえば。

○鈴木委員 もう一回聞いていいですか。基金って、基金額はどこにあるのですか。減額したからこの分が減らないでふえるんですよね。

○君島産業観光建設課長 はい、もともとの予算……

○鈴木委員 基金というのはどこにあるのかなと思って。

○齊藤委員長 基金は決算書の一番後ろ……

○鈴木委員 決算書の一番後ろ……

○齊藤委員長 温泉事業施設整備基金でないですか。

○鈴木委員 うん、これにこの金額は数字は出てこないですよ。

〔「書いていないわけじゃないでしょう」「金額まだ出ていないですよ。これから」と言う人あり〕

○君島産業観光建設課長 はい。

○鈴木委員 補正して決まるところに、ここにプラスされるということですよ。

○君島産業観光建設課長 はい。

○鈴木委員 そこがどこにあるのかなと思って。了解しました。

○齊藤委員長 じゃ、ほかなさそうですね……

〔「あります、あります」と言う人あり〕

○齊藤委員長 すみません。  
君島委員。

○君島委員 これ繰り越し1,100万からあって、しているのですけれども、まだ基金の量、今後から繰り入れがあと1,400万残っているという形になるので、丸々基金を繰り入れないで減額だけという形をとらなかった理由というのは何なの。繰越金を全額基金繰入金のほうに充当して、来年の内訳をそれを切りかえしないでおいてしたという理由。わざわざ予備費のほうに持って行って、基金繰入金をもっと減額しなかったという理由は何なのですか。

○齊藤委員長 手を挙げてください。  
課長。

○君島産業観光建設課長 一応、工事費分というふうな解釈で、その工事分のものを戻すというふう

な解釈でやりましたので。

○君島委員 いいですか、いいですか。

○齊藤委員長 君島委員。

○君島委員 結局は、賄える部分、不足分がある、基本的な考え方ですよ、不足分、結局歳入の部分、通常の歳入の部分から不足分があるということなので、工事なら工事をやったりしても、不足分があるからということで、当初予算においては1,800万の基金繰り入れを見たわけですよ。

○君島産業観光建設課長 そうです。

○君島委員 ですけども、今度は基金を繰り入れる額、基金は何かのために積み立てておくお金なので、それを今回、繰越金が1,100万からの繰越金が出たら、極端に言ったら1,100万そっくりを基金繰入金と相殺をして、基金繰り入れの取り崩しを少なくしておくべきだと思うんですけども、あえて予備費に入れた理由というのを聞いたかったの。

○君島産業観光建設課長 予備費として結構、ああ、すみません。

○齊藤委員長 課長。

○君島産業観光建設課長 すみません。予備費に入れた理由なんですけど、最近、結構ポンプが壊れたりとか、そういうのが頻繁にあるんで、その分に回せるようにということで、予備費に入れさせていただきました。

○君島委員 じゃ、というか、結局、予備費は当初予算の200万持っていますよね。

○君島産業観光建設課長 はい。

○君島委員 今回も本当、ここじゃないんだな、これ湯っ歩の里のポンプ、一般会計のほうで見えますよね。すると、80万ぐらいで上がっていますよね。

○君島産業観光建設課長 はい。

○君島委員 すると、予備費で200万持っていて、

今、課長の答弁で、ポンプに支障が出た場合のために、残り大体1,000万近いやつを予備費に持っているというものの考え方がちょっと理解できないんですけども、もともと予備費で200万持っていて、極端に言うと、湯っ歩の里と同じだったら、水中ポンプが80万で買えるという。予備費で、2台は十分対応できるということであれば、考え方として、温泉事業が何かがあったときのために基金を積み立てているんだから、できるだけ基金は残すべきじゃないかと思うんです。

そうしたら、繰越金については全てを相殺してもいいんじゃないかと思うんで聞いているんですけども、わざわざそれを予備費のほうに1,000万をふやすというのが、ポンプの故障が多いから1,000万にするという理由もちょっと理解できないんですけども。

○齊藤委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時33分

○齊藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 討議すべき点はございますか。

○齊藤委員長 それでは、ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結した

と思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第74号 平成30年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第74号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで予算常任委員会（第一分科会）を決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえます。



#### ◎認定第1号の説明、質疑、討論、

##### 採決

○齊藤委員長 認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○君島産業観光建設課長 （認定第1号について説明）

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

小島委員。

○小島委員 13ページですか、使用料、手数料で、大ざっぱに7,251万ということで、マイナス1.3%でしたけれども、施設ごとの、全て減っているんだと思うんですけども、減少率というのはどのようなものか、ちょっと説明をいただければと思

います。もの語り館とかいろいろ。

○齊藤委員長 それを聞いた後、何か聞くことありますか、ただ数字が知りたいだけですか。

○小島委員 それはその他のところですか。

○齊藤委員長 であれば、後ででもいいですけど。

○小島委員 そうですね。その他ですけれども。後でも結構です。

○齊藤委員長 とか、例えば特にどこがとかというんだったらいいんですけども、全部だと多分はじき出すのに時間がかかってしまう。

○小島委員 そうですね。

○齊藤委員長 出ますか。後のほうがいいですか。出ますか。いけますか。

支所長。

○宇都野塩原支所長 申し上げます。

塩原温泉華の湯につきましては、28、29でよろしいですね。

○小島委員 はい。

○宇都野塩原支所長 対前年に対して94.8%、塩原もの語り館につきましては149.4%、もみじ谷大吊橋につきましては86.9%、湯っ歩の里足湯、こちらにつきましては88.3%、ビジターセンターにつきましては96.3%、また、天皇の間につきましては79.8%、箱の森プレイパークにつきましては、各施設が分かれておりますので、有料施設の温泉センターについて申し上げます。96.4%。それ以外の施設については、外から入ってきてなかなか何とかできないというものがございますので、それにつきましてはデータとして残っていないものがございますので、有料施設のみのデータとさせていただきます。

○小島委員 じゃ、もう一つ。

○齊藤委員長 小島委員。

○小島委員 今、もの語り館が149%ということで、すごく、これ全体に下がっている中で上がった原

因、要因が何かということですが。

○齊藤委員長 課長。

○君島産業観光建設課長 特別展とかプレDCとかありましたので、これに伴う増だとは思われます。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

○小島委員 じゃ、結構です。

○齊藤委員長 質疑はございませんか。

鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと前後しますけれども、293ページの塩原温泉家族旅行管理運営費というのが6,000万計上してあると思うんです。あと、13ページに収入というのが、塩原温泉家族旅行村のところに1、2、3、4、5、6あるんですけども、ほかに収入があるかどうかちょっと正確にはわからないんですけども、要はこの運営費に対して収入が幾らで、次に、どれだけの経費が掛かり、まず収支はどういう状態か。

それで、あと延べ人数が1万9,000人ということですから、ちょっと1人当たりには掛かる経費というのはできるのはどんなものでしょうか。

○鈴木委員 要は、結局、ちょっとしゃべっていい。

○齊藤委員長 はい、どうぞ、もう一回言ってもらえれば。

○鈴木委員 運営費、家族村のところの運営費が約6,000万あると。皆さん電卓があれなんですけれども、6,000万から、その13ページの家族村のところの収入、ありますよね。このほかにあるかどうかわからないので、ただ、これだけの合計を、こっちの合計を700万ぐらいかなと思うんです。740万とか。それを引くと赤字になっちゃうじゃないですか。かつ、来ている人で割ると、1人当たりどれだけの費用がかかっているのかなということだけ聞いただけです、単純に。

○齊藤委員長 出ますか。

課長。

○君島産業観光建設課長 申しわけございません。

今、これすぐ答えられないので……

○鈴木委員 うん、そう。単純かどうかなんですけれども、まあ、ざっくり知っておきたいなど。

○齊藤委員長 はい、じゃ後ほど出していただくように……

○鈴木委員 もっと正確なやつ後ほどいただくんであれば、きちんとしたしっかりした正確な数字で。そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、ないようですので、討議すべき点はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

—————◇—————

◎認定第7号の上程、説明、質疑、  
討論、採決

○齊藤委員長 続きまして、認定第7号 平成29年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○君島産業観光建設課長 (認定第7号について説明)

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑がなければ、討議すべき点はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第7号 平成29年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第7号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

産業観光建設課長からの審査事項は以上となります。その他として委員の皆様から何かございますか。

田村委員。

○田村委員 (民泊の状況について)

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔「もう一つだけ」と言う人あり〕

○齊藤委員長 小島委員。

○小島委員 (観光施設の入場者を増やすための取組について)

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 (観光施設の費用対効果について)

○齊藤委員長 じゃ、そのほかございませんね。では、執行部から何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、以上で産業観光建設課の審査を終了といたします。

これで塩原支所の今定例会における審査は終了となりますが、塩原支所全体で何かございますか、委員の皆さん。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 支所長のほうから何か。

○宇都野塩原支所長 ございません。時間のほうが長くなって大変申しわけございませんでした。

○齊藤委員長 以上で審査を終了といたします。お疲れさまでした。

ここで昼食のため休憩といたします。午後1時からしっかりと始めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

休憩 午後 零時18分

再開 午後 1時00分

○齊藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎企画部の審査



○齊藤委員長 これより企画部の審査に入ります。  
初めに、企画部長からご挨拶をお願いいたします。

○藤田企画部長 (挨拶。)

○齊藤委員長 ありがとうございます。

◇

◎企画政策課の審査

○齊藤委員長 それでは、ただいまから企画政策課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

それでは、ここで総務企画常任委員会を予算常任委員会(第一分科会)に切りかえます。

◇

◎議案第68号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 議案第68号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

課長。

○松本企画政策課長 (議案第68号について説明)

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

高久委員。

○高久委員 5ページ、新庁舎をとりあえず。庁舎建設市民検討懇談会委員謝礼のところ、人数が変わることなんです、ちょっと聞かせてください。

○齊藤委員長 課長。

○松本企画政策課長 市民検討懇談会の委員につきましては、重点実施していたときに市の職員も委

員として参加していた経緯があったわけなんです、今回、市の職員については委員としては参加しないということにしまして、その分、関係団体からの選出者をふやしたところでございます。4名増員しまして、16名でございます。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 同じ質問ですけれども、職員でなくなって、新しく入った人というのは、どういった団体の方かお聞きしたいんですけれども。

○齊藤委員長 室長。

○波多腰庁舎準備室長 4名増員させていただいたわけですが、内訳としましては、この間の考え方としまして、今回、那須塩原市内、駅前に庁舎を建てるということがありましたので、庁舎を建てるに当たって、那須塩原駅前のまちづくりの関係についてのご意見をいただきたいという意味合いで、まず駅前広場運営協議会というのがございまして、そちらの方がお一人、それからNPO法人の那須塩原まちづくりプロジェクトというところがございまして、そちらからお一人、それから那須塩原市商工会、西那須野商工会からそれぞれお一人ずつ、この4名を増員させていただいています。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 NPO法人那須塩原云々というのは、ふだんどうい活動をしている団体ですか。

○齊藤委員長 室長。

○波多腰庁舎準備室長 一番よく皆さんご存じ、那須塩原の駅前でマルシェ等の活動なんかをされているというのが、多分ご存じかなと思うんですが。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

小島委員。

○小島委員 同じページで、アートを活かしたまちづくり推進事業ということで、特に障害者アート展なんていうのを今やる予定だというようなこと

を書いてありますけれども、具体的に、冊子には載っていますけれども、具体的にことし何をやるうとしているんですか。ちょっとそこだけお伺いしたいと思います。

○齊藤委員長 課長。

○松本企画政策課長 障害者アート展につきましては、今、小島委員からお話がありましたように、比較的那須地域でも取り組んでいらっしゃる方がいらっしゃると思うんですが、今年度につきましては、そういった障害者関係のアートを推進していらっしゃる団体の方と協力いたしまして、概ね時期としては年明けぐらいになるかと思われるんですが、そのぐらいの時期に那須塩原市、アートを活かしたまちづくり、黒磯駅から板室にかけてのラインというところで、アート369プロジェクトということで進めておりますので、そういったところの中で会場を設けた上で障害者アート展を開催する予定を検討しているところでございます。

○齊藤委員長 小島委員。

○小島委員 具体的にはどういう場所でどんな形で行うことを検討しているかお伺いしたいと思います。

○齊藤委員長 課長。

○松本企画政策課長 具体的には、これは障害者アート展だけというわけではないんですが、アートのまちづくりを進める上で、例えば民間の建物とか、あるいは空き家みたいな建物、そういったところを活用したりでありますとか、あとは公共の施設でいいますと、ライン上にあります青木の道の駅、あるいは今回、戸田小学校が別で太陽の里さんが活用されるところになっているんですが、そういったところとも連携もできないか、そういったところを考えながら、アートのまちづくりにつなげていこうと。

また、ある程度面積が必要となった場合には、ちょっとラインからはずれるかもしれないんですが、主な公共施設、公民館等の施設を活用する場合もあるかと思われま。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 説明を受けたような気がするんですけども、5ページの11001の公共施設等有効活用基金積立金、この2億で10億円積み立てるという説明を受けたんですけども、補正で今入れたわけですけども、補正で今回入れるタイミングと、これは余ったお金を入れたのかなと、割り振ったような感じですけども、財政調整基金に入れてもいいし、いろんな庁舎建設基金に入れてもいいんですけども、ここに2億円。

これは、今後またどんどん毎年2億円積み立てていくのか、たまたまあったから入れたのかなと思うんですけども、この考え方というのを、原資をどうやってふやしていくのかという考え方をちょっと説明いただけますか。

○齊藤委員長 課長。

○松本企画政策課長 公共施設有効活用基金につきましては、議案質疑のほうのときにもちょっと取り上げていただいた内容なんですけど、今後、企画政策課のほうで取りまとめました公共施設等総合管理計画、そちらのほうでは4億近い毎年修繕費等の不足が出る見込みとなっております。

どの程度それに対応するためにこの基金を積み立てておくかというところは、現時点では当然明確な基準ができていないわけじゃないんですが、今鈴木委員がおっしゃったように、積み立てられるときにはある程度の金額を積み増しておいて、今後の長寿命化計画等によつての施設修繕であるとか、あるいは改修であるとか、そういったものに備えておくというようなところでございます。

今後も引き続き2億円ずつ積み立てるのかというところについては、財政状況によって積み立てられる金額がどの程度になるかというのは変化してくるということだと考えております。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 補正で来たのね、当初の目標があつて積み立てるのではない。たまたまちよつとあつたから貯める、そんな貯め方で、必要なのはわかる、当然これから財源が必要になってくる基金であるというのはわかるんですけども、余ったわけでもないし、財政調整基金に入れてもいいわけだし、庁舎建設費に入れてもいいでしょうけれども、今後お金が必要だねという感じでただ入れていって、それが2億円なのか5億円なのかとなると思うんですよ。しっかりした考え方があるんですかという意味で伺ったんですけども、今の質問どうですか。

○齊藤委員長 課長。

○松本企画政策課長 本来であれば、例えば目標年次を決めて、この時期までにこのぐらいの基金を造成しておくとか、そういったものが基金としてはあるべき姿なのかなとは思いますが、委員皆様もご案内のとおり、非常に市の財政状況も厳しいところもありますので、なかなか決まってここに積み立てるということで資金を確保していくのは正直なところ難しい。繰越金等の確定した段階で可能な分を積み立てるとというのが実情でございます。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討議すべき点がございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第68号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第68号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

#### ◎認定第1号の上程、説明、質疑、 討論、採決

○齊藤委員長 続きまして、予算常任委員会第一分科会を決算審査特別委員会第一分科会に切りかえます。

認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○松本企画政策課長 （認定第1号について説明）

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 26ページの一番上の総務費補助金なん

ですけれども、私は西那須野に住んでいたのも、電源立地でなかったんですけれども、これどこの設置に対して県が対策費を出しているのか、そういうのじゃないんですか。どういう市に対して、電源立地地域だということになったのか。

○齊藤委員長 課長。

○松本企画政策課長 市内に黒磯地区でいいますと、沼原発電所とか、あとは塩原のほうでいきますと、塩原発電所とか、あと板室、まずそれだと黒磯に戻っちゃいますが、板室発電所とか、そういった形で水力発電所が立地している自治体に対して、その出力W数等に基づきまして、一定の算出で補助金が交付されるというような制度のものでございます。

一般的にそういう水力発電所があるのは、どちらかという山間地といえますか、そういうさらに今後地域づくり等が必要な地域というような認識のもとではあると思うんですが、そういったところで交付されているというようなところでございます。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今言われた、とかと言われたんですが、その3カ所でよろしいんですね。そこがちょっと聞きたかったんですけれども、詳しく。

○齊藤委員長 係長。

○佐々木行政経営係長 塩原ダムと、あと沼原のダムと2カ所ですね。

○鈴木委員 沼原と塩原ですね。ありがとうございます。

続けて。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 じゃ、これちょっと何ページとは言いきいんですけれども、最初36ページの収入からなんですけれども、ふるさと納税とあって話題になっているんですけれども、新聞とかに出ている

んですけれども、結局、収入、この決算によると、その寄附金の合計は幾ら、それと今言った楽天とかさとふるとかという経費の部分がここで幾らというふうにならんと数で分けてご説明をもしただけると。要するに、収支が残って、それがどこに使われているという形で、もしご説明していただいてよろしいですか。

○齊藤委員長 課長。

○松本企画政策課長 それでは、まず平成29年度についての収支という形になるかと思うんですが、まず寄附をいただいた金額は、先ほどの71ページのふるさと基金積立金のところにありますふるさと基金原資というところ、すみません、ページがまたがっているのです。

〔「72の上」と言う人あり〕

○松本企画政策課長 すみません、失礼いたしました。

そこで、ふるさと基金原資という2億2,885万7,000円が29年度にふるさと寄附として寄附された金額という形になります。それに対して、それに係る費用というのがその前のページにあって、ふるさと寄附事業費です。

どこまでをちょっとそのプラス・マイナスに入れるかということにもなるかと思うんですが、主に大きいところだと、その委託料の金額になるかと思いますが、9,841万8,128円。こちらのほうがふるさと寄附に係るそのサイトの事務費と、それから返礼品もここに含まれておりますので、これでございます。

○鈴木委員 そうすると、差額がこれ……

○松本企画政策課長 そのほかに、せんだって新聞で報道されたこともあったかと思うんですが、市から市民、那須塩原市の方がほかの自治体さんにふるさと納税をした場合の住民税等の減収分もありますので、それらも含めるとということのも

うちちょっと少ない金額が実質の寄附額といえますか、市の実入りといえますか、そういう形になりますか。

○鈴木委員 そうすると、その実入りは幾らになりますか。

○松本企画政策課長 18日の下野新聞に出たんですが、那須塩原市についてはふるさと寄附の収支、すみません、新聞のデータを使って申しわけないんですが、先ほどの寄附を受けた金額から市の税収の減収分ですね、それを引いた残りが1億7,095万円という集計。これ市のほうから総務省に報告をしてそれをもとに記事をつくっているので、金額的に間違いはないかと思いますが、1億7,009万5,000円が要は寄附を受けた金額から税の減収分を引いた残りですね。

それに対しまして、さらに納税募集返礼などの費用は本市の場合、この新聞記事の数字ですと、先ほどとちょっと違ってしまいうんですが、1億3万7,000円かかっているという記事も出たんです。これが多分、先ほどのふるさと寄附事業費の1億36万6,417円を丸めた数字ですね。となっております。

ですので、それを差し引きますと、おおむね7,000万ほどが実収入といえますか、というように計算になります。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 すみませんね。そうすると、7,000万が実収入なんですけれども、それは税金の出し入れも含めた形だと思うんですけれども、ここで出た2億2,800万何がしという金額は寄附金としてどこにばらまいているかというのはこれで見るとこの……、どういうふうに使っているか。

○齊藤委員長 課長。

○松本企画政策課長 29年度に寄附を受けた分につきましては、この後30年度事業の中で寄附者の意

向等を踏まえた上で充当していくという形になっておりますので、今回の決算書の中では出てこない。

○鈴木委員 じゃ28年度だと、こういうふうに使われますという形でご説明いただけますか。

○齊藤委員長 松本課長。

○松本企画政策課長 そちらのほうか、歳入のほうですね。

〔「37です」と言う人あり〕

○鈴木委員 これでいいのかな。

○松本企画政策課長 37ページです。すみません、失礼いたしました。37ページに基金繰入金欄があるんですが、そこの2つ目の項目ですね、ふるさと基金繰入金、29年度の決算額については1億3,568万5,989円となっておりますが、こちらが28年に寄附をいただいて、それを29年に充当した事業がこの中という形になっております。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 この金額というのは、先ほど経費を除いての額と考えるのか、その寄附額をそのままここで割り振ったのか、よく見ればわかるんでしょうけれども、説明のほうをお願いします。

○齊藤委員長 課長。

○松本企画政策課長 これは経費は引いた金額ではなく、寄附額を充当している形になります。ただ、実際には事業費の決算額に対して充当する形になりますので、寄附額に対してはちょっとイコールにはなっていないところがあります。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 大体わかりました。では、ちょっと別な案件で質疑させていただきます。

73ページの一番上ですね、行政改革推進事業、90事業、すみません、これは飛ばします。ちょっと時間がたって忘れまして。やめます。

75ページ、野岩鉄道支援事業の116事業なんで

すけれども団体の件でちょっとお伺いしたいと思います。負担金で協議会を運営しているそうなんですけれども、この協議会の活動、5万円なんですけれども、どのような人たちがどのような活動をしているところに5万円を支出しているのかということでお伺いしたいと思います。

○齊藤委員長 係長。

○佐々木行政経営係長 那須塩原市、それから日光市あと栃木県と、あとは観光協会とかの関係団体で構成をしまして、東京方面に対する県のPRですね、野岩鉄道のパンフレットを配ったり、各市町のノベルティを配ったり。あとは、県庁でのイベントでの利用促進についてのやはりPR、こういったものを行っています。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうすると、うちは5万円の負担金ですけれども、ここの全体の事業費、総事業費は幾らぐらいで、何人の方で活動しているのかというのを教えていただけますか。

○齊藤委員長 係長。

○佐々木行政経営係長 ごめんなさい。日光市のほうでかなり負担割合が大きいというところはあるんですが、ちょっとほかの具体的な全体的な数字というのは、今持ち合わせていないので。

○鈴木委員 じゃ結構です。

以上です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

高久委員。

○高久委員 26ページに戻ります。社会保障・税番号制度システム整備費補助金、26ページ右の欄、総務費補助金という中に1,600万ほどシステム改修補助金が出ています。3分の1が市の負担というふうな説明をお聞きしたんですけれども、これは合わせて3分の、これは3分の2ということ、市の3分の1も入っての予算ですか。補助金だけ

ら入っていないんですか。

○齊藤委員長 課長。

○松本企画政策課長 こちらのほうは県の補助金という形で入ってきているので、市の負担分についてはこの歳入のほうには入っていない形に……

○高久委員 3分の2の部分ということでよろしいですか。

○齊藤委員長 係長。

○佐々木行政経営係長 ちょっと補助金の最初の部分がちょっと資料としてなくて、データがないので、後ほど資料としてお持ちしたいと思います。

○高久委員 もう一つ、先ほど鈴木委員が指摘してやめますとやった、73ページ、一番上の行財政改革、ここで報償というので、これは市の職員が提案をする改革……

○齊藤委員長 質疑に出ていました。質疑に出ていて、3件やって、1つだけ採択をしたので、この件に関しては……

○高久委員 3と書いてあるのはあるんだけど、3だけ書いてあった……

○齊藤委員長 3件の応募があった。

○高久委員 結構です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。  
副委員長。

○吉成副委員長 70ページの企画政策費の中の最初ですね、企画総合整備費事業ですけれども、使用料があって行財政情報サービス、時事通信社との契約の中でさまざまな行政情報をいただいていると思うんですが、これを実際に利用されて、どういった情報を得て、どういった効果が生まれているかというのをお聞かせください

○齊藤委員長 課長。

○松本企画政策課長 こちら今、吉成委員から質問がありましたとおり、時事通信社が実施しています i JAMP という情報提供システムを利用して

ございます。

どういったことに活用しているかというところなんです、それぞれライセンスが与えられますので、そこで登録をいたしますと、官庁速報ということで国のほうが官庁に載せた事業等についてのいち早い情報提供が受けられるということ。それから、いろいろ国内で動きがあるものにつきまして、その日その日ごとにきょうの主なニュースというような形での情報提供を受けられるというような形になっております。

具体的にそれを活用して、例えば何かの政策に直接反映させたかとか、そういった部分については特に集計等をとっているわけではないので、具体的などころというのはなかなかお伝えしにくいところではあるんですが、やはり例えば今、企画政策課で実施しておりますところだと、例えば庁舎の建設とか、各自治体で庁舎の建設についてこんな発表があったとか、そういったものを担当のほうも含めて情報収集しまして課内で共有するとか、あるいはそうですね、主なところだとそういったところ、いろいろな各自治体さんで行っている施策関係で本市にも該当するようなものがあれば、それをやはり情報共有するというような形で活用しているところでございます。

各課におきましても同じような方向でということにはなっているかと思うんですが、具体的にこれの情報をもとにこういう立案がされたとか、そういったところについてはちょっと十分把握はしていないところでございます。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 単にネットで結んでいるというだけじゃなくて、これだけ年間100万弱、予算が組まれて執行されているんですね。そうなれば、やはりある程度の検証、この情報を得て、こういったところに利用しましたというものを本来我々は

この決算では聞きたいんですね。

それから言うと、今、課長からいただいた答弁だと、ちょっと不満が私としては残りました。ぜひそういった観点からも、当然今後もこれを利用していくんでしょから、ぜひそういった検討はしていただきたいなと思います。

その下の……

○齊藤委員長 課長。

○松本企画政策課長 大丈夫です。結構です。

○吉成副委員長 その下の経営総合調整費、先ほど委託料の説明ちょっとありましたけれども、この中の体験型スポーツを活用したまちづくりになる調査業務100万円が執行されました。これの中身を教えてください。

○齊藤委員長 課長。

○松本企画政策課長 ご質問いただきました体験型スポーツを活用したまちづくりに係る調査業務の中身ということなんですが、先ほど若干説明させていただきました件で、全国的に何かを買うとか、何かを食べるといった物の消費の観光あるいは市民の行動から、何かを体験したりとか、あるいは自分自身をそういったもので楽しませるとか、そういったことに人々の関心移っているところでございます。

本市におきましては、ご案内のとおり豊かな自然があったり、あるいはそういった体験型のスポーツなどにも活用できるような施設等も見受けられるところではあるんですが、十分そういったものの活用が進んでいないというような現状でございます。そういった中で、民間の企業さんなどにも参入をいただいた上で、そういう体験型スポーツを活用したまちづくりができるのではないかと、というようなところで行った調査業務でございます。

先ほど申し上げたこの調査に当たりましては、企業版のふるさと納税の寄附金100万円を活用し

て、この調査を実施したというような形になっております。

実際の調査内容なんですが、本市の状況あるいは市が持っている箱の森等の主要な施設等のまずは調査をいただきまして、そういったものを活用した上で、仮に今後そういう体験型スポーツを進めていくに当たってはこういった部分での民間との連携が図れるかとか、あるいは図れる可能性のある民間企業はどういったところなのか。そういったところの基礎データ収集的な調査を行ったのが29年度というような形になっております。

今年度につきましても、この調査の中身については継続的に研究していく予定となっております、その費用を今年度の予算の中でも見込んでいくところでございます。

○齊藤委員長 係長。

○佐々木行政経営係長 今、課長のほうでご説明したとおりなんですけれども、こういった体験型スポーツレクチャーを活用したまちづくりをするに当たって、こういったものであれば民間企業としてやっていけるのか、やはり採算がとれるものではないと継続性というところがなかなか難しいので、商圏のリサーチですとか、あるいは可能性の高いようなスポーツの種類ですとか、あるいはそういう意向があるような民間企業の調査、そういったものをお願いしたというのが昨年度の調査です。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 継続されているわけなんですけれども、実際に基礎データとしては十分なものが今回の調査では集まっているということでよろしいですか。

○齊藤委員長 係長。

○佐々木行政経営係長 今回の委託、29年度の委託が国の地域再生計画の認定を受けて予算措置をしてというところで、かなり年度末の限られた中で2カ月間でやったというところもあります。今回

の調査結果だけをもとに具体的な企業の一致というところまでいけるかというところになりますと、ある程度調査はしていただいたというところはあるんですが、なかなか不十分なところもございしますので。

例えば商圏ですと、車のドライブタイムで30分であればどのぐらいの人がいるかとか、あるいはその既存の、先ほどお話も差し上げた箱の森プレイパークとか、そういったものを活用するとどういふ点が可能性が高くて可能性が低いかとかいふところは調べているんですが、実際にこれだけで事業ができるかというとなかなか難しいところもございします。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 基礎データとしては当然ある程度集まったという理解でいいんだと思うんですね。要は、これが本当に形にならないと、何のためにこんな予算執行したのかということになってしまいますので、そこは当然期待はしていますので、お願いしたいなと思います。

続いて先ほど来、73ページの行財政改革通信費の話がありましたけれども、質疑の中で職員の方々の提案事業ということで3件、そのうち1件が採択されたというお話がありました。これについては実際、募集というのはどういうふうにかけたらしいのでしょうか。

○齊藤委員長 係長。

○佐々木行政経営係長 職員提案制度の要綱を定めておりまして、その中でこういった形でやりますというのを定めております。職員に対しては毎年度、年度当初にこういう制度もありますので、ぜひどんどん応募してくださいというような形で、庁内掲示板等を使ってお知らせをしているというところでございます。

○齊藤委員長 副委員長。



○吉成副委員長 例えば平成28年度決算ではゼロだったわけですね。それで以前ではここで見ると9件あったと。29年度に関しては3件だったというわけですね。ですから、この制度自体を本当に生かした制度にしようということの取り組みなのかどうかというのがちょっとクエスチョンがつくんですが、そこは企画政策課が中心になってやっているんでしょから、どういう考えのもとにやっているんでしょから。

○齊藤委員長 課長。

○松本企画政策課長 この制度をどのように生かすような取り組みをしているのかというようなことだと思うんですが、職員提案制度ができて年数が経過はしているんですが、毎年度、提案件数についてかなりばらつきがあったり、少なかったりというようなところの状況でございます。

職員提案制度の基本的な仕組みとして、自分の業務に係る部分以外の部分での提案というところが設けられておまして、またその活動につきましては基本的には時間外に実施する、職務としてやるわけではないという形のところがある。そういったところで、運用の中で提案する側のほうの、なかなかちょっと提案しにくいような仕組みになりつつあるのかなど。あるいは、その提案したものを審査していく過程の中で、例えばアイデアとしてはいいんだけど、じゃ実現性はどうかとか、そういったところも当然検証されますので、そういった場面になったときにどうしても提案者の側が二の足を踏んでしまうといいますが、アイデアはあるんだけどそこまで詰め切れていないとか、そういった場面もあるかと思われまますので、そういったところで提案者側が若干二の足を踏んでしまうというような傾向が最近はあるのかなというふうに考えているところです。その辺の制度的な見直しを今後考えるか、ある

いは昨年度試行で実施しました業務改善提案の制度ですね。こちらのほうは、今実施している事務の中で改善した部分について、ほかの課でもできるんじゃないでしょうかというようなものを提案いただくというような形ですので、そういった部分とのやり方といいますか、それを再度検討して、提案しやすい仕組み、提案しやすい制度内容とかに見直しを図っていくと。そういったところも必要のかなというふうに感じているところです。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 これまでも続いてきている制度なんですけれども、これまで聞いたことないんですが、審査はどこで行っているんですか。

○齊藤委員長 係長。

○佐々木行政経営係長 審査は、一旦事務局で案件としてお預かりした後、審査委員会を、庁内の組織なんですけど、市長、副市長、教育長、企画部長の4人で組織する審査委員会です。実際にその提案者のプレゼンを受けて、採点をして、採用不採用を決定するという仕組みでやっております。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 我々からすると議員と違って、職員の皆さんは当然定期異動であったり、そういうことをするのに異動があるわけですね。それを考えると、前部署なのか、前々部署なのか、そこで不具合をこう改善すればいいかと私だったら単純に考えるんですね。ですから、幾つかは改善点が浮かぶような気がするんですね。こういうふうにするともっと効率的じゃないかとか、こういったものを導入するとすごくいいんじゃないかとか。そういう観点からいくと、もっともっと出そうな気がするんですけども、そうではないんですね。

○齊藤委員長 部長。

○藤田企画部長 副委員長おっしゃるとおり、通常のこの要綱制度がなくても常に職員がやっている

話というところに、この制度のひとつはぐなところがあるんだろうなというふうには思っています。なかなか自分が現にやっていないところの業務に対しての提案を時間外の時間を使って考えをまとめて発表するというところに持ってくるまでがちょっと大変なのかなと。そこに出さないにしても、通常、自分の業務だけじゃなくて、ほかの業務に対しても同じように考えて、そこで意見交換、情報交換をしながら改善が行われている業務もあるんですよね。そうすると、この制度のあり方というのは、この先もう少し考えなきゃならないだろうなと。

もう一つ、それで補完するために昨年度初めてやった自分のところの業務の改善提案というのを今回組み合わせたわけなんですけど、そういったやっぱり1つの制度がしっかり歯車になって動いているとは限らない。思いと制度のちぐはぐさが少しあるところはあるんだろうなというふうに我々も思っています。この先どういうふうな形がいいかというのは、また改めなきゃならないんだろうなというふうには現在考えているところでございます。

○齊藤委員長 そのほか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、討議すべき点がございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 討論はございますか。

高久委員。

○高久委員 先ほど言った26ページの税・社会保障の番号制度システムの収入ということで、これだけ収入があるということは、補助金が出ていると

いうことは、決して社会保障と住民の負担というところで住民を幸せにする制度ではないと。徹底して企業家の税負担を軽くするための制度であって、市民には決して有益な制度にはならないということで、反対します。

○齊藤委員長 そのほか討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 それでは、反対討論ございましたので、挙手により採決をいたします。

認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべきものとすることに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○齊藤委員長 ありがとうございます。

挙手多数と認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

企画政策課所管の審査事項は以上となります。

その他として、委員の皆様から何かございますか。

小島委員。

○小島委員 (ふるさと納税の県内における順位について)

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようであれば、執行部のほうから何かございますか。ございませんか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、以上で企画政策課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎シティプロモーション課の審査

○齊藤委員長 ただいまからシティプロモーション課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 それでは、ここで総務企画常任委員会を決算審査特別委員会第一分科会に切りかえます。

認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

栗野課長。

○栗野シティプロモーション課長 (認定第1号について説明)

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

森本委員。

○森本委員 35ページですけれども、歳入の物品売払収入で電算機売払収入とあるんですけれども、これ売り払い先は。

○齊藤委員長 課長。

○栗野シティプロモーション課長 こちら東京の品川区にございます日本システムケア株式会社とい

う会社でございます。

○齊藤委員長 森本委員。

○森本委員 これ売り払った物なんですけれども、端末やプリンターということのようだったんですけれども、パソコンも含まれているということによろしいでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○栗野シティプロモーション課長 具体的に申し上げますと、ノートパソコンが136台、デスクトップパソコンが13台、あとプリンターが21台、そのほか細かいものが、スキャナーとかそういったものがございしますが、そちらが18台という内訳になります。

○齊藤委員長 森本委員。

○森本委員 データの流出などの防止というのはどのようにされているかお聞かせください。

○栗野シティプロモーション課長 じゃ係長のほうから具体的に説明させますんで。

○齊藤委員長 係長。

○飯村情報管理係長 端末のハードディスクの消去につきましては、まず庁内でデータを消去しまして、その後業者にも引き渡す際にもお願いしています。データの消去につきましては、米国国防省方式といわれる消去の仕方、簡単に言いますと、ゼロをまずハードディスクのデータにゼロを書き込み、その後固定値を書き込み、さらに乱数を書き込むという、3回無作為なデータといいますか、データを書き込んで消去しております。その後、業者にも同じ方法で消去を求めておりまして、その後データ消去証明書を発行してもらおうという流れになっております。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

小島委員。

○小島委員 75ページの地方創生地域間連携事業、委託料ということですが、委託先と委託内

容というのはどんなものなのかちょっとお伺いしたいと思います。

○齊藤委員長 課長。

○栗野シティプロモーション課長 委託先が株式会社電通東日本という大田原に支社がある会社でございます。

内容といたしましては、こちらにつきましては、まず平成28年度は1月ごろに事業が始まりまして、ほぼPRで終わってしまったんですが、今年度は本格的にということで、まず連携事業をアピールするためのロゴとかキャッチコピーをつくっていただいたというのが1つの事業としてございます。これはPR素材の作成という部分になると思います。

それと、ウェブサイトの構築ということで、両市で共同でつくっている「ギュッ!として。」というウェブサイト、これは情報発信のためのウェブサイトでございますが、そちらを構築して、こちらの目的は、一つ情報発信というのもあるんですけども、もう一つ、その上でいろいろなイベントでつながり合った者同士のネットワークづくりというのがありまして、そんな目的でウェブサイト構築したということ、それと先ほど申し上げたキャッチコピーとかロゴなんかをもとに、チラシ、ポスターの作成、あとは横断幕とか、のぼり旗、そんなものをつくりました。そのほか、主に東京圏になりますが、そちらで実際に移住希望者との交流イベントを開いたり、こちらに来ていただいて移住体験ツアーなんかも内容としては実施してございます。

以上でございます。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 では、私のほうからですけれども、73ページの一番下の枠、移住・定住促進事業費約2,000万ほどありますが、これでどのような事業

の効果があつたのかお示しいただけますか。

○齊藤委員長 課長。

○栗野シティプロモーション課長 こちらは、まず平成29年度から移住促進センターを開設した経費がございます。こちらは市の窓口になりますけれども職員をあそこに配置して、移住希望者の相談業務を充実させたというところで、実質どこに行っているのということで相談されたときに、窓口ができたということで、多くの相談を受けることができたということが29年度としては1つございます。

それと、そのほか、先ほど言った小山との連携以外にも、首都圏におけるセミナー等を実施しておりまして、そういうところにつながりを持った方と継続して情報交換をするようなことを実施してまいりました、事業としては。

効果としては、やはり一度に一遍に移住してくれるというのは確かに難しいところなんですけど、そういう方々と連絡を、こちらからプッシュ型で那須塩原市の情報を送れるようなネットワークができつつあるというのが大きな成果ではないのかと思っております。そのほかPR事業とかやっておりますし、あともう一つ、なすしおばらファンクラブが立ち上がったというところ、こちらにつきましては、市民によるまちづくりの一つのプラットフォームができたというところで、そちらを中心に市民の横のつながりができるというのができたというのは大きな効果だったと思っております。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 東那須野駅の旧除染センターの場所に窓口があるということですね。

○栗野シティプロモーション課長 はい。そちらが30年度からになりますけど、今窓口を新たにしております。

○鈴木委員 あそこは30年度ですね。  
○栗野シティプロモーション課長 はい。  
○鈴木委員 じゃ、それまでは窓口はあったんだけど、相談件数というのはどんな状態だった、件数でいうとどのくらいありましたか。

○齊藤委員長 所長。  
○八木沢移住促進センター所長 29年度の実績でいいますと、移住相談に関しては34件ございました。それは市のシティプロモーション課が窓口になっておった状況です。

以上です。

○鈴木委員 わかりました。  
委員長、続けて。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 間が悪くてすみません。  
続けて、74ページですね、地域おこし協力隊。これだけ見ると、1人が何カ月、6カ月、9カ月、2人12カ月とかというので、ずっとつながっているのかどうかちょっとよくわからないんですけど、この人たちが何か新規事業を提案したりとかという話だったんで、ちょっと新規事業って何かなというのがわからなかったんですけども、その辺の説明と、あとこの人たちがやはり活動して何がどう変わって、どういう効果が出たかというのをわかりやすく説明していただけるとありがたいんですけども。

○齊藤委員長 課長。

○栗野シティプロモーション課長 まず、お二人、昨年9月までで3年の任期が終わったというところがございまして、1名のほうはこの地域の方と結婚されまして今家庭をお持ちになっておりますが、この方は酪農をPRということでかなり、子どもたちにコースターを配ったりとか、クリアファイルを配ったりということで、那須塩原市の生乳生産本州一ということを活動として積極的にや

っていただいたと。それともう一つ大きいのは、那須拓陽高校と連携しまして、高校生がつくったキスマイルという乳酸菌飲料、こちら現在もスーパーで販売したりとやっておりますが、それをやっていただいたというのが大きな成果だったかなと思います。

もう一人、今度は観光業を中心としてご活躍いただいた方がいらっしゃいます。彼女は埼玉県出身でございましたが、こちらに定住いただきまして、ゲストハウスの開設に向けて事業として補助金を、起業補助金というのが別途ございますので、そちらを受けて自分でもう既に民泊法の認可も受けまして、今営業できる状態にまで来ております。一部営業も開始しているというところで、新しい観光の資源といたしますか、ができ上がったというところでございます。

それともう一人、シティプロモーション関係で隊員として頑張ってくれている隊員がおりますが、その方は、那須塩原市でチャレンジ i n g 那須塩原という一つのあれがございましたけれども、それとあわせて、那須塩原市の市内で活躍している人々取材しまして、それで那須塩原市でチャレンジしている人たちのPR冊子なんかを作成いただいたという実績がございます。こちらは移住するような方にこういう頑張っている方がいるよというような内容のものでございますが、そちらを作成いただいたというところでございます。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ここでちょっと移住というテーマでつながっていたと思うんですけども、それを一言で言うと、この人たちの活動によって移住をいただいたというのは、これに来て地元の人と結婚したというのはそれはそれでいいかなと思うんですけども、この人たちの活動によって定住が起きた、またうまくそういうことにつながったという

具体的なほかの例というのはあるんですか。

○齊藤委員長 課長。

○粟野シティプロモーション課長 もともと地域おこし協力隊の事業自体が移住・定住というテーマで来ていただいているものではなくて、それぞれ先ほど申し上げた酪農、農業の振興とか、そういう部分で活躍いただく、観光の振興という活躍をいただく、シティプロモーションも一つで、あと教育関係でも活躍いただいて、活性化に努めていただきたいというのが1つ。今もう一人、あと自治会の活性化、5名できています。そういうことで、移住・定住につながるというよりは、その人たちが移住いただければこれはベストなんです、そういうのがテーマではなく、どちらかというと、その部門部門での活性化というところでお願いしておりますので、そういう意味では、先ほど言ったように、生乳生産本州一のPRにもつながる、あるいは観光の魅力をふやしてくれたというところでは成果があるのかなという考え方でおります。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。

そうしたら、次、75ページの一番下で、まちづくり大使事業、これ事業ですね。これは62万7,578円ということですが、これ自体のイベントでも、イベントを行ってどのような効果が、イベント等の内容と効果が得られると思うかというあたりをお聞かせいただけますか。

○齊藤委員長 課長。

○粟野シティプロモーション課長 やはり大使になっていただいた方々は、各分野ございますけれども、そこで全国的に著名な方ということで委任させていただいたということがございまして、実際に、期間的にはファンクラブの設立式のときに合わせて任命させていただいておりますが、そういうときに那須塩原市について語っていただいた

とかいうことがございました。

それともう一人、川岡大次郎さんを任命させていただきました。この人は大阪のほうですけれども、この地域に住んでいただいたというゆかりで任命させていただきましたが、その方が映画人ということもありますので、映画のまちづくりについてということ映画に興味がある市民の人にご講演いただいた、あるいは交流いただいたということで、まちづくりに直接かかわっていただくというのが目的なものですから、今後もそういう機会をふやしていこうと考えてございます。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 じゃ、最後になります。

79ページの中段の60事業、地域情報化推進費の900何がしという金額なんですけれども、これの中で報償金という欄のところ、この委員というのはどんな人で、この懇談会はどんな内容で、1回なのか何回やられたのか、そのあたりのご説明をいただけますか。

○齊藤委員長 課長。

○粟野シティプロモーション課長 こちらは、地域情報化という中で、シティプロモーション指針等も地域情報化の一環でつくらせていただきましたが、そういうところでの謝金になります。委員としては、東海大学の河井先生を座長にいたしまして、産業界、行政、教育、金融等、労働、メディア、市民代表ということで20名の委員さんをお願いしまして、地域の情報化あるいはシティプロモーションについて議論いただくというところで、基本的には年1回の開催で、地域情報化、シティプロモーションの内容をご説明の上、いろいろなご提案をいただくというような組織でございます。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ご提案をいただくというふうに最後伺いましたんですけれども、これで何か市としてい

い話というのがあった、それが具体的に市の何かにつながるような案というのは何かありましたか。

○齊藤委員長 課長。

○粟野シティプロモーション課長 今、地域情報化計画というのがございましたが、そちらの後継計画ということで、電子市役所という計画を今準備しております。その進め方とかその内容についてもこういう方々にご意見をいただいてそれで策定に当たったりというところがございます。

それともう一つ、シティプロモーションの関係でいえば、交付金をいただいていますので、そういうところのK P Iに対する検証とかそういう部分もご意見をいただいているというところがございます。

○鈴木委員 すみません、やめようと思ったんですけども、今K P Iって言いましたか。K P Iだけ説明いただいて終わりにしたいと思います。

○齊藤委員長 課長。

○粟野シティプロモーション課長 今いろいろな事業、交付金等をいただいています、その重要な指標というんですかね、重要度の高い指標、目標ですね、重要な目標をK P Iという形で。

○齊藤委員長 Key Performance Indicator。

そのほか。

森本委員。

○森本委員 鈴木委員も触れたところではあるんですけども、地域おこし協力隊の報酬なんですけれども、当初の予算が多分796万8,000円だったかと思うんですけども、大分少なくなったのは、これは人が少なかったのか、それともどういうことだったのかちょっとお聞かせ願えますか。

○齊藤委員長 課長。

○粟野シティプロモーション課長 こちらは一応年度を通して隊員として任命するということで予算をいただいているんですが、それに合わせて募集

もかけています。ただ、どうしても今の時期、募集に合わせてぴったり採用できるというところまでいっていないというところもございまして、時期がずれてしまうというところがあるんですね。その分、人件費分が流れてしまうということで、金額的には16万6,000円でやっていますので。

○齊藤委員長 そのほか。

副委員長。

○吉成副委員長 64ページで、これは広報広聴費ですが、質疑で部長のほうからも答弁をいただいている空撮機、ドローンの件ですが、あの際に、使用回数としては平成29年度12回ほど利用されると。どういったところで使っているかといえば、広報誌であったり、それからイベント、あと学校の行事等々。効果としても、ふだん見るこの角度とやっぱり上からも見るものでは違うと。全くそのとおりだと思うんです。

ただ、ちょっと残念だなと思うのは、やはり約130万からの経費をかけて、すぐ壊れるものじゃもちろんないわけですから、ちょっと12回の利用回数というのはもったいないような気がしたんですね。ですから、まだまだ活用すればこの費用対効果の効果の部分というのが生まれてくるんだと思うんですけども、これに関しては当然オペレーターがいなければ動かないわけですね。現在オペレーターが何名いるのか、それから現在はシティプロだけの利用なのか、まずそこを確認させてください。

○齊藤委員長 課長。

○粟野シティプロモーション課長 こちら操作するには特に免許とかは要らないわけです。それで、職員のほう導入時に2名ほど研修に行きまして、机上研修、それと実地研修を受けてきました。それを受けて、現在使用できるといいますか、広報広聴係の職員4名が操作ができるというのが現況

でございます。

そうしますと、やはり稼働のほうはその4人しかできないということになりますと限界がございますし、考え方としては、将来は、今言ったように許可が要るものではないものですから、ある程度、広報広聴係、実績も積んでいますので、そういう職員が法律的なものも伝えられますし、操作方法も体育館なんかだと結構できるものですから、風に影響されずに、です、ので、そういうのが活用できる各部署の職員を集めての研修なんかも検討していきたいというのは考えてございます。今後積極的に利用できるように努力していきたいなと思っております。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 そうすると、課を超えた、部を超えた利用ということは今後は展開していくということですか。

○齊藤委員長 課長。

○栗野シティプロモーション課長 そのような考え方を持っておりますので、今具体的にいつかいうところまで答えられませんが、そのような考え方は持っております。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 その点、じゃ了解いたしました。

これは金額的なもので確認をしておきたいんですが、同じ広報広聴費の中の広報誌の件なんです、印刷製品費として当初予算から見ると約300万ほど支出がされていない。その300万減の理由をお聞かせください。

○齊藤委員長 課長。

○栗野シティプロモーション課長 通常、5日号と20日号に分けてやっております、5日号が特集記事を載せるところで、フルカラーということになります。20日号がお知らせ版ということで、白黒2色の刷りになっていますが、これは特集のボ

リュームとか、トータルでやっているの、予算があるからということではなくて、24ページというのが基本になるんですが、それを前後しながらということで、結果的に減額になったというところでございます。

30年度につきましては、この実績に合わせましてその分は減額して、考慮して計上させていただいたというところでございます。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 じゃ、了解しました。

続きまして、先ほども出ましたが、73ページ、移住・定住促進事業、今回、先ほど課長の説明をいただいた中で、28年まではPR事業と2つの事業に分かれて、それを今回は予算がそうだとすることで1つになっているということだと思んですが、先ほどセンター長のほうから実際の定住の相談件数というのが34件ほどあったという説明をいただきました。その主な内容と、実際手ごたえとして移住・定住につながる感覚を持たれた相談というのはどうだったのでしょうか。

○齊藤委員長 所長。

○八木沢移住促進センター所長 内訳でいいますと、移住情報が欲しいという全般的な内容については13件、市のほうでやっている補助金、新幹線補助とありますので、こういう相談が5件、あとは一般的な生活情報ですね、スーパーとかそういうのはどこにあるとか、そういう感じの件数が5件、あとは仕事、こちらに来て仕事がどうかというところが2件、あとはアパート等の物件関係の確認ということで6件、あとそれに関連する業者さんのほうからも2件ほどというような感じで、業者のほうは3件ぐらいですね、34件ということで、先ほども言いましたように、シティプロモーション課の窓口での対応というところの移住相談の内容になっています。



内容的には以上です。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 実際にこういうセンターをつくった狙いは当然移住・定住なわけですよ。今34件のそれぞれの相談の内訳はお伺いしたんですが、二度三度という同じ方の問い合わせというのはそこには含まれているんですか。

○齊藤委員長 所長。

○八木沢移住促進センター所長 含まれております。内訳はちょっとわかりませんが、同じ人から電話なりで何回か問い合わせというのもありましたので、そちらのほうも含まれております。

ちなみになんですけれども、30年度入りましてセンターが向こうにできましたので、参考までに言いますと、7月末の時点で31件、3カ月ぐらいで去年度の数は超えているという状況もあります。以上です。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 それに関しては来年の決算で聞きましょう。じゃ、了解です。

続きまして、74ページの、ここで言うとなすしおばらファンクラブ用封筒ということにはなっているんですが、実際にこのなすしおばらファンクラブには今何人の登録者がいらっしゃるんでしょうか。今じゃなくて決算時と言ったほうがいいんですかね。

○齊藤委員長 課長。

○栗野シティプロモーション課長 2018年3月末現在で566人でした。市内は447、首都圏が48、県内の市外が64、あとそれ以外が7ということで、566人でした。現在は600人を超えているような状況でございます。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 これって目標値というのを決めてスタートしたんですって。それはないんですか。

○齊藤委員長 課長。

○栗野シティプロモーション課長 当時、年度途中だったものですから、30年度で800というのは計画上出しました。ただ、若干、人数だけではないよという議論をさせていただいていますが、目標としては800ということで、30年度中に800というのは示させていただいております。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 了解しました。

それでは、今後、市単独補助金の審査対象にもなると思いますが、今の段の一番下の新幹線定期券購入、それから三世代同居等世帯定住支援ということで、それぞれここでも平成29年度に対しては16件、17件あるわけです。平成30年度の予算にも計上はされております。これらは実際に平成29年度の実態からどういった検証がなされているかをお聞きします。

○齊藤委員長 課長。

○栗野シティプロモーション課長 新幹線定期券につきましては、こちらは横ばいということでございます。これは本当に移住されて首都圏を中心に働かれるというところで、実績としては悪くないのではないかとこの検証はしております。それは目標値というものちょっと定めておりませんでしたので、従前は福島、北のほうにも補助をやっていたんですが、それを廃止しても横ばいということでございますので、こちらはぜひ利用をふやしていきたいということでございます。

あと、三世代同居につきましては、こちらについては、ようやく制度が浸透してまいりまして、利用者が30年度においてもふえているということでございますけれども、三世代で住むということは、安全・安心と申しますか、経済的にもプラスになりますので、そういう意味では、今後も積極的にPRして利用促進を図りたいということで考

えてございます。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 これらに関しては、当然今後シテ  
ィプロとして明確な指針をつくって、その上で当  
然審査会のほうにかかるという運びになると思う  
んですが、30年度当然予算化されていて、29年度  
の検証をして、今、課長のお話にあったようなこ  
とで予算計上されているとは思いますが、これも  
これも1つは当然、この項が移住・定住という部  
分ですから、それらの施策の一環だということ  
で行われているんだとは思いますが、費用  
対効果という面からはどういふふうに検証され  
たんでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○栗野シティプロモーション課長 始めてこれで5  
年目になっておるんですが、3年で一度要綱を見  
直したということで、最初の段階で感じたとい  
いますか、費用対効果としましては、新幹線定期券  
につきましては、いわゆる首都圏、大宮支社管内  
の全ての駅にポスターを掲示いただいて、それで  
那須塩原と首都圏の距離感ということ、新幹線  
で70分で行けますよというのを配らせていただ  
いた。つまり、地域のいわゆる認知度の向上、距離感  
というのを伝える意味では大きな効果があったの  
かなというところが、いわゆる補助金を出すとい  
うこと以外に大きな効果があったのかなという  
のは考えてございます。

それと、三世代同居に関して、こちらにつ  
いても、これがあるからということまではい  
っていないと思うんですが、こちらも那須塩  
原市として移住・定住を推進しているとい  
う中で、銀行とか不動産屋さん、建築業  
の方々、設備屋さんという方々がチラシ  
を、それを利用していただいて活用を  
促していただいたということになると、  
いわゆる移住・定住という施策自体を  
官民一体となって

進める上での一つのツールといいますか、  
ということからすれば、市として移住・  
定住促進をしていくというところの  
市民への浸透という意味では効果  
があったのかなと思います。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 例えば、今、後段の  
説明にもあった三世代同居に関  
してですけども、これ「等」と  
ついていてということですから、  
同居と隣居という2つあったと  
思うんですね。実際にはこれは  
同居と隣居というのが割合とし  
てはどうなんでしょうか。

○齊藤委員長 所長。

○八木沢移住促進センター所長 29年度  
の実績でいいますと、同居が7  
件、隣居、近居が10件、以上  
です。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 隣居、近居の違  
いを教えてください。

○齊藤委員長 所長。

○八木沢移住促進センター所長 28  
年度までは隣居という言葉を使  
っていたんですけども、これは  
同じ敷地内に子どもさんが別  
に建物を建てるといような状  
況が隣居でした。29年度から  
は、敷地は別に同じ市内であ  
ればどこへ建てても近居とい  
うような扱いです。

○吉成副委員長 わかりました。

○齊藤委員長 そのほかございま  
すか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、  
討議すべき点はございま  
すか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 なければ、質疑を  
終了したいと思いますがい  
ますが、異議ございませ  
んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 討論はございま  
すか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

◇

#### ◎その他

○齊藤委員長 シティプロモーション課所管の審査事項は以上となります。

その他として委員の皆様から何かございますか。  
鈴木委員。

○鈴木委員 (地域おこし協力隊の活動報告について)

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 なければ、執行部の皆さんのほうから何かありますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、以上でシティプロモーション課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

執行部入れかえも含め、10分間の休憩といたします。3時25分から委員会を再開します。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時25分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

#### ◎秘書課の審査

○齊藤委員長 ただいまから秘書課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

それでは、ここで総務企画常任委員会を決算審査特別委員会(第一分科会)に切りかえます。

◇

#### ◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○高久秘書課長 (認定第1号について説明)

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 58ページの一番上にある市長特別賞受賞者、スポーツ活動、文化活動、その他とありますが、どのような分野で受賞されたのかお願いたします。

○齊藤委員長 課長。

○高久秘書課長 昨年度の実績の中で、分野といた

しまして、スポーツ活動、文化活動、その他の分野でございます。スポーツ活動につきましては7件ございました。こちらにつきましては、国際馬術における競技会での第1位であったり、野球、スキー、レスリング、あとテニス、あと障害者スポーツ大会での上位入賞、1位等でございます。こちらがスポーツ活動で7件、文化活動につきましては、第43回日本盆栽作風展内閣総理大臣賞の受賞に対しての文化活動に1件、その他といたしまして、パン・アキモトさんのほうで第5回グッドライフアワード環境大臣賞最優秀賞を受賞されたことによる1件、あとは拓陽高校のほうで全国学校・園庭ビオトープコンクール、こちら環境大臣賞をとられたということで、スポーツ活動が7件、文化活動が1件、その他2件、計10件の受賞がございました。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 その他のほうは具体的な名前が出てきたんですけども、スポーツ活動は、例えば中学校とか高校とか、話せる範囲で別に名前言ってもいいんじゃないかと思うんですけども。

○齊藤委員長 課長。

○高久秘書課長 具体的に申し上げます。

まず、スポーツ活動の7件なんですけど、こちらについては、まず1件、廣田さんという方なんですけれども、国際馬術掛川2017、標準障害競技の第1位という形での受賞がまず1件になります。馬術の大会というところでございます。

2件目の方、俵藤さんという方なんですけど、こちらは西中の1年生になります。2017カル・リブケン12歳以下世界少年野球大会の優勝という形での2件目になります。

3件目、折原さんという方でございます。こちらについては第72回国民体育大会クレール射撃競技会、成年スキー個人優勝というところござい

ます。

4件目、田代英才さん、こちらは足工大附属高校の3年生になります。第72回国民体育大会レスリング競技会、少年男子グレコローマンスタイル74kg級の優勝でございます。

5件目、近藤清さん、こちらの方につきましては第79回全日本ベテランテニス選手権、男子70歳以上シングルの優勝というところでございます。

6件目、佐藤久和さん、こちらについても同様のベテランテニス選手権、国別対抗戦の第3位という形になっています。

スポーツ分野最後の7番目、田代龍二さん、第17回全国障害者スポーツ大会、陸上競技400m少年グループ第1位というところでございます。

スポーツ分野7名、以上でございます。

○鈴木委員 了解です。

○齊藤委員長 いいですか。

そのほか。

小島委員。

○小島委員 1つ、79ページなんですけれども、今徐々に海外の人が那須塩原市に住むということがかなりふえてきて、インバウンドも含めてという中で、外国人向けの便利マップをつくっているとか、あと支援員を置いているって、なかなか市民の方は知らないんじゃないかと思うんですけども、どういうところに置いていて、そしてどういう形で外国人に知らせるような体制をとっているのか、そこをちょっと教えていただければと思うんですけども。

○齊藤委員長 課長。

○高久秘書課長 外国人マップのまず配布先の場所でございますが、まず2,000部作成したという形で先ほどご説明したところですが、本庁の市民課に300、西那須野支所の市民福祉課に300、塩原支所総務福祉課に300、箒根出張所に20、西那須野

支所に外国人相談窓口、こちらを開設しております。こちらに200部置いて、秘書課に予備という形で、こういった形で配布をしているところがございます。要は市民課の窓口に来た外国人の皆様に対してこちらのマップを周知という形でお渡しするというのと、あとは広く少しでもお知らせするというところで、ホームページ等、広報にもこちらの記事を載せさせていただいてお知らせをしているというところがございます。

○齊藤委員長 小島委員。

○小島委員 例えばですけれども、英語以外にも中国語とかドイツ語とかハンガールとか、あとイスラム語とかあるんですけれども、何を具体的にそういう働きかけをしているんだかちょっと教えてください。

○齊藤委員長 課長。

○高久秘書課長 作成言語につきましては、こちらになるんですが、英語と中国語とポルトガル語というところでの記載をしています。こちらの地図のところ公共機関をお知らせする欄があるんですが、こちらにつきましては、ひらがなの日本語と漢字と、英語の記載という形で載せさせていただいております。要はトップページの相談窓口のお知らせについて、こちらの部分について英語、ポルトガル語、スペイン語でのお知らせを……

〔「中国語」と言う人あり〕

○高久秘書課長 中国語ですね、すみません。中国語ということでつくらせていただきました。

○小島委員 わかりました。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 58ページ、秘書・渉外費（40事業）の一番下、わずかな支出ではありますが、5,000円ということで日本サッカーを応援する自治体連盟施設づくり研修会、具体的な内容を教えてください。

○齊藤委員長 課長。

○高久秘書課長 こちらにつきましては、昨年6月なんですが、日本サッカーを応援する自治体連盟29年度施設づくり研修会という形での通知をいただいたところがございます。内容につきましては、公立の施設の設備の多くは老朽化が進んでいるというところの中を踏まえて、サッカーを中心としたスポーツ施設づくり、地域の拠点となる学校校庭の芝生化に関する研修会というような内容でございました。

こちらについて、市長のご予定が昨年度ちょっととれなかったものでございまして、青木のサッカー場の関係で市長代理という形の中でスポーツ振興課のほうはどうしてもこちらの研修に出たいという要請がございましたので、市長のかわりということでスポーツ振興課がこちらの研修に出たというような形での負担金になっております。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 じゃ、詳しい内容についてはスポーツ振興課のほうに聞かなきゃわからないですね。

○齊藤委員長 課長。

○高久秘書課長 通知の中での内容、スケジュールなんですが、まず研修視察ということで、静岡県清水市の清水ナショナルトレーニングセンター、こちらの施設を見学しまして、静岡市のサッカーを生かしたまちづくりの取り組みについてという形で講習を受けております。それが終わりました、視察ということで、静岡市立清水岡小学校、こちらの校庭芝生化視察というような形で実施されました。最後に、視察場所として、エスパルスドリームプラザ、こちらを視察の場所として行ってこられたというような形でお聞きしております。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 詳しく教えていただいてありがと

うございます。

そうすると、この負担金5,000円というのはどういう負担金になるのでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○高久秘書課長 こちらの研修の出席に当たり、参加する自治体ごとに5,000円の研修会の負担金が欲しいというところでもございましたので、市長代理という形での負担金の支出ということになっています。

○吉成副委員長 じゃ、参加費ということによろしいですね。

○齊藤委員長 課長。

○高久秘書課長 そのとおりでございます。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 じゃ、もう一点。先ほど小島委員のほうからもありました外国人向け便利マップ、今回一部改訂をしたということなんですが、今回の一般質問で日本語学校の質問が星議員よりされました。実際に、じゃ日本語学校に今どういった国から来ている人たちが多くんだという質問に対して、中国、韓国、フィリピン、そしてブラジルという答弁だったんですね。

そうすると、今、英語は当然だとは思いますが、今回のには中国語、そしてポルトガル語、ブラジルということですからポルトガル語だとは思いますが、フィリピンは英語ということでもいいんでしょうけれども、お隣のハングル、韓国、そういったものはここにはないんですね。例えば、我々がさまざまところに視察に行って、特に南、西日本ですね、九州もそうですし、中国地方もそうですけれども、多くの看板等に、特に海外から来られる方が多いような施設は、ほとんどハングルがあると思うんですね。今回これはアドバイスもいただきながらつくっているんですね。この英語、中国語、ポルトガル語にした理由をまずは

お聞きしたいと思います。

○齊藤委員長 課長。

○高久秘書課長 こちら作成するに当たりまして、市内在住の外国人の人口というものを調べました。その中で一番市内の在住で多かったのが、1番目、中国、2番目がおっしゃるとおりブラジル、3番目がフィリピンというようなデータ等を踏まえて、こういった形での今回改訂という形をとったところでございます。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 この中身に関しても今回つくるに当たってのアドバイスをいただいたということだと思うんですが、どの辺がアドバイスで改訂された部分なんでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○高久秘書課長 大きな改訂といたしましては、表記英語なんですけど、地図を載せさせていただいて、外国人の方がそれを見て場所がわかるようにしたいというようなところでの改訂というのがメインでございます。1点は、東日本大震災を機に外国人の方あるいは観光客の方の防災対策が求められているというような部分での改訂をしたというようなところがまず大きなところでございます。

アドバイザーにつきましては、5名いらっしゃいまして、本市外国人相談窓口の相談員であります飯岡さんという方、日本人でございます、国際交流協会の会員、日本語教室の指導者の泉田さん、那須塩原市国際交流員のうちのほうで活躍しておりますフロレンティーネ、黒小のALT、アメリカになります、サラさんという方、最後に那須塩原市の日本語教室の生徒さんでいらっしゃいました中国のルアンさんという方5名にいろいろアドバイスをさせていただいて、今回、防災の視点で大きな改訂をさせていただいたというようなところでございます。

○吉成副委員長 了解しました。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、討議すべき点は  
ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了した  
いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結した  
いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結  
し、これより採決いたします。

認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳  
入歳出決算認定については、原案のとおり認定す  
べきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり  
認定すべきものと決しました。

秘書課所管の審査事項は以上となります。

---

◎その他

○齊藤委員長 その他として委員の皆さんから何か  
ございますか。

玉野委員。

○玉野委員 市長特別賞のときに廣田さん出ました  
けれども、お名前は。

○齊藤委員長 課長。

○高久秘書課長 大変失礼いたしました。廣田龍馬

さんということでございます。

○玉野委員 結構です。

○齊藤委員長 そのほか、大丈夫ですか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 執行部のほうからは何かございま  
すか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ありがとうございます。

ないようですので、以上で秘書課の審査を終了  
いたします。

お疲れさまでした。

執行部入れかえのため、暫時休憩とします。

休憩 午後 3時51分

再開 午後 3時58分

○齊藤委員長 それでは、ちょっと早いですけれど  
も、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

---

◎市民協働推進課の審査

○齊藤委員長 ただいまから市民協働推進課の審査  
に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

それでは、ここで総務企画常任委員会を決算審  
査特別委員会（第一分科会）に切りかえます。

---

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○齊藤委員長 認定第1号 平成29年度那須塩原市  
一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といた

します。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○阿見市民協働推進課長（認定第1号について説明）

○齊藤委員長 説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はございませんか。

森本委員。

○森本委員 81ページの男女共同参画推進費のところなんですけれども、男女共同参画支援委員会の委員が9万6,200円ということで決算に出ているんですけれども、当初を見ると、25万2,000円の予算になっていると思うんですけれども、これは人数が変わったのか、それとも回数が変わったのか、ちょっと説明いただけますか。

○齊藤委員長 課長。

○阿見市民協働推進課長 まず、予算要求の際に、委員については20名ということになるんですけれども、実際委嘱している委員は19名ということになります。それと、開催回数についても3回開催を予定しておりましたが、1回の開催分で終わったということ。それと、この会の開催に当たって、出席者15名のうち2名が公務員ということで、13名分しか支出していなかったということで、この金額になっております。

○齊藤委員長 森本委員。

○森本委員 3回予定していたのに1回になってしまった理由というのは何かあるのでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○阿見市民協働推進課長 申しわけございません、先ほどの発言の中で3回と申しましたが、予算要求は2回ということです。

なお、これ昨年度については、平成28年度の推

進状況の取りまとめの報告のみが審議対象だったということで1回しか開催しておりません。

○齊藤委員長 森本委員。

○森本委員 それは予算の段階では、その状況はわからなかったということですか。

○齊藤委員長 補佐。

○平川市民協働推進課長補佐 すみません、では私のほうから話させていただきます。

予算の段階では、今年度、市民意識調査を実施する予定になっております。市民意識調査について審議会のほうでご意見をお伺いする予定になっておりましたが、昨年度については、年次報告のときに一緒に市民意識調査の内容についてもご意見をいただいたということで、一度で、1回だけの開催になっております。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

森本委員。

○森本委員 その下の結婚対策事業なんですけれども、多分マッチングが少なかったことで、この11万5,500円の謝礼が少なかった、予算に比べて大分少なかったということとだと思ってしまうんですけれども、マッチングが少なかった場合ですと、例えばポスターとかチラシとか、こういうところはもう少し頑張って多く配って、予算がいっぱいかかってもいいのかなと思うんですけれども、そこも少ないんですね。これはどういうことなのかな。

マッチングが少ないというのは、まずある程度、これは努力したけれども、いかなかったというのはしょうがないと思うんですけれども、同時にセミナーの数が減ったりとか、チラシ、ポスターも減ってしまうというのはどういうことなのか、ちょっとご説明いただけますか。

○齊藤委員長 課長。

○阿見市民協働推進課長 説明が不足しております、申しわけございませんでした。



実は、昨年度、まず7月6日に、ご存じのとおり、結婚サポートセンターの開設ということ、それと年度末に近くなって、とちぎ結婚支援センター那須塩原の開設ということで、そちらの開設を優先したというか、そういったために事業等がどうしてもこちらに手が回らなかったというのが実情でございます。

○齊藤委員長 森本委員。

○森本委員 そうすると、どちらも結婚をサポートするという事業ですから、とちぎ結婚支援のほうにその事業がある程度流れたというか、そちらのほうで行ったという考えでよろしいのでしょうか。そういうわけではない。

○齊藤委員長 課長。

○阿見市民協働推進課長 委員おっしゃったようなことではなくて、当然、婚活パーティーとかというのは、あくまでも市のイベントと。とちぎ結婚支援センターのほうは、あくまでもこの5階の会場開設ということだったので、どちらかに流れたということではなかったです。

○齊藤委員長 森本委員。

○森本委員 別々の事業としてあるので、確かに人員がもしかしたら割かれるということもあるのかもしれないですけども、何か忙しかったからやらなかったというふうにちょっと今聞こえてしまったんですけども、そういうわけではないんだらうとは思いますが。

○齊藤委員長 課長。

○阿見市民協働推進課長 忙しかったからというよりも、実は担当していた職員も4月に来た、この事業に携わった職員ということで、やはり計画の段階から携わっていたわけではないということで、なかなかうまくいかなかったというようなところだと思います。

○森本委員 わかりました。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 同じところで、81ページの20事業、結婚対策事業費、そこの報奨費というところの報奨金、こういったことに出す金額なのかなという、そこを教えてください。

○齊藤委員長 課長。

○阿見市民協働推進課長 結婚サポーターというのが8名委嘱しております。それぞれ担当の登録者を持っているわけですが、毎月1回サポーター会議をやって、その中で組み合わせというか、この方とこの方はいいのではないかとという相談をするんですけども、その後、実際、登録している方にこういう方どうでしょうかということでお話をした上で、双方が了解した場合はマッチングというお見合いをするわけなんですけれども、お見合いしたときに初めてそのサポーターさんに1件につき1,500円を支払うという形をやると。

〔「1,500円」と言う人あり〕

○阿見市民協働推進課長 はい。

ただ、双方が1人のサポーターさんの場合については、1人のサポーターさんの担当者である場合には1回分ということで1,500円しか払わないということで、たまたま単純にそういうふうになっております。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 この先の話の質疑のポイントはもっと先にあるんですけども、これ単純に11万5,500円を42で割ると2,750円だったかな、ですよ。だと思います。その1,500円と2,750円になると思うんですけども、その違いを説明いただけますか。

○阿見市民協働推進課長 それはちょっとお待ちください。

ここに42件というふうに、市政報告書のほうに書いてあると思うんですけども、お一人の方の

担当、お一人の方が持っている登録者同士のマッチングが7件あったんですね。男性も女性も私が担当していますという、その人については1人分しか支払わないということで、そういった件数が7件、2人のサポーターさんを持っている方のマッチングが35件あって、42件なので、委員おっしゃったように、11万5,500円を42件で割るという形ではちょっとないということです。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうしましたら、マッチングというのはちょっとうまく結婚までいっていない。ただ、データとデータで来た人を会わせるということまでをマッチングと言っているのかなと思うんですが、そういうことでよろしいですね。そうすると、じゃ、それが最終的には結婚という形につながったのは、これ具体的には何件ありましたか。

○齊藤委員長 課長。

○阿見市民協働推進課長 今のところ1件。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 本来、マッチングするまでも多分行ったり、この担当されている方、サポーターの方、8人という人たちは電話したり行ったり、会議は月1回でも一生懸命やっている人はいろいろ考えながら会わせているので、そのときの報奨金の額としては、何か1,500円ではちょっと合わないのではないかなという感想を持ったんですけれども、本来の報奨金であれば、普通だと結婚が決まって初めてお見合い、仲人なんかもらえるのが本当の報奨金じゃないかと思うんですけれども、この報奨金、ここは質疑なので、余り意見言うべきじゃないと思いますけれども、この辺の予算のとり方、それから支出の仕方はこのままでいいとお思いですか。

○齊藤委員長 課長。

○阿見市民協働推進課長 こういう形で来てしまっ

たので、今年度についても、やはりマッチングについては1,500円、ただ、それまでにやはり電話をかけたとか、本人と面談したりとかという部分がありますので、担当している相談者1人につき1,000円を今年度から支払うという形で予算要求していただいているところではあります、金額が高いか低いかということについては、ちょっと何とも言えないところです。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ここは決算の質疑の場なんですけれども、単純に言うと、1年間に127万6,433円を投資して、1件だけの成約だったというふうにしか結果的にはなっていないんですけれども、そういう状況だなということで理解しました。

以上です。これ以上は、ここは。

○齊藤委員長 小島委員。

○小島委員 今の関連なんですけれども、5階で、今、男性、女性登録しているかと思うけれども、今、登録者というのは、どのぐらいの数になっているのですか。

○齊藤委員長 これは、決算、29年度の形じゃないとだめなんだ。まだ、5階にはなかったです。後で、その他の場で聞いてもらって。

○小島委員 じゃ、別なのを。

○齊藤委員長 小島委員。

○小島委員 市民協働提案のまちづくりで、いろいろ、72ページです、団体がやっているわけなんですけれども、これの評価とかというのは、あとは中身の公表みたいなものはどのような形でやっているのか、お伺いしたいと思います。

○齊藤委員長 課長。

○阿見市民協働推進課長 まず、中身については、全ての事業について採択するかどうかということで、プレゼンテーションをやって、その上での採択となっていますので、そこで、この支援事業の

趣旨に該当する内容であるというふうな評価を得ての、交付金というふうに考えております。

あと、実施後の評価については、発表会をやっ  
てはどうかという内部の意見もあるんですが、今  
のところ、そこまではいっていないということだ  
す。

○齊藤委員長 小島委員。

○小島委員 別なところをちょっと。

じゃ、59ページ、行政連絡員のことで、今まで  
は、自治会活動振興費、2つくっついていたのを、  
行政連絡員費と分けたということですよ。行政  
連絡員、今でも行政連絡員の要綱というのは変わ  
っていないんですか。

私は、あのときに、前、去年質問したときに、  
行政連絡員の役割を、広報誌を配布するだけのた  
めの連絡員手当を払っているような形になってい  
たんですけれども、それだとちょっと。区長さん  
とか自治会長さんって、いろいろな地域のまとめ  
役としての役割をしているんで、そこが抜けてい  
るなと思っていましたよ。

どうも、行政連絡員が広報誌の配布役みたいな  
位置づけをしているんですけれども、それについ  
て、今でもそういう要領、要綱でこの行政連絡員  
の手当を払っているのかどうか、お聞きしたいと  
思います。

○齊藤委員長 課長。

○阿見市民協働推進課長 この事業は、行政連絡員  
の仕事というか、手当の規則にはないんですけれ  
ども、3つあったと思うんです。やはり、市から  
の連絡、あと広報の配布、あと、市長が多分特に  
定める事項、その3つだったと思います。

ただ、自治会長さんも行政連絡員として委嘱は  
していますけれども、自治会長の仕事とやはり行  
政連絡員の仕事というのは別物だというふうにか  
えておりますので、あくまでも、市からの行政文

書等をきちんと市民の方に周知するという部分で  
の仕事という部分で、その3つを担っているとい  
うふうに理解しております。

○齊藤委員長 小島委員。

○小島委員 あのときは、どうしても市からの広報  
誌を配布するみたいな形が強かったんですよ。そ  
ういう感じで、すごく、そのために何であれだけ  
のお金を払うんだという話がいろいろあって、そ  
ういう中では、やっぱり見直したほうが私はいい  
と思うんですよ。これは、意見になっちゃうんで、  
あとでまた、あれなんですけれども。そんなこと  
です。いいです、じゃ。

○齊藤委員長 そのほかございますか。  
副委員長。

○吉成副委員長 それでは、72ページ、今、小島委  
員のほうも質疑をされましたけれども、市民協働  
まちづくり推進事業費、80事業の市民提案型協働  
のまちづくり支援事業補助、支援事業。今回、平  
成29年度採択されたのは11件ということで、歳入  
の際に課長の説明があつて、地方創生の交付金  
の中で今回、対応しているというお話がございま  
した。

この事業自体は、1回目が100万以下ないしは  
10分の9でしたっけ、10分の6、10分の4と、1  
年おきに少なくなっていくわけです。この地方創  
生の補助交付金を利用したのが29年で、その前の  
事業については、これは、市単独の補助金とい  
うか原資でやってきているわけです。そうすると、  
それまで新規じゃなかったものが、この11事業  
の中には含まれているわけですよ。それは、交付  
金の使い方として、そのまま交付金対応でよかつ  
たということでもいいわけですね。交付金として使  
っていいですよということだったということなん  
ですよ。

○齊藤委員長 課長。

○阿見市民協働推進課長 今、ちょっと係長のほうに確認したところ、28から補助事業はいただいているということで、テーマが地方創生ということで、これに該当するものに補助を受けたということではあるんですけども、実は、28年度の事務事業の中であっても、地方創生に絡むものが該当するということで、県のほうに一次申請をして、確認を受けたということでございます。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 ここで、具体的に言うと、1つちょっと気になったのは、上から2番目のまちづくり委員会、こういうふうに那須塩原を何とかしようということで、駅前で開催されていますけれども、ここに関して言うと、別会計のところでは、シティプロのほうでもこの団体が補助金等もらっているわけですが、そこは、今回の場合に関して言うと、地方創生にマッチをした、この交付金の趣旨にマッチをしているということで、これは採択されているということになるんですか。さまざまなものに手を挙げてもらってもそれは構わない、審査委員会ではそれを認めるということですね。

○齊藤委員長 課長。

○阿見市民協働推進課長 複数の補助が入っていても該当するののかという意味でよろしいですか。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 いや、そうではなくて、当然、この審査に当たっては審査委員会があって、当然プレゼンやるわけですから当たり前の話ですけども、原資としては、今回、地方創生を使っているわけで、その交付金を使っているわけですね。ほかのじゃなくて、ほかの那須塩原市の事業、さまざまありますよね。補助金を受けられる事業がありますよね。その事業を幾つかやっても、この事業はそれとは全く関係なく、ほかの事業からいろんな補助金をもらって、いろんな事業をやっ

ていても、ここの、この市民協働に関して言えば、市民提案型協働まちづくり支援事業に関して言えば、それだけは別に複数での補助金をもらっていても構わないということですね。

○齊藤委員長 NPO団体に登録がされて、補助金を受けている団体が、この市民提案型のほうにも出したら、それは採択されちゃうんですかということだと思ってしまうんですけども。

○吉成副委員長 それもそうでしょうし、さまざまなものに手を挙げてもらっていても、この事業はこの事業だからいいですよということでもいいのですか。

○齊藤委員長 幾らでも取れるという解釈でいいんですか。  
室長。

○相馬協働のまちづくり室長 あくまでも、このまちづくり委員会として、この恋するなすしおばらマルシェという事業を実施するに当たっては、当然、この事業のための収支予算等を提示した上で、こちらで採択できるものかどうかを判断しているものですので、そこに別な補助金が当然入ってきたりしている場合には、やはりその部分は認められないということになりますので、あくまでも、この支援事業として交付金をお支払いする中で判断しているものですから、ほかの補助金というのは絡んでいない。あくまでも、この恋するなすしおばらマルシェ事業のみを見て判断しているということでご理解いただければと思います。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 言われることはわかるんですけども、ちょっと私が聞いている意味とまた違う気がするんですけど、那須塩原市に市単独補助金であれば200からあると、その中に幾つもある団体が補助金を申請してもらっている。なおかつ、これは手を挙げて、プレゼンまでやって、採択されるかど

うかという事業である。それはそれでいいでしょうというこの事業自体は、そういう考えなのかということを知りたいわけです。

結局、ほかの事業とこれが、ちょっと補助金のモラル、性質が違いますよね、中身としても。そういうところの確認です。でも、今、説明を受けたのは、多分それはいいんだよという話でしょうね。いいですか、ではなくて。

もう一点。これ、すごく気になっているんですけども、要は、この市民提案になった協働まちづくり支援事業のプレゼンを行う時期の問題なんです。これ、1月、2月ですよ。それで、新年度予算に組まれるわけです。

例えば、平成30年、ことしの予算で言えば、650万が予算計上されていると。既に、9団体ということまでわかっているわけです。本来、それはちょっとおかしい気がするんですよ。一応このぐらいかな、見込みが。その上で募集をかけて、20の団体が手を挙げました、プレゼンしました、予算が650万です。この事業については100万以下という、9割補助するとなると500か云々ということで、今回は9事業、9事業が採択されるとか、そういう組み立ての仕方だと思うんですが、この事業、ちょっとそこが違うところに多少の違和感があるんですが、そこはどういうふうに捉えているんでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○阿見市民協働推進課長 本来であれば、予算が成立してから事業を進めるものなのかなというふうには考えています。ただ、現実的には、事業を4月からスタートさせるとなると、やはりそれ以前に募集をして採択をしなければできないということで、こういった手法をとっているんだとは思いますが、普通、ほかの事業であれば、債務負担行為であるとか、そういった部分をまず

起こして、議決をいただいて、前年度はゼロ事業で募集をかけるというのが本来の流れなんではないかなというふうに、実は、去年、就農のところでこれを見て、思いついたところで。

ただ、補助金というのは、債務負担行為に合うものなのかどうかということまでは、まだ研究していません。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 我々議会は、議会から、例えば消防議会であったり、そういう組合議会、そういったところの議員として会議に臨みます。その際には、那須塩原市の新年度予算が決まる前に、決まる前にそちらの組合議会の中で審議をして決定するという、そういう場合がありますけれども、それは、あくまでも議会が開かれて、そこで決定を見るわけです。ですから、これとはちょっと扱いが違うと思うんですが、そこは、これまでもやってきている事業ですから、今さらという話になるのかもしれませんが、今後の補助金に関しては、当然、これから3年間かけて市単独での取り組みに関しては、これから3年かけて審査するというものですから、これも当然大切になると思いますので。

とはいっても、これの指針は皆さんがつくらくちないわけですよ、今後。この補助金の事業はこれこれこうで、こういうことでこれまでやってきましたということで、今後も続けてほしいと多分なるのかもしれませんが、そういうものを皆さんでつくるわけですね。そうなった場合には、多少疑念があったり、違和感がある中ではつくりにくいのかなという気がしたんで、決算でもありますけれども、ここを聞かせていただければ。

以上です。

○齊藤委員長 部長。

○藤田企画部長 今の件について、まずは、予算の

話。多分、予算の決定審議の前にプレゼンが行われて、一定のそこで意思決定がなされるというところに違和感があったというお話。

確かに、その部分については、現在、形式的には予算の執行手続等は一切行っていないというところではあるというところ、そのプレゼンテーションで行った行為が事実上の内定的な行為に当たるんじゃないかという疑念は、これは拭えない。これも、ただ、行政執行上の都合というよりも、やはりせっかく市民提案型の事業をやって、4月からやりたいんだと、その時期じゃないとだめなんだと、そういったものに対応するのに、苦肉の策で一定のルール枠は決めて、準備もありますよねというところに対応するという意味合いでは、市民の使い勝手に配慮したものではあると。

ただ、多分、財政上の手続としては、これはセーフなんだと思うんです。何の意思決定も、実は形式上はしていない。ただ、疑念がないかという話になると、そこはちょっと何とも言い切れないところがあるんで、私どもとしても、その手法については検討させていただきたいということで、今回のお話にしたいと思います。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

小島委員。

○小島委員 82ページの結婚相談の関係なんですけれども、去年は、西那須野商工会の青年部しか手を挙げなかったということですが、やっぱりこういうふうにして、若い人がみずからそういう結婚相談、自分の伴侶を求める活動というのが重要なことかと思うんですけれども、そういう形で若い人たちにやってやろうなという連絡はどんな形でやってきたのか、そこら辺ちょっとお伺いしたいと思いますけれども。この事業のPRです。

○齊藤委員長 補佐。

○平川市民協働推進課長補佐 では、私のほうから説明させていただきます。

今、お話があったのが、結婚支援事業の補助金の関係かと思われまして。こちらは、昨年9月1日に告示のほうさせていただきまして、その時期です。今までやっている実績がある西那須野商工会とか、あと那須塩原の商工会等、補助金が出来た当日に、決裁後、PRのほうをさせていただいたという関係があるんですが、やはり、ちょっと補助金の策定が遅かったせいもありまして、今から申請、まず実施する前に申請をしていただかなければこの補助金は出ないものですので、そうしますと、昨年中は、西那須野商工会、3月に実施しているんですけども、こちら1件のみという実績になってしまったという経緯があります。

あとは、市の広報誌とか、1月5日号の結婚特集のほうにも載せていただきましたし、あとは、市のホームページ等、こちらも載せていただいております。

あとは、各、先ほど質問がありました印刷の関係なんかも、自前で印刷のほうさせていただきまして、市内のちょっと大きい事業者さんとか、こういう形でやりますのでということで、PRのほうは、お伺いはさせていただいております。

○齊藤委員長 小島委員。

○小島委員 ちなみに、ことしはいかがですか。

○齊藤委員長 その他をお願いします。

そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、討議すべき点がございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 質疑を終了したいと思います、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齊藤委員長 討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

市民協働推進課所管の審査事項は以上となります。

その他として、委員の皆様から何かございますか。

小島委員。

○小島委員 (結婚相談の実績について)

○齊藤委員長 そのほかございますか。

森本委員。

○森本委員 (インターネットを使ったマッチングについて)

○齊藤委員長 そのほかございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 (とちぎ結婚支援センターとの連携について)

○齊藤委員長 そのほかございますか。

(結婚サポーター事業について、市民提案型協働のまちづくり事業について)

ないようですので、執行部の皆さんのほうで何かありますか。

課長。

○松本企画政策課長 すみません、市民協働推進課

のほうではなく、先ほど企画政策課のほうで審議いただいた内容で、審査が終了して認定をいただいているところなのですが、情報提供としてお答えできなかった部分をちょっとお答えさせていただきたいと思います。

高久委員から質問がありました歳入のほう、社会保障・税番号システムの整備補助金のほう、こちらの補助率というか、こちらのほうなのですが、項目によって若干違いがありまして、市政報告書で言いますと26ページのほうになるかと思うんですが、上のほうです、2つ目の項目になります。住民情報システム管理費に充当した64万8,000円につきましては、こちらは、充当率が100%でいただいているものでございます。

それから、2番目にあります税務総務費に充当した部分、こちらのほうは、委員ご指摘いただいた3分の2の補助率でございます。

それから、一番下の住民基本台帳費に充当した680万3,000円につきましては、これ、事業費から割り返すと、割合というのは97.6%という形になるんですが、一部、きっと補助対象外の経費なども入っている関係科目とされますので、そちらもほぼ100%の充当率というふうに考えていただければと思います。

それからもう一点、その上の電源立地対策交付金のほうで、鈴木委員から、どこがダムなのというご質問をいただいたかと思うんですが、ダムとしては、発電量が大きいのは、お答えした沼原発電所とか塩原発電所、そちらのほうになるんですが、実際は、河川に設置されている小さな発電所というんですか、それもダムと言えばダムなのかもしれないんですが、そういったところも対象になっておりまして、全部で9カ所、沢名川発電所、蛇尾川発電所、板室発電所、深山発電所、沼原発電所、赤川発電所、箒川発電所、木の俣発電所、

塩原発電所です。合計で161万1,090キロワットの発電量に対して2,000万程度の交付というような形です。

○鈴木委員 それについてちょっと質問なんですけれども。それでは、だめですか。

○齊藤委員長 何。

○鈴木委員 じゃ、言っちゃいます。小さいやつって、どれぐらいからあるんですか。

○松本企画政策課長 ワット数でいきますと、先ほど一番最初に言いました沢名川発電所は190キロワットです。一番大きいのは、塩原発電所で90万キロワット、2番目に大きいのは沼原発電所で67万5,000キロワットです。

○齊藤委員長 小水力も入っているんですね。

○松本企画政策課長 そうです。

○齊藤委員長 あくまでダムなんですね、扱いは。

○松本企画政策課長 発電所、発電設備です。

○齊藤委員長 小水力とかにくっついては入っていない。

○松本企画政策課長 ないです、ということでございます。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

じゃ、何か……なければ、以上で市民協働推進課の審査を終了といたします。

これで、企画部の今定例会における審査は終了となりますが、企画部全体として、委員さんのほうで何かありますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 ありませんので、部長のほうから何かございますか。

○藤田企画部長 ありがとうございます。

全般にわたって、少し的確なお答えができない部分があったり、ちょっと誤解を招くような答弁があったり、また、委員長の指名を待たずにしゃべり出してしまったり、多々ばたばたして、大変

申しわけございませんでした。

これに懲りずに、引き続きご指導、ご支援賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、ここで執行部退席のため、暫時休憩といたします。お疲れさまでした。

委員の皆さんは、しばらくお待ちください。

休憩 午後 5時07分

再開 午後 5時08分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

委員の皆さんから何かありますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 では、私のほうで。

やっぱり、どうしても今年度の話が聞きたくなくなってしまおう方がいらっしゃるの、なるべく29年度にどう行われていたかを聞いていただいて、その他でやってください。じゃないと、円滑な審査とか日程ができなくなってしまっていて、あした以降はちゃんちゃんちゃんというところだとは思いますが、それ、よろしく願いいたします。

—————◇—————

#### ◎散会の宣告

○齊藤委員長 これで、本日の委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 5時10分



総務企画常任委員会及び決算審査特別委員会（第一分科会）

平成30年9月20日（木曜日）午前10時00分開会

出席委員（9名）

|      |         |         |         |
|------|---------|---------|---------|
| 委員 長 | 齊 藤 誠 之 | 副 委 員 長 | 吉 成 伸 一 |
| 委 員  | 田 村 正 宏 | 委 員     | 小 島 耕 一 |
| 委 員  | 森 本 彰 伸 | 委 員     | 鈴 木 伸 彦 |
| 委 員  | 高 久 好 一 | 委 員     | 君 島 一 郎 |
| 委 員  | 玉 野 宏   |         |         |

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

|                            |           |                           |           |
|----------------------------|-----------|---------------------------|-----------|
| 西 那 須 野<br>支 所 長           | 後 藤 修     | 総務税務課長                    | 齋 藤 保 幸   |
| 総務税務課長<br>補 佐 兼<br>総 務 係 長 | 関 谷 逸 夫   | 税 務 係 長                   | 井 上 芽 久 美 |
| 市民福祉課長                     | 齋 藤 芳 子   | 市民福祉課長<br>補 佐 兼<br>市民戸籍係長 | 間 彦 望     |
| 福 祉 係 長                    | 小 出 晶 子   | 国保年金係長                    | 森 か お り   |
| 生活環境係長                     | 松 本 里 津 子 | 産業観光建設<br>課 長             | 鈴 木 幸 浩   |
| 産業観光建設<br>課長補佐兼<br>農 林 係 長 | 伊 藤 吉 之   | 商工観光係長                    | 瀧 靖 子     |
| 建 設 係 長                    | 岩 本 和 也   | 会計管理者兼<br>会 計 課 長         | 高 久 幸 代   |
| 会計課長補佐<br>兼 歳 入 係 長        | 室 井 富 美 子 | 歳 出 係 長                   | 渡 邊 真 紀   |

出席議会事務局職員

|                     |         |         |         |
|---------------------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長              | 石 塚 昌 章 | 議 事 課 長 | 小 平 裕 二 |
| 議事課長補佐<br>兼 庶 務 係 長 | 田 野 恵 子 | 議事調査係長  | 関 根 達 弥 |
| 書 記                 | 鎌 田 栄 治 |         |         |

## 議事日程

### 1. 開 会

### 2. 審査事項

[西那須野支所]

- ・西那須野支所長挨拶

[総務税務課]

決算審査特別委員会第一分科会

- ・認定第 1 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[市民福祉課]

決算審査特別委員会第一分科会

- ・認定第 1 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[産業観光建設課]

決算審査特別委員会第一分科会

- ・認定第 1 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[会計課]

- ・会計管理者挨拶

決算審査特別委員会第一分科会

- ・認定第 1 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[議会事務局]

- ・議会事務局長挨拶

決算審査特別委員会第一分科会

- ・認定第 1 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

### 3. その他

### 4. 閉 会

開会 午前 9時58分

◎開会及び開議の宣告

○齊藤委員長 皆さん、おはようございます。

散会前に引き続き、総務企画常任委員会を再開いたします。

それでは、次第により本日の審査に入ります。



◎西那須野支所の審査

○齊藤委員長 まずは、西那須野支所から順次審査を進めてまいります。

初めに、支所長からご挨拶をお願いいたします。  
後藤支所長。

○後藤西那須野支所長 (挨拶。)

○齊藤委員長 ありがとうございます。



◎総務税務課の審査

○齊藤委員長 ただいまから総務税務課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

それでは、ここで総務企画常任委員会を決算審査特別委員会第一分科会に切りかえます。



◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○齊藤委員長 認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔をお願いいたしま

す。

齋藤課長。

○齋藤総務税務課長 (認定第1号について説明)

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

小島委員。

○小島委員 歳入で、33ページ。

メガソーラーに貸し付けているとありましたけれども、面積がどのぐらいで貸し付けの単価みたいなものが幾らなのか、ちょっと教えていただけますか。

○齊藤委員長 齋藤課長。

○齋藤総務税務課長 メガソーラーの面積なんです

が、3万8,000㎡でございます。  
単価といたしましては、単価というか、年間が520万円なんです。

○齊藤委員長 ほかにございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 68ページ、一番上の財産管理の市有地草刈り業務。

草刈り大したことはないんですけども、どこの草刈りをしたのか、教えてください。

○齊藤委員長 齋藤課長。

○齋藤総務税務課長 市有財産の草刈りのほうの場所なんです、7カ所ございまして、まず西栄町の防火水槽用地、去年つくりました防火水槽用地のところの草刈り業務委託。あそこが結局砂利なので草が生えてくるものですから、近隣の市民の皆さんの苦情が出ると。

あと、高柳なんです、西那須野町時代の旧焼却場がありまして、新幹線の線路沿いでありまして、槻沢小学校に行くもうちょっと手前の右側になるんですけど、設計事務所のあるちょっと裏側、そこの……

[「何㎡ぐらいですか」と言う人あり]

○齋藤総務税務課長 平米ですか。焼却場のほうは1,436㎡です。結構広い土地であります。

次に、西那須野消防署の入り口のところがございます。

あとは、太夫塚倉庫。

そのほか、旧下永田公民館跡地が渡辺電設の前にあるんですけれども。

それと、もとの統計事務所跡地。図書館の西側に、今駐車場となっているんですけれども、あそこがやはり砂利敷きといいですか。

それと、清掃センター跡地の計7カ所が市有財産の草刈り業務委託の場所となっております。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 92ページで、この中に、ちょうど真ん中ぐらいのところに庁舎経理業務622万80円というのがあるんですけれども、何もなければそれでいいんですけれども、特にこの経理業務で事件とか何かあったでしょうか。

〔「62万です」と言う人あり〕

○鈴木委員 金額ね。62万。

〔「特には」と言う人あり〕

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 隣の93ページ。ここで、公用車集中管理業務50事業で、私の聞き違いだったらそれで終わりなんですけれども、5台って聞こえたんですけれども、ここは6台って書いてあるんですけれども、6台って言いましたか。

○齋藤委員長 齋藤課長。焦らずお願いします。指されてからお願いします。

○齋藤総務税務課長 93ページ、庁舎点検設備6台と書いてありますが、私がここの発言で集中管理車5台というふうに1台の差異がございますが、ちょっとここで説明をさせていただきますと、集中管理車というのが、エステマ、プリウス、フィールダーが2台、軽トラが1台の集中管理車とし

て扱っているのが5台なんですけど、こちらの点検手数料の6台というところは、1台が、結局、課のほうで集中管理車も管理していますが、もう1台が税務係で持っているものがございまして、そのものも入っているんで、集中管理車は5台だけれども、ほかのほうで持っているものが6台で、1台が集中管理車に入っていないというようなこととございます。

○齋藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 以上で結構です。わかりました。ありがとうございます。

○齋藤委員長 ほかにありますか。

君島委員。

○君島委員 すみません、61ページの自主防災組織なんですけれども、先ほどの説明では28団体に対する経費ということで説明いただいたんですが、自主防災組織の運営事業には19団体にしか補助金出していないんですが、差の部分については補助金が出ないというのはどういう形になっているのかちょっと聞きたかったんですが。

○齋藤委員長 齋藤課長。

○齋藤総務税務課長 自主防災組織の運営事業費の19団体ということなんですけれども、これは差し引きの団体については申請がされていないということでありまして、出さないということではないということなんです。

○齋藤委員長 君島委員。

○君島委員 じゃそうすると、残りの9団体は申請がなかったということによろしいんですね。

○齋藤委員長 齋藤課長。

○齋藤総務税務課長 その残りの9団体は申請がなかったということになります。

○君島委員 わかりました。

○齋藤委員長 吉成副委員長。

○吉成委員 それでは、68ページ。

先ほど鈴木委員のほうから質疑がありました委託料の中の市有財産草刈り業務、その下。

支障木の伐採業務なんです、20万弱支出されていますけれども、これの具体的な内容を。これ、予算書のほうを見た限りでは、草刈り業務のみが記載があって、これについての記載がなかったんです。説明をお願いします。

○齊藤委員長 齋藤課長。

○齋藤総務税務課長 こちらの支障木の伐採業務委託について、まずこれは隣地地内のクリの木が大きくなり過ぎたということで電線にかかっておりまして、苦情があったため、伐採をさせていただきました。それとあわせて、先ほどの市有草刈り業務委託しかなかったんですが、地域住民の方のクレームが出て、至急処理しなければならなかったものですから、庁舎管理費の工事請負費より財産管理費のほうに22万1,000円を流用して、この支障木伐採業務を実施させていただきました。以上です。

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成委員 説明を受ければわかりますけれども、説明を受けないとわからないですよ、こういった流用された場合には、我々には。これじゃなくて決算書見たって、それは出てこないわけですから。ぜひそういった際には説明をお願いしたいと思います。

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成委員 じゃ続きまして、91ページ。

西那須野支所管理費の中の、今回は事業として決算が、特別に今回のせてある、この開こん記念祭事業20事業についてなんです、交付金として実行委員会のほうに520万支出をしているわけです。で、まず1点確認したいのは、実際に交付をしました、で、事業報告書は当然受け取っていますよね。

○齊藤委員長 齋藤課長。

○齋藤総務税務課長 受け取っております。

○吉成委員 で、私が少し気になったのは、これはここだけではないんですけれども、ほかのところも、交付金であったり補助金であったり、それぞれ、交付金であれば交付された額、丸々これは使っているわけですよ。520万丸々使っているわけですよ。でも年度によっては、使われていない場合もあるわけです。それというのはどういうことなんでしょうか。全く丸々520万と498万1,250円とかです。そういった決算額が載っている場合も過去にあったわけです。その丸々520万ぴたり出るというのはどういうことなのかお聞かせ願います。

○齊藤委員長 齋藤課長。

○齋藤総務税務課長 決算のほうでも見まして、例えば今委員さんおっしゃられたように、決算額で例えば28年度なんかは決算額が485万9,000円ということだったんです。今回のは520万ということで、そこら辺の差異をちょっと例えてご説明させていただくことでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○齋藤総務税務課長 28年度が34万1,000円の減となっているんですが、繰越金については、祭りが4月15日に、開こん記念祭が、市役所の新年度がスタートして間もなく開催されるんです。それで、ふるさとの味野菜コーナーなどいろいろ参加団体も準備が3月以前から進められていることから、これらの材料費などを繰り越しして余剰になった分34万1,000円を、平成28年度で精算をしたというようなことなんです。結局、こういう言い方はおかしいんですが、その年度は繰越金がちょっと今年よりも多かったということで精査してみたら、交付金のところでまたそれを繰り越してしまうと繰越金が多くなってしまいうんです。そういっ

たところを事務局のほうで調整させていただいて、補助金のほうから34万1,000円を借用してやったという例がございまして、そんなところです。

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成委員 わかっているんだけど、確認ですが、要は4月から新年度が始まる、ところがこの事業については前年度から準備しないと間に合わない、そこの部分の使われている金額に対して繰り越すというような形をとると、520万以上のものになってしまうと。そのまま繰り越しがとってしまう。そういうことでの処理をされているということでもいいわけですね。

○齊藤委員長 齋藤課長。

○齋藤総務税務課長 はい、そうです。

○齊藤委員長 後藤支所長。

○後藤西那須野支所長 ちょっと補足させていただきますと、この開こん記念祭の補助金につきましてはいろちよっと議論がありまして、年度当初の事業なものですから、本来ならば、決算をやって、繰越金が出れば基本的には精算するというのが本筋だと思いますので、今後につきましてはそのような形で、一応財政当局とも今協議中でございますので、今後はそのようにしたいと思えます。

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成委員 わかりました。ちょっと気になったものですから、お聞きをしました。

続きまして、92ページ。こちらの92ページのところでは、委託料の、先ほど鈴木委員が質疑をされたすぐ下の部分、文書保管の施設機械警備業務91万4,976円。これちょっとよくわからないんですが、この業務内容についてお聞かせください。

○齊藤委員長 齋藤課長。

○齋藤総務税務課長 今のご質問の内容でございますが、文書管理保管施設機械警備業務委託につき

ましては、旧西那須野町役場の第1分庁舎、旧三島郷土資料館のプレハブ。場所的に言いますと、旧三島郷土資料館のプレハブは西那須野消防署の前の砂利敷きの駐車場にあるプレハブ。西那須野消防署がありまして、消防署の前に駐車場があります。駐車場の奥にプレハブの建物があるんですが、そこと今の旧西那須野町役場の第1分庁舎のところに、市役所の文書が、ファイリングをされている文書の置き場が支所のほうでいっぱいになってしまったものですから、そちらのほうに、2カ所のところに文書に移して、棚をつくって、文書のほうをファイリング等して、ファイリングの保存書庫として使っているんですが、保存書庫なものですから、やはり侵入されてしまったりすると個人情報等あるものですから、そこに警備を入れさせていただいているというところになります。以上です。

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成委員 そこに警備を入れさせていただけると今説明をいただいたということは、これ毎年予算の計上をされるということですか。

○齊藤委員長 齋藤課長。

○齋藤総務税務課長 こちらは毎年ということですか。

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成委員 私の見方がひょっとして間違っていたのかもしれませんが、今29年の決算をやっているわけですが、29年以外のところをちょっと確認したら、この業務名というのは入ってこないんです。別の名前が入っていたのか、そこまでは私にはちょっとわかりませんが、29年の予算を見るとある。ただし当然太字じゃないんで、新規ではないんだろうなとは思ったんですが、そこを確認させてください。

○齊藤委員長 齋藤課長。

○齋藤総務税務課長 今文書管理保管施設業務委託

が庁舎管理のほうに29年度からのつていますが、その前は西那須野支所文書管理のほうに28年度は組まれておりまして、それを予算の整理をして、29年度から庁舎管理の委託料のほうにのせたというようになっております。

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成委員 ということは、29年度新年度予算に関しては、それまでの28年度と区分が変わってきて、表現の仕方が変わったんで、今回この決算で我々すごくわかりにくい思いをしているんです。比較のところがあって、平成28年度決算のところ为空欄、ゼロ、で29年になると、ちゃんと幾らと決算額が出て。それとはまた別にしても、これも非常にわかりにくいです。我々決算する側からしてみたら、当然なるべくわかる状態でお示しをいただければ、それにこしたことはないわけです。改善、何かできるのであれば、ぜひ改善していただきたいなと思いますけれども。

○齊藤委員長 後藤支所長。

○後藤西那須野支所長 大変申しわけございません。説明不足と表記の仕方ですね、改善したいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 286ページ、消火栓設置管理費40事業ですけれども、たまたま、ほかにも塩原支所、それから本庁の分が載ってまして、西那須野支所の消火栓設置3基代が237万6,000円という計上なんです。わかりやすくみると、塩原支所が1基当たりが65万円を出ているんですよ。で、これを1つの単価と計算すると、自然体、自然というか多分これ黒磯の分なんですけれども、上は6基だと計算がぴったり合うんですけれども、西那須野支所だけ、この部分は3基にすると195万円なんですけれども、237万6,000円で40万6,000円高いんですよ。そこだけ説明いただけますか。

○齊藤委員長 齋藤課長。

○齋藤総務税務課長 これにつきましては、工事、ちょっと聞いたことがあるんですが、西那須野地区のほうが、土被りというんですか、掘るところがちょっと深いというようなところで、費用がかかっておるんだというふうなことを聞かせていただきました。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 下調べが足りないんですけども、じゃ予算計上のときから、これはそういう、少し高いということで予算計上してあったものが、このように執行されたということで認識してよろしいですか。

○齊藤委員長 齋藤課長。

○齋藤総務税務課長 そのように。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうしましたら、あとは逆にいうと、この消火栓設置工事40万、それから維持管理費、まあ維持管理費は当然としてあるんでしょう、これ消火栓設置という工事は、基本的には、単純に40万掛ける何カ所みたいな形なんですけれども、予算はそうやって取るんでしょうけれども、実際やると、現場によって簡単に出てしまうところとかあったりするんじゃないかと思うんですけども、これみんな40万というのは、そういったところ、現場に合わせて多少は違ったりはしないか。

まあこれは決算で1カ所ですから。その辺何か、もしありましたら、コメントいただけますか。

○齊藤委員長 後藤支所長。

○後藤西那須野支所長 じゃ私のほうからちょっと補足で発言させていただきます。

消火栓の設置につきましては新規ということで、更新のほうは改めてできたものの更新ということですので、当然単価は変わりがまして、設置のほうは、場所にもよるかとは思いますが、今回の3

基につきましては、1基が三島2丁目地内、それから、ほかの2基が国道4号線の配水管に接合していることで、場所にもよるかとは思いますが、そういった意味での金額の差というのはあるかと思えます。

以上でございます。

○齊藤委員長 大丈夫ですか。

○鈴木委員 はい。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 なければ、討議すべき点はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

総務税務課の所管の審査事項は以上となります。

## ◎その他

○齊藤委員長 その他として、委員の皆様から何かございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 (消火栓及び防火水槽の設置について)

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 (決算の説明について)

執行部のほうから何かございますか。

後藤支所長。

○後藤西那須野支所長 今回の決算の認定ですけれども、説明不足、それから表記の不足ということで、わかりづらい点がありまして大変申しわけございません。

○齊藤委員長 以上で総務税務課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

ここで、執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。10時56分から始めます。10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時56分

○齊藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

## ◎市民福祉課の審査

○齊藤委員長 ただいまから市民福祉課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

それでは、ここで総務企画常任委員会を決算審査特別委員会第一分科会に切りかえます。



◇

◎認定第1号の説明、質疑、討論、  
採決

○齋藤委員長 認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

齋藤課長。

○齋藤市民福祉課長 (認定第1号について説明)

○齋藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ございませんか。

高久委員。

○高久委員 西那須野でマイナンバー関係の取得率というか登録率は、黒磯に比べてどうなんですか。

○齋藤委員長 齋藤課長。

○齋藤市民福祉課長 マイナンバーの取得率ということなんですが、個々に取得している件数については把握をしているんですけれども、人口に対しての比率という形では、全体でしか捉えていないものですから、大変申しわけないんですが、全体としては、今年度7月末現在の数字としては11.2%になっております。

○高久委員 これ、全体ですよ。市全体。わかりました。

○齋藤市民福祉課長 西那須野地区の件数としましては、全体が1万3,021件のところ、西那須が5,369件になっています。

○齋藤委員長 そのほかございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 109ページですけども、説明いただいた中長期在留者住居地届出等事務費4002ということですけども、これは去年事務処理をした方の人数というのはわかりますか。

○齋藤委員長 西那須野分ですか。

○鈴木委員 はい。ここでしょう。対応したの。

○齋藤委員長 これ、どっちの登録もできるとかというあれはあるんですか。本庁でも西那須の分もできるし、西那須で本庁はこっちの分もできるという。ということは窓口に来た数を出せますか。

○齋藤委員長 齋藤課長。

○齋藤市民福祉課長 登録世帯数とか人口はこちらの109ページの記載のとおりなんですけれども、実際に取り扱った件数のほうについては、申しわけありません、現在、数字を持ってきておりませんので。申しわけございません。

○齋藤委員長 齋藤課長。

○齋藤市民福祉課長 取り扱い件数は数字を持ってきていないんですけれども、登録している世帯数とかについてはわかりますので、一応お話しさせてもらってもよろしいですか。

○齋藤委員長 はい。

○齋藤市民福祉課長 西那須野地区の世帯数については、全体で862世帯となっておりますが、のうち492世帯、西那須野地区の方がいます。男性が500人、女性が563人、合計1,063人となっております。これが30年3月31日現在の数字となります。

○齋藤委員長 そのほか、ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齋藤委員長 それでは、ないようですので、討議すべき点はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齋藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齋藤委員長 討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齋藤委員長 ないようですので、討論を終結した

と思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

市民福祉課所管の審査事項は以上となります。

#### ◎その他

○齊藤委員長 その他として、委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 執行部のほうから何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 それでは、以上で市民福祉課の審査を終了といたします。お疲れさまでした。

ここで、執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時11分

○齊藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

#### ◎産業観光建設課の審査

○齊藤委員長 ただいまから産業観光建設課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

それでは、ここで総務企画常任委員会を決算審査特別委員会第一分科会に切りかえます。

#### ◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

鈴木課長。

○鈴木産業観光建設課長 (認定第1号について説明)

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 257ページの一番最後の説明の除雪作業対策費、この計算は回数って言っていますけれども、どういう計算で、何回って掛けるんですか。それとも単価を掛ける計算、その計上の仕方、教えてもらいたい。何でこういう数字であるかということ。

○齊藤委員長 鈴木課長。

○鈴木産業観光建設課長 除雪の業務の計算方法というご質問でございます。

こちらにつきましては、まず出動回数、こういうものがございます。

○齊藤委員長 岩本係長。

○岩本建設係長 単価のほうなんですけれども、日

中と夜間って分かれておりまして、日中、6時から20時につきましては、パトロールとかトラックの単価とか、1時間当たり幾らという契約単価をしております。夜間につきましても、20時から朝の6時までという形で単価を設定いたしまして、1時間当たりの単価契約ということになっております。

以上です。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 出動回数と主立った多い時間帯とその種類か何か、そのトラックの大きさなのか、今そういう説明があったのか、ちょっとよくわからなかったんですけども、主立った計算で、気になるのは、無駄のない出動の仕方、例えば5時と6時、その微妙なところをうまく効率よく、業者側からすれば当然なことなだけけれども、その辺のニュアンスがわかるような計上の仕方、そのあたりを、そちらの判断で結構ですけども、例えばみたいのを出して。

○齊藤委員長 岩本係長。

○岩本建設係長 一般的には、通常の業者さんのほうには、パトロールでトラック2t、なのでパトロールをしていただきまして、その後に塩カルをまくような形で行っております。

時間につきましては、降雪のタイミングにもよりますので、なるべくであれば6時ぐらいから作業を進めていただいて、出勤前ぐらいには何とか解けるような形でというのはあるんですが、降雪の時期というか時間帯にもよるところでございます。

また、除雪の機械を持っているような、グレーダーとか持っているところにつきましては、その業者はその業者で、2時ごろとか3時ごろからスタートして、主に国道、県道が優先されてしまいますので、そこを優先した後に市道のほうに入っ

ていくという形でございます。

以上です。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 工事を発注するときは、数字上とかかわかってはいますし、単価をある程度計上しているんで、その中での品質管理とか数字上管理できるんですけども、これだと、それが適切な請求かどうかということの管理というのは、どんなようにしてチェックしているかをご説明できますか。

○齊藤委員長 岩本係長。

○岩本建設係長 各業者のほうから日報と写真記録、開始する時間などを写真記録をした上で提出していただいております。

○鈴木委員 はい、結構です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。  
小島委員。

○小島委員 252ページの道路維持管理費、7,758万でありますけれども、これは西那須野地区だけの維持管理費ということで理解してよろしいですか。

○齊藤委員長 鈴木課長。

○鈴木産業観光建設課長 議員のおっしゃるとおりでございます。

○齊藤委員長 そのほかございますか。  
吉成副委員長。

○吉成委員 せっかく来ていただいているんで。

215ページの田園空間の博物館屋根のない博物館の件ですが、何施設あるんだか忘れてしまったので教えてください。

それから、市の直接管理の部分と地域の管理の部分、あると思うんですが、その管理の部分もあわせてお聞かせください。

○齊藤委員長 鈴木課長。

○鈴木産業観光建設課長 まず最初の質問、何施設、こちらのほうで管理しているかということでございますが、こちらにつきましては、市内18カ所の

施設を管理しております。

続きまして、2つ目の質問のほうでございますが、市の管理の施設と地域の管理の施設ということでの施設数ということでよろしかったでしょうか。

先ほど申し上げたように、市の管理施設としましては18カ所でございます、地域の管理の施設としましては120施設ございます。合わせまして138施設のほうをこちらのほうで運営管理している状況でございます。

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成委員 地域管理、私も何カ所か、これまで聞いているんですけども、地域管理に関して、その120カ所というのは、従来どんな管理になりますか。道の草刈りであったり、そういったことはどうですか。そういった管理をお願いしているんですか。

○齊藤委員長 鈴木課長。

○鈴木産業観光建設課長 地域管理の施設120カ所につきましては、消防団の直接管理委託料等のお支払いをしているわけではなくて、地域のボランティア的なところで活動していただいている、従前もそういう形で活動していただいているんだと思うんですけども、現在も同じようにボランティア的なところでの活動というところでございます。

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成委員 全国的にも非常に珍しい田園空間博物館、要は屋根のない博物館なわけですよ。モニターを持って歩けば、さまざまな情報を得られるという、そういったことになっているわけですよ。そう考えると、これは当初から地域の方々の管理というのは、地域の方々の善意でやってこられたということなんでしょうけれども、あれだけの施設を全国的に、もちろん疎水自体がそうだけれ

ども、ないのでですから、そこというのは多少なりとも管理みたいな議論は、直接決算と関係なくなってしまうかもしれませんが、議論はされたことはないか。

○齊藤委員長 鈴木課長。

○鈴木産業観光建設課長 現在、ボランティア、地区コミュニティーという呼び方をしております、7コミュニティーでございますが、そのコミュニティーからのそういった声というのは、意外と来ないところでございます。

以上です。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 230ページ、2番目、工業団地管理費の西那須野支所分なんですけれども、まずちょっと確認させてください。

この車両点検整備1台というのは、この工業団地管理に関する専用の車を1台所有しているということよろしいですか。

○齊藤委員長 鈴木課長。

○鈴木産業観光建設課長 工業団地の管理に必要なもので、ホンダのフィットを所有しております。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 これから続けてする、先立って確認を。そうすると、これはこれ以外の業務には使わない、あくまで工業団地の管理業務のみの中での使用のための専用の車両ということよろしいですか。

○齊藤委員長 鈴木課長。

○鈴木産業観光建設課長 工業団地管理のための車両として購入はしておりますが、ほかの部局にも活用させていただきながら、より有効にというところでの活用を図っているところでございます。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 一応。何割ぐらいが外部で使っていて、内部ではじゃ逆にどんなところの用途に使ったのかご説明いただけますか。

○齊藤委員長 鈴木課長。

○鈴木産業観光建設課長 西那須野支所産業観光建設課の実施とみなす事業、ほかには商工団体との支援事業とかイベントの支援事業とか観光施設の管理事業などございます。そういったものに活用させていただいているところでございます。

割合といたしましては、時間的には記録してはおりませんので、この場で何%ということはできないところではございますけれども、おおむね3分の1以上は管理事業に使われているんじゃないかなというふうに考えております。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ここで経費出していると、本当は7割8割ぐらいがここで使っていて、残りの1割2割は無駄のないように使っていますって答えるのが正しい答えだと思うんですけども、そこはきちんとある程度言っていないと、ここで経費出している、何でこれ出すのという話になっちゃうんですけども、もう一度。

○齊藤委員長 鈴木課長。

○鈴木産業観光建設課長 こちらの工業団地管理費の中で重要なものとしましては、総合水質検査のための車両、それから道路美化とか、維持管理に係る業務ということで出動してございまして、その目的のために車両を購入して使用している状況でございます。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ここで時間使う気は全然なかったんですけども、話の流れで。

ここで経費を見ているのに、計上するんであれば、ここが8割ぐらい使っていますよと。こういうことで今言った内容が8割で、年間ずっと稼働していますよというのであればここで計上だと思うんですけども、ここは3分の1で、ほかに使うというのであれば、それで計上して、ここはそ

の3分の1だけ使わせてもらっていますよということになる計上の仕方も、変じゃないかなと思うんですけども、そこはどうなんですか。

○齊藤委員長 鈴木課長。

○鈴木産業観光建設課長 今回、そういった業務で、先ほどご説明差し上げたような業務で考えますと、先ほどの3分の1以上というところは修正させていただきまして、3分の2以上は使っているんじゃないかというふうに考えますので、ちょっと訂正させていただきます。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 私、ここ、最初に質問したのは、この管理ってどういうふうに行っているんですかというふうに聞いたんです。委託して工事が入ったりというのが金額の割合が大きいんですけども、じゃこの管理を、何人の人が、日数どれぐらいで、どういうふうに管理しているか。日数、何日、こう回っているのかとか。そうすると、じゃ車の台数どれぐらい、何回ぐらいやっているのかというところにつながっていたので、まず車ってどれぐらい使っているのかとか聞いたんですけども、ここの管理というのは、じゃ話をまとめますと、誰が、職員の方か委託者なのか、まず誰が。で何日ぐらいこの西那須野工業団地を、何の目的で回っている、例えばこの需用費なのか役務費なのかというあたりをご説明いただきます。

○齊藤委員長 鈴木課長。

○鈴木産業観光建設課長 先ほども触れましたが、工業団地の維持管理に必要な水質検査、検査池の清掃、草刈り、道路の維持管理、そういったものの巡回に使わせていただいているものでございます。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 どういった方が、日数的に何日ぐらい行ったかというのはちゃんと把握されていますか。

○齊藤委員長 鈴木課長。

○鈴木産業観光建設課長 日数的に記録として集計をとってはおりませんが、商工観光系のほうの職員のほうが、そういった先ほど申し上げたような水質検査、清掃業務等の業務に使用しております。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 草刈りは軽トラか何かでどんどん運んでいって、フィットなどは適さないと思いますし、水質検査なんかは職員がやるんじゃなくて外注委託なのかなと思うんです。そうすると随行して行って、やっているところを見ている。書類は上がってきたものを見ている。水質検査は月1回やるのか年に何回なのかというふうにくと、月何回ぐらい、このために職員が時間を割いて行っているんだというあたりが伝わってくれば、それだけ聞けば本当は一番満足するんですけども。

○齊藤委員長 後藤支所長。

○後藤西那須野支所長 鈴木委員さんのおっしゃることが内容的にもよくわかりまして、実際に先ほど課長が申しましていた清掃業務とか美化運動とか、こういう形で当然業務委託しているところは職員が立ち会っております。ただ、それが1年に何回あって何日行ったというのは記録していないところですので、この話はちょっと検証させていただいて、この工業団地管理費の中での車両の予算計上が好ましくないということであれば、予算の組み替えなり何なり、検証はしていきたいというふうに考えてございます。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 了解しました。

工業団地とか環境保全という意味できちんとやっていただきたいなと思ったんで、どれぐらい職員の皆さんがそれに携わってやられているのかなという状況が聞きたいのが目的であったんですけども。その中でちょっとまず具体的な数字が、

確認するための数字を聞きなかったんで、その辺も、逆に言うと、ご理解ください。

以上です。ありがとうございました。

○齊藤委員長 そのほか。

小島委員。

○小島委員 道路の管理業務のほうですけれども、毎年どういうところから要望が上がってくるのかという、自治会とかいろいろあると思うんですけども。

もう一つは、計画的なものがあるかどうかというところ。今後の、どこどこをやっていくのかという計画書みたいなものがあるのかどうかというところ、そこら辺をちょっとお伺いしたいと。

〔「今後ですか」と言う人あり〕

○小島委員 違う。計画書をもとにしてどれだけやってきたかということです。

○齊藤委員長 鈴木課長。

○鈴木産業観光建設課長 第1番目、どういう方からの要望があるかというところでございますが、こちらにつきましては、主に自治会長、一般市民、議員さんのほうからというところでございます。

2番目のご質問ですが、年間計画があるのかというところでございますが、計画につきましては、1年間の計画を立てて、順に実施している状況でございます。

○齊藤委員長 小島委員。

○小島委員 何年間の計画というのはないんですね。1年の計画だけ。

○齊藤委員長 鈴木課長。

○鈴木産業観光建設課長 現在5カ年計画とかそういったような修繕計画というのは策定しておりますが、前年度の積み残し及び新たに緊急度が高くなったというところを年度ごとに前年度末にある程度洗い出しをしまして、新年度早々に実施できるようにということで行っております。

○小島委員 わかりました。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 それでは、ないようですので、討議すべき点はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

産業観光建設課所管の審査事項は以上となります。

◇

◎その他

○齊藤委員長 その他として、委員の皆様から何かございますか。

じゃ私のほうから。（ふれあいまつり盆踊りの雨天時における対応について）

○齊藤委員長 執行部のほうからは何かございますか。

後藤支所長。

○後藤西那須野支所長 西那須野所管の3課の決算認定、大変ありがとうございました。

大変申しわけありません、説明の仕方とか表記の仕方、今後共通認識を持ちまして改善していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。支所長のほうは次だったんですけどもね。

以上で産業観光建設課の審査を終了といたします。西那須野支所の今定例会における審査は終了となりますが、西那須野支所全体としてということで今言っていたのと。ありがとうございます。以上で西那須野支所分の審査を終了といたします。お疲れさまでした。

ここで、執行部退席のため、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時52分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎会計課の審査

○齊藤委員長 会計課の皆さん、お疲れさまです。

初めに、会計管理者からご挨拶をお願いいたします。

○高久会計管理者 （挨拶。）

○齊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、ここで総務企画常任委員会を決算審査特別委員会第一分科会に切りかえます。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○齊藤委員長 認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

高久会計管理者。

○高久会計管理者 (認定第1号について説明)

○齊藤委員長 説明が終わりました。質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 39ページ。

こういう説明うけて、2項1目の市預金利子、これはここでは幾ら金額管理しているんですか。

○齊藤委員長 高久会計管理者。

○高久会計管理者 この市預金利子というものは……

○鈴木委員 元本。幾らに対する利子なのかということ。

○齊藤委員長 高久会計管理者。

○高久会計管理者 こちらはまず、市の毎日の歳入歳出、収入支出を行っております口座、そちらが普通預金口座と出し入れのための仮口座、歳入を受けるための口座、一応歳入を受けてもそれがどういうものかというものがわからないと使えませんで、一度仮口座に受けまして、それを歳入の伝票処理を各課上げてもらって、本口座に移して、そこから支出するというような形になってまして、その普通預金の口座、それから仮口座ということで、3口座ございます。それが普通預金分の利子で2万8,827円ございまして、残りは定期が満

期になりましての利子でございます。14万1,573円でございます。

これの内訳ですけれども、市の収入といいますと、大きく入ってくるときと、逆に減ってきてしまって余り残高がなくなるとかということで、動きがございます。余裕が出てきた場合には、それを定期預金で管理するということになってございまして、その満期分でございます。

10億円の定期預金が1本です。それが継続して、最初が3カ月、その次に1カ月継続して預けています。それともう1本、10億円の譲渡性預金ということで、定期預金の種類なんですけれども、譲渡ができるということで、この譲渡性預金の利率が若干、0.005%高いので、それを昨年度から導入いたしまして、それが10億円でございます。これが4カ月です。あとは10億円を続けてではなく、5億円分を1カ月譲渡性預金で預けて、残りの5億円は普通の定期預金で1カ月預けてということで運用させていただきました。その満期利子が15万1,573円ということになってございます。

よろしいですか。ごめんなさい。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。

そしたら次、66ページで、会計管理で10事業ということで、賃金の説明で括弧2人の中で、急病とかいろいろあって、ちょっと頭にすつと入らなかったんですけれども、下がっている、155万円ぐらい支出が減っているという説明だったと思うんですけれども、そうすると職員の数が、ざっくり言うと、業務に係る臨時職員の人が減ったということですね。この金額。

○齊藤委員長 高久会計管理者。

○高久会計管理者 すみません、説明が足りませんでした。

28年度は、通年1人とそれから出納整理期間に



3カ月、繁忙期ということで1人雇いました。その同じ方を、たまたま市の職員がおめでたで産休をとるということになりましたので、そのまま引き続き産休代替の臨時職員ということで、雇用を3月までしたということで、28年度は12カ月の雇用が2人ということですね。29年度は1人が12カ月でもう1人が2カ月ということになります。ですので、10カ月分の減になるかと思えます。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ということは、対応している職員、正規の職員がいなくなった分臨時でやっていたんだけれども、前年度は。今回の決算年度はそれがなかったもので、正規のと短期の人がいたと。そうすると手薄になった、金額は減ったけれども手薄になったわけではないという理解でよろしいですか。

○齊藤委員長 高久会計管理者。

○高久会計管理者 出納整理期間で4月から3カ月となっておりますが、実は4月で病気になってしまって、復帰がちょっとできなくなるとわかってから6月まで、余り時間がもうなかったということで、そのまま来てしまいました。だから、その分はちょっと忙しくなってしまったということはあるかとは思います。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 人が減った中でこなすのは大変だろうなと思って。人が2人ぐらい余っているんだったら来年の予算に入れなくてもいいんだけれども、苦勞されたのかなということで臨時職員のやり繰りの中でやったかどうかのちょっと確認だけしておきたかったんですが。大変だったということですね。了解しました。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

君島委員。

○君島委員 決算書の中での財産に関する調書で、3番目に基金というのがありますよね。ここで現

金と債権というふうに分けているのはどういうわけに分けていますか。

○齊藤委員長 高久会計管理者。

○高久会計管理者 基金表の内容につきましては、担当課のほうから上がってきた数字を載せているということなんですが、詳細につきましては補佐のほうから説明いたします。

○齊藤委員長 室井課長補佐。

○室井会計課長補佐 現金で、あくまでも決算年度、3月31日現在のもので、債権というのはそれ以降、出納整理期間中に動いたお金。4月、5月に動いたものについて載せてあります。

○齊藤委員長 君島委員。

○君島委員 これ、そういう区分なんですか。結局は3月31日と出納整理期間の2カ月分のやつ区分ということで、現金と債権という分け方なんですか。

○齊藤委員長 室井課長補佐。

○室井会計課長補佐 実務提要にも様式が似ているんですけども、この債権というのは一応29年度中に出るもの、例えば基金の積み立てとか、基金の取り崩し関係は29年度の予算なんですけれども、30年度5月中に出し入れされるものなんです。それと区別して、一応債権という欄に載せるようになっております。

○齊藤委員長 君島委員。

○君島委員 今はイメージ的に何となくわかったんですけども、そうしますと、最後に書いてある決算年度末現在高ってありますよね。これは当然3月31日現在ということですよ。そうすると、その段階においてこういうふうな形ですよということなんですか。

こういうことというのは、単純にやっていますと、大体のやつというのは、用語出ているやつですと、一番最初の財政調整基金ですと57億

9,530万8,988円が前年度末になっていますよね。  
これが現金になっていますよね。次のときに決算  
年度中の増減高ということで、現金のほうは74万  
3,738円の増、債権のほうでマイナス900万という  
ことは、この900万というのは出納整理期間に出  
した金額ですよという意味になっていくというこ  
とで、これの増減は単純に3月31日までにふえた  
金額だよということで、最終的にふえた金額とい  
うのは、その横の欄で合計してきたものを最終的  
に縦計算をしたというのが最終的な年度末の金額  
になりますよと、出納整理期間も合わせた金額に  
なりますよということですのでよろしいですね。

○齊藤委員長 室井課長補佐。

○室井会計課長補佐 おっしゃるとおりです。

○君島委員 わかりました。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討議すべき点は  
ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思ひ  
ますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結した  
いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結  
し、これより採決いたします。

認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳  
入歳出決算認定については、原案のとおり認定す  
べきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり  
認定すべきものと決しました。

会計課所管の審査事項は以上となります。

---

◇

### ◎その他

○齊藤委員長 その他として、委員の皆様から何か  
ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 執行部のほうからは何かございま  
すか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、以上で会計課の  
審査を終了いたします。お疲れさまでした。

ここで、昼食のため、休憩いたします。午後  
1時より最後残り1課なのでご辛抱ください。

休憩 午後 零時13分

再開 午後 1時00分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会  
を再開いたします。

---

◇

### ◎議会事務局の審査

○齊藤委員長 議会事務局の皆さん、お疲れさまで  
す。

初めに局長からご挨拶をお願いいたします。

石塚局長。

○石塚議会事務局長 (挨拶。)

○齊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、ここで総務企画常任委員会を決算審

査特別委員会第一分科会に切りかえます。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討論、  
採決

○齊藤委員長 認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

小平課長。

○小平議事課長 (認定第1号について説明)

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

小島委員。

○小島委員 53ページ、議員共済組合負担金ということですが、議員共済組合負担金というのはどんな形でやっているのか。共済組合私なんかは加入していないんですけれども、加入している方というのはどんな方なのか。

○齊藤委員長 小平課長。

○小平議事課長 議員共済会員につきましては、昔議員年金があったと思うんですけれども、あれがなくなっても、今でも議員年金をもらっている方がいますので、その人に払うものということで理解していただければと思います。ですので、現在の議員さんにつきましては、ないといった状況でございます。

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成委員 議会車の件なんですけど、今あの車種を選んだわけで、相見積もりで幾つかとっているということだとは思いますが、当初の予算から見れば大分安く購入したんだと思うんです。見込みからいうと、420ぐらいを予定していたものが、実

際には350からですから。その減額になった一番の要因というのは何でしょう。

○齊藤委員長 小平課長。

○小平議事課長 あくまでも入札で、当初予算で出てきたものよりかなり低く入札があったということで、352万800円ということでございます。

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成委員 初めからあのタイプということで予算は組んでいたということではないんですね。

○齊藤委員長 小平課長。

○小平議事課長 当初でああいう形ということで予定してございました。

○齊藤委員長 そのほかございますか。  
吉成副委員長。

○吉成委員 修繕料の件なんですけど、議場のマイクユニット修繕ということで24万からの修繕料が支出されたんですけども、まだ更新されて、そう古いものではないですよ。この修繕がせざるを得なくなってしまった原因はどこにあるんでしょう。

○齊藤委員長 小平課長。

○小平議事課長 原因といっても、精密な機械ですので、いつ壊れていくか、そういったことは想定できない金額を先読みする、ですので、原因としては、大きな原因は湿気が原因ということでございました。

○齊藤委員長 小平課長。

○小平議事課長 その後、湿気対応するために台の下に台を敷いたそうでございます。

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成委員 これってマイクユニットということだから、どこになるんですか。

○齊藤委員長 小平課長。

○小平議事課長 電源のところになります。電源モジュールの交換ということでございました。

○齊藤委員長 吉成副委員長。

○吉成委員 今回のこのシステムにしたごと自体まだ、数年しか経っていないわけですから、そうすると、本来であれば、最初からそういうことが施されていけば、湿気が強かったということにもなるわけですね。今回入れて我々が使っているメーカーについては、東西的那須塩原の議場だけではなくて、全国的にも幾つものあれと同じものが利用されていると思うんですが、たまたま那須塩原市の議場がしなかったことになる。

○齊藤委員長 石塚事務局長。

○石塚議会議務局長 去年の9月、全協のときに急にマイクが入らなくなって、急遽市の備品で対応したという経過があるんですけども、もともとこの議場というのが、ご存じのように昭和58年に旧黒磯市で建てた議場をそのまま使っているということで、古くはテープ等をとって音声を録音していたという機械も今現在あそこに入っているわけです。

もちろん、さまざまな電源とか、複数の機械をあの1カ所に集約しているということで、非常にマイクユニットだけであればもうちょっとすっきりとした形で、要するに、余裕を持って機器の配置ができたものを、後から次々にいろいろなものをあの中に集約していったという関係もあるものですから、なかなか湿気が抜けないというのがまずは原因だったのかなと。プラス多少高温になりますので、湿気と高温の両方が原因として、今回マイクが突如入らなくなったというのが起きたということなんです。

現在のシステムの更新が来年の2月ぐらいが更新の時期になるということで、その辺も見据えて、ちょっとどういう形でいくかというのは考えなきゃいけないと思います。

加えて、プラスの説明をしてしまいますと、議

場でブザーの音、議長の発言の前とか予鈴のためのブザーが、なかなかその辺のところも接触の問題がやや出てきているというところがありますので、今後の話をして大変恐縮ですが、様子を見ながら対応していきたいなというふうに考えているところです。

以上です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

進行を副委員長にかわります。

○吉成副委員長 齊藤委員長。

○齊藤委員 1つだけ。委員会録の特急料金と通常料金なんですけれども、やっぱりこれ特急料金にせざるを得ない理由があって使ってはいると思うんですけども、これ通常ですと、何年度が基準というわけじゃないんですけども、どのぐらいになればいい値段なのかなというのがちょっと、要は使った分でしか上がってこないのだけれども、例えば期間がうまくとれば特急じゃなくてもいいのかなと。要は使う回数が多くなってしまふということはそれだけ支出するので、そういったデータなんかはありますか。何回出したとかはわかんないか。

○吉成副委員長 小平課長。

○小平議事課長 ちょっと回数では計っていません。

特急と通常につきましては、企画総務や福祉教育、建設経済につきましては特急を使っています。ほかの議会運営委員会や予算常任委員会、決算常任委員会とか議会報告会、建設経済の常任委員会協議会などにつきましては通常のほうでやっております。

いずれにしても、普通に、粗原でいただきまして皆様に確認してもらったりする部分が必要なことがございますので、この3常任委員会については特急でやっていくということになります。

○齊藤委員 わかりました。

○吉成副委員長 石塚局長。

○石塚議会議務局長 議事録の調製なんですけれども、以前は本会議だけだったわけです。ただ、今現在、常任委員会、議会運営委員会、さまざまところできちんとした議事録の調製をしていかなきゃならないということで、今の業者委託をしているわけでございますけれども、実は業者のほうでは現在も手作業なんです、これは。要は通常のパソコンと同じように手で打つわけです。で、耳で聞くわけなんですけれども、当然、ストップスイッチの作業は足で。それが一番早いということで聞いています。

そういった作業内容からいって単価が出てきているというのが実情なわけでございます、その中で例えば特急料金が本当に一両日の間に出てくるというのは大変な作業で、本当にプロフェッショナルな仕事だなというふうに我々は感じて、常に連絡をとりながらやっているわけなんですけれども、非常に感謝しているなというところは、本当に議事録がスピーディーにでき上がっているというのはそのおかげだということで感じているところです。

すみません。

○吉成副委員長 それでは司会を戻します。

○齊藤委員長 すみません。

そのほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討議すべき点はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

議会議務局所管の審査事項は以上となります。

—————◇—————

#### ◎その他

○齊藤委員長 その他として、委員の皆さんから何かございますか。

小島委員。

○小島委員 (会議録について)

○齊藤委員長 なければ、事務局のほうから何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、以上で議会議務局の審査を終了いたします。お疲れさまでした。ここで、事務局退席のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時24分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

---

◇

◎その他

○齊藤委員長 それでは、次第3のその他に入ります。委員の皆さんから何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 なければ、事務局から何かありますか。

事務局。

○鎌田書記（事務連絡。）

○齊藤委員長 それでは、次第3のその他を終了いたします。

---

◇

◎散会の宣告

○齊藤委員長 以上で、本定例会における委員会の議事日程は全て終了いたしました。

本委員会の審査報告書は本職が作成し、議長に提出いたしますので、ご一任くださるようお願いいたします。

これをもちまして総務企画常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午後 1時24分